

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 5月31日

【計算期間】 第25期(自 2016年 1月 1日 至 2016年12月31日)

【ファンド名】 ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
(NIKKO MONEY MARKET FUND)

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメン
ト・カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 高 橋 寿 幸

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り 2 番
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹 野 康 造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹 野 康 造

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

【提出書類】	募集事項等記載書面
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年5月31日
【発行者名】	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役 高橋 寿幸
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹野 康造
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド (NIKKO MONEY MARKET FUND)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】	()USドル・ポートフォリオ 100億アメリカ合衆国ドル(約11,219億円)を上限とする。 ()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ 70億オーストラリア・ドル(約6,009億円)を上限とする。 ()カナダ・ドル・ポートフォリオ 50億カナダ・ドル(約4,203億円)を上限とする。 ()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ 50億ニュージーランド・ドル(約3,922億円)を上限とする。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

(注1) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされる。

(注2) 以下、本書において、アメリカ合衆国ドルを「米ドル」、アメリカ合衆国セントを「米セント」、オーストラリア・ドルを「豪ドル」、オーストラリア・セントを「豪セント」、カナダ・ドルを「加ドル」、カナダ・セントを「加セント」、ニュージーランド・ドルを「NZドル」、ニュージーランド・セントを「NZセント」ということがある。

(注3) 円貨換算は便宜上、2017年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=112.19円、1豪ドル=85.84円、1加ドル=84.05円および1NZドル=78.43円)による。以下、別段の記載がない限りこれらの金額表示はすべてこれによる。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(NIKKO MONEY MARKET FUND)(以下「トラスト」という。)

「日興外貨MMF」または「外貨建てMMF」と呼称することがある。

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券。

トラストは、サブ・ファンドとしてUSドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオをもつアンブレラ型ファンドである(以下各サブ・ファンドを「ファンド」といい、各ファンドの受益証券を「ファンド証券」という。)

USドル・ポートフォリオを「米ドルMMF」、「ニッコウ米ドルMMF」、「日興米ドルMMF」、オーストラリア・ドル・ポートフォリオを「豪ドルMMF」、「ニッコウ豪ドルMMF」、「日興豪ドルMMF」、カナダ・ドル・ポートフォリオを「カナダ・ドルMMF」、「加ドルMMF」、「ニッコウ・カナダ・ドルMMF」、「日興カナダ・ドルMMF」、「ニッコウ加ドルMMF」、「日興加ドルMMF」、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオを「ニュージーランド・ドルMMF」、「NZドルMMF」、「ニッコウ・ニュージーランド・ドルMMF」、「日興ニュージーランド・ドルMMF」、「ニッコウNZドルMMF」、「日興NZドルMMF」等と呼称することがある。

ファンド証券について、管理会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または登録信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンド証券は、追加型である。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

()USドル・ポートフォリオ

100億米ドル(約11,219億円)を上限とする。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

70億豪ドル(約6,009億円)を上限とする。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

50億カナダ・ドル(約4,203億円)を上限とする。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

50億ニュージーランド・ドル(約3,922億円)を上限とする。

- (注1) 円貨換算は便宜上、2017年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=112.19円、1豪ドル=85.84円、1加ドル=84.05円および1NZドル=78.43円)による。以下、別段の記載がない限りこれらの金額表示はすべてこれによる。
- (注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(4) 【発行(売出)価格】

各申込みが受領された営業日の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格とする。(ただし、通常は1口当たりUSドル・ポートフォリオは1米セント、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは1豪セント、カナダ・ドル・ポートフォリオは1加セント、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは1NZセントである。)

なお、発行価格に関する照会先は、下記(8)申込取扱場所に同じ。

(5) 【申込手数料】

申込手数料はない。

(6) 【申込単位】

1,000口以上1口単位。ただし、有価証券、その他販売会社において取り扱う証券、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち販売会社において米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルで支払われるものによりファンド証券を取得する場合は、1口以上1口単位。また、販売会社が別の契約書で定める場合は、当該契約書に従うものとする。また、場合により、申込日に、販売会社が定める円金額相当額以上について、販売会社が決定する為替相場に基づいて定める口数以上1口単位とする。ただし、販売会社はこれと異なる申込単位を定めることができる。具体的な申込単位については、(8)に記載される申込取扱場所に照会のこと。

なお、申込取扱場所となる各金融商品取引業者を「販売会社」という。

(7) 【申込期間】

2017年6月1日(木曜日)から2018年5月31日(木曜日)まで

(注1) 申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

(注2) ファンドは、米国の市民、居住者、法人等に該当しない者に限り、申込みを行うことができる。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所については下記に照会のこと。

S M B C日興証券株式会社(代行協会員)

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<http://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03-5644-3111(受付時間：日本における営業日の8:40~17:10)

(9) 【払込期日】

申込日の翌営業日

(10) 【払込取扱場所】

上記(8)申込取扱場所に同じ。

投資者は、申込金額を販売会社に支払うものとする。

各申込日の発行価額の総額は、買付注文がなされた営業日の翌営業日に販売会社によって保管受託銀行であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社のファンド口座にUSドル・ポートフォリオの場合は米ドル、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの場合は豪ドル、カナダ・ドル・ポートフォリオの場合は加ドル、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの場合はNZドルで払い込まれる。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当なし。

(12) 【その他】

申込証拠金はない。

引受等の概要

- (a) 各販売会社は、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」という。）との間の日本におけるファンド証券の販売および買戻に関する契約に基づきファンド証券の募集を行う。
- (b) 販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社を通じて間接に受けたファンド証券の買付注文、買戻および転換請求を管理会社へ取次ぐ。
- (c) 管理会社はS M B C日興証券株式会社を日本における管理会社の代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たり純資産価格を公表し、また目論見書、運用報告書その他の書類を販売会社および他の販売・買戻取扱会社(以下、販売会社と合わせて「販売取扱会社」という。)に送付する等の業務を行う会社をいう。

申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。申込金額は、円貨で支払う場合は、米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルと円貨との換算はすべて各申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。申込金額は、販売取扱会社が応じ得る範囲内で米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルで支払うこともできるが、その場合は販売取扱会社の米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドル預金口座への振込等により行うものとする。ただし、販売取扱会社はこれと異なる申込方法によることができる。具体的な申込方法については、(8)に記載される申込取扱場所に照会のこと。

申込金額は、販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社のファンド口座に、米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルで払込まれる。

日本以外の地域における発行

EU加盟国およびそのいずれの地域においても、ファンド証券の公衆に対する勧誘・販売は行われない。さらにファンド証券は、アメリカ合衆国およびその領土、コモンウェルスあるいは属領の市民あるいは居住者、またはアメリカ合衆国あるいはそのいずれかの州の法律の下で設立され存続する会社、パートナーシップ、トラストあるいはその他の法人に対して発行されず、それらのために譲渡または登録されない。

【有価証券報告書】

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(以下「トラスト」という。)は、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。トラストは、サブ・ファンドとしてUSドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオをもつアンブレラ型ファンドである(以下各サブ・ファンドを「ファンド」といい、各ファンドの受益証券を「ファンド証券」という。)。S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)は、1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セント、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セント、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに、それぞれ維持するように最善を尽くす。

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

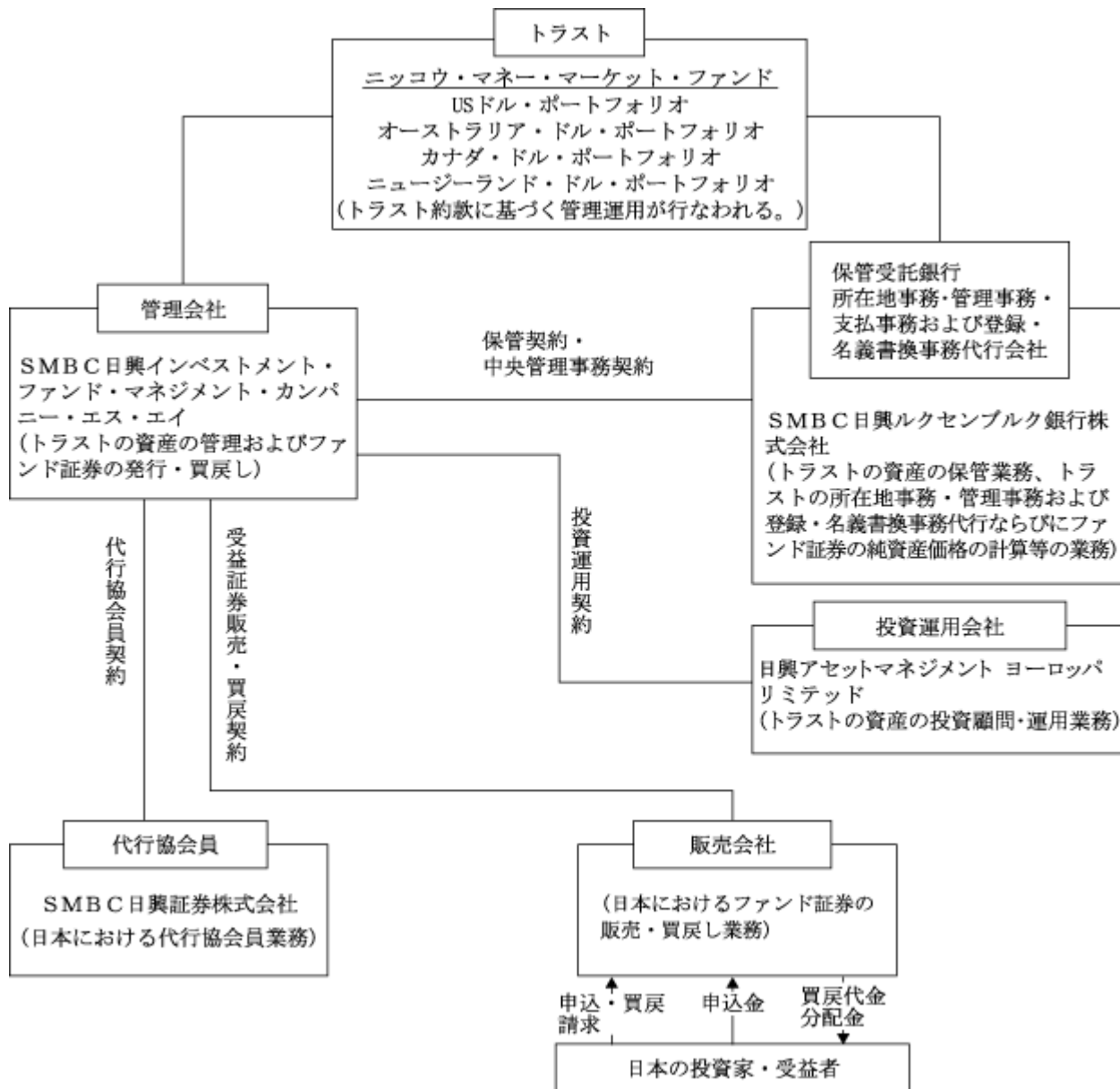
トラストは、ルクセンブルグにおいて設立され、随時改正される投資信託に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」という。)のパート の投資信託としての資格を有する投資信託(以下「UCI」という。)の公式リストに登録されており、随時改正されるオルタナティブ投資ファンド運用者(以下「AIFM」という。)に関する2013年7月12日法(以下「2013年法」という。)第1条第39項に規定された範囲におけるオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)としての資格を有している。トラストは、オルタナティブ投資ファンド運用者として、管理会社を任命した。

(2) 【ファンドの沿革】

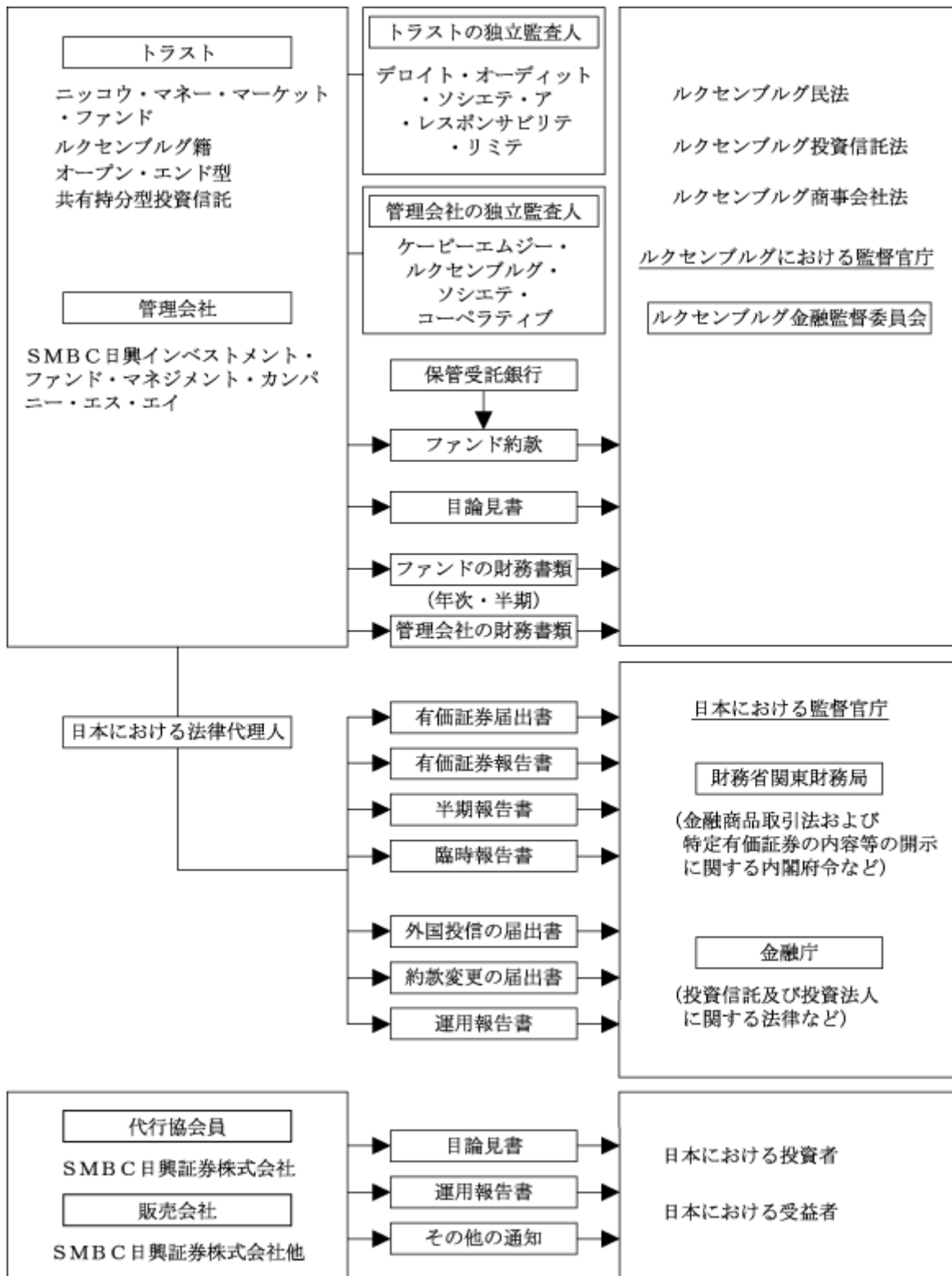
1990年8月9日	ユーロ・インデックス・ファンド・マネジメント・エス・エーの名称で前 管理会社設立
1990年12月14日	前管理会社の定款変更および名称をウェルズ・ファーゴ・フォーリン・ ファンズ・マネジメント・エス・エーに変更
1992年1月13日	マネー・マーケット・ファンド(USドル)約款効力発生
1992年1月17日	トラストの運用開始
1992年2月27日	トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カン パニー・エス・エイ(現管理会社)設立
1996年1月1日	トラストの約款変更効力発生
1996年1月1日	管理会社をウェルズ・ファーゴ・フォーリン・ファンズ・マネジメント・ エス・エーからトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネ ジメント・カンパニー・エス・エイ(1992年2月27日設立)に変更
1996年1月1日	投資顧問会社をウェルズ・ファーゴ・フォーリン・ファンズ・アドバイ ザーズからニッコウ・キャピタル・マネジメント(UK)リミテッドに変更
1996年5月30日	トラストの約款変更効力発生
1998年7月17日	アンブレラ・ファンドへの組織変更のための約款変更効力発生
1998年8月3日	アンブレラ・ファンドへの組織変更効力発生
1998年10月12日	トラストの約款変更効力発生
1999年6月1日	トラストの約款変更効力発生
2000年11月5日	トラストの約款変更効力発生
2002年6月1日	トラストの約款変更効力発生
2002年6月28日	トラストの約款変更効力発生
2003年8月23日	トラストの約款変更効力発生
2007年2月15日	トラストの約款変更効力発生
2011年4月1日	管理会社名をトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジ メント・カンパニー・エス・エイからS M B C日興インベストメント・ ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイに変更
2011年7月1日	トラストの約款変更効力発生
2012年12月6日	ユーロ・ポートフォリオの償還
2014年5月31日	トラストの約款変更効力発生
2014年9月30日	トラストの約款変更効力発生
2015年5月29日	トラストの約款変更効力発生
2016年5月31日	トラストの約款変更効力発生

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み～管理・運用関係～



ファンドの仕組み～準拠法・規制法と書類関係～



2016年4月末日現在

管理会社とトラストの関係法人との契約関係

トラスト運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
管理会社	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	トラスト改正約款(2016年5月31日効力発生)
保管受託銀行、所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社	S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	2014年6月30日付で管理会社と当会社との間で締結された保管契約に基づく、トラストの資産の保管業務。(注1) 2014年6月30日付で管理会社と当会社との間で締結された中央管理事務契約(注2)に基づくファンド証券の登録・名義書換、純資産価格の計算および記録の維持等の業務。
投資運用会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド (Nikko Asset Management Europe Ltd)	2014年7月17日付管理会社と当会社との間で締結された投資運用契約(注3)に基づく、トラストに関する投資運用業務。
代行協会員	S M B C日興証券株式会社	1998年7月6日付で管理会社と当会社との間で締結された代行協会員契約(改正済)(注4)に基づく、日本における代行協会員業務。
販売会社	前記「証券情報、(8) 申込取扱場所」参照のこと。	管理会社と各販売会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約(注5)に基づく、日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務。

(注1) 保管契約とは、トラスト約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等トラストの資産の保管業務等を行うことを約する契約である。

(注2) 中央管理事務契約とは、管理会社によって任命された所在地事務・管理事務および登録・名義書換事務代行会社が、記録の維持、券面の処分、申込みおよび買戻しの取扱い、純資産価格の計算等を行うことを約する契約である。

(注3) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってトラストの資産の日々の運用を行うことを約する契約である。

(注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

(注5) 受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を販売会社が法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概要

管理会社	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
設立準拠法	<p>管理会社は、ルクセンブルグの法律に基づき、1992年2月27日に、無期限の存続期間を有する株式会社として設立され、その定款は、当初1992年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では2014年4月22日に修正され、2014年5月16日にメモリアルに公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。管理会社は、2010年法第16章のもとで、管理会社として2種類の認可を取得することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)の範囲内におけるAIF以外の投資ビークルの運用に責任を負うか、外部のAIFMを任命しているAIFの管理会社として行為するか、または、一定の許容条件の範囲で一もしくは複数のAIFの管理に責任を負う管理会社。 ・外部のAIFMを任命することなくAIFMDの規定に基づくAIFの管理に責任を負う管理会社。 <p>管理会社は、AIFMDに従うAIFMとして認可されている。</p>
事業の目的	<p>管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を所在地とするか否かにかかわらず(2010年法第125 - 2条に規定された範囲内の)UCIを管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。この関係において、管理会社は、2013年法に従ってAIFMとして行為する。管理会社は、ルクセンブルグの法律および規則、特に、2010年法の規定および2013年法の規定に定める制限の範囲内で、直接的または間接的に、その管理するファンドの目的の達成に有益かつ必要なあらゆる活動を行うことができる。</p> <p>管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。管理会社は、トラストおよび受益者に代わって、有価証券の購入、販売、申込みおよび取引を含む運営および管理を行うことができ、トラストの資産に直接的または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。</p>
資本金の額	<p>2017年3月末日現在、管理会社の発行済株式資本は、5,446,220ユーロ(約6億5,240万円)で、全額払込済である。1株20ユーロ(約2,396円)で記名株式272,311株を発行済である。</p> <p>(注)ユーロの円貨換算は、2017年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=119.79円)による。</p>
沿革	1992年2月27日：設立
大株主の状況	2017年3月末日現在、大株主は、ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番のS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)で、発行済株式全株を所有している。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

ファンドの名称

ニコウ・マネー・マーケット・ファンド(Nikko Money Market Fund)

ファンドの形態

トラストは、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」という。)の法律および2010年法パートの規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびトラストの証券所持人(以下「受益者」という。)との間の契約(以下「約款」という。)によって設定されたオープン・エンド型アンブレラ型の共有持分型投資信託である。ファンド証券は、いつでも、管理会社により、純資産価格で発行され、また受益者の要求に応じて買戻される仕組みとなっている。トラストは、2013年法の意味する範囲におけるAIFとしての資格を有している。トラストは、AIFMとして、管理会社を任命した。

トラストは、数種類のクラスの受益証券を発行し、発行手取金は、各クラスのために管理会社の取締役会(以下「取締役会」という。)が決定する投資方針に従い、別々に投資される。

受益者との関係では、トラストの各サブ・ファンドは、独立した主体と見做される。

準拠法

トラストの設立準拠法は、ルクセンブルグの法律である。

また、トラストは、2010年法、2013年法、勅令、金融監督委員会(Commission for the Supervision of the Financial Sector)(以下「CSSF」という。)の通達等の規則に従っている。

(5) 【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

(a) 金融監督委員会(「CSSF」)に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、CSSFへの登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない。

さらに、第11(6)「財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載するように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、承認された法定監査人により監査され、CSSFに提出されなければならない。トラストの承認された法定監査人は、デロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテ(Deloitte Audit, Société à responsabilité limitée)である。さらに、ファンドは、CSSF通達15/627に基づき、CSSFに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

(b) 受益者に対する開示

ファンドの監査済年次報告書、未監査半期報告書および過去の運用実績は、管理会社、保管受託銀行およびいずれかの支払事務代行会社の登録上の事務所において、受益者は無料でこれを入手することができる。これらの報告書は、適用ある場合、ファンド資産のうち、その非流動性により特別なアレンジの対象となる資産の比率、ファンドの流動性の管理に係る新規のアレンジ、ファンドについて利用されるレバレッジの総額およびファンドにより利用されるレバレッジの最大限度(その変更を含む。)ならびに現在のファンドのリスクの特性についての情報を含む。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。また、ルクセンブルグの商業および法人登記所において、約款(その変更を含む。)を閲覧することができ、その写しを入手することができる。各ファンドの受益証券の日々の純資産価格および評価の停止といったトラストおよび管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社および保管受託銀行の事務所において公表される。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲においてルクセンブルグの「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」(以下「RESA」という。)を通じて公告される。

個別の受益者に対する優先的な取扱いは、認められるものではない。受益者の権利は、目論見書および約款に記載されるとおりである。

2013年法により義務付けられ、かつ英文目論見書において開示されない限り、2013年法第21条および適用ある規則により要求される情報の一部が、財務書類により、受益者に対して定期的に提供され、重要性の根拠が示された場合または適用ある規則により要求された場合は受益者に対して通知される。

ファンドの販売会社への請求について、管理会社が開示を認めることを条件に、リスク資産の報告を無料で入手できることに受益者は注意されたい。

上記に加え、受益者は、管理会社に請求することにより以下の情報を入手することができる。

- ファンドがレバレッジを利用することができる状況およびレバレッジの利用に伴うリスク
- ファンドが投資戦略または投資方針を変更する際の手続きの説明
- AIFMとしての管理会社が、専門家責任リスクに関する2013年法第8条第7項の要件を如何に遵守しているかの説明
- リスクを管理するため、AIFMとしての管理会社が採用しているリスク管理体制
- 流動性リスクを管理するため、AIFMとしての管理会社が使用している方法の説明
- AIFMとしての管理会社が、受益者の公平な取扱いを如何に確保しているかの説明
- 2013年法、別紙I、第1項に記載される委任された職務の説明
- ファンドの評価手続きおよびその資産の評価のためのプライシングの方法の説明

- すべての報酬、手数料および費用ならびにそのうち受益者が直接または間接に負担する最高額の説明
- 入手可能なファンドの過去の実績の説明

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本において1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号(改正済))(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資信託に関する法律上の開示

管理会社は、トラスト受益証券の募集の取り扱い等を行なう場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に従い、トラストにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また管理会社はファンドの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに管理会社は、トラストの資産について、トラストの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、遅滞なく金融庁長官に提出しなければならない。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合または他の信託と合併しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のトラストの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面(交付運用報告書)は、日本の知れている受益者に交付される。運用報告書(全体版)は、管理会社のために代行協会員のホームページに掲載される。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付される。

ホームページ・アドレス <http://www.smbcnikko.co.jp/>

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびトラストは、CSSFの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

登録の届出の受理

(a) ルクセンブルグに所在するすべての投資信託(リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付の法律に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンドを除く。)は、CSSFの監督に服し、CSSFに登録しなければならない。

(b) 欧州連合(以下「EU」という。)加盟国の監督官庁により認可されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)は、欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達の2009/65/ECの要件(改正済)に適合しなければならない。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきCSSFに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができる。UCITS所在国の所轄官庁からCSSFに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となる。

トラストは、2010年法のパート の下で投資信託として設定されており、受益証券は、欧州連合加盟国では公衆に対して販売されない。2010年法第88 - 1条のもとで、ファンドは、AIFMDおよびその施行規則(以下「AIFM規則」という。)ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定する、AIFとしての資格を有している。

(c) 外国法に準拠して設立または運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその受益証券を販売するためには、当該投資信託が設立された国において、投資家の保護を保證するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければならない。さらにこれらの投資信託は、CSSFにより、2010年法に規定されるものと同等と見なされる監督に服していなければならない。

(d) EUおよびEU以外のAIFのルクセンブルグの機関投資家への販売は、AIFM規則に規定される適用規則ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとする。

登録の拒絶または取消

ルクセンブルグの投資信託が適用ある法令またはCSSF通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合、またはその監査人が受益者に対する報告義務およびCSSFに対する開示義務を怠った場合には、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、ルクセンブルグの投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が、CSSFおよびルクセンブルグの法律により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合には、登録は拒絶されうる。

登録が取消された場合、ルクセンブルグの投資信託についてはルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散および清算されうる。

目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、事前にCSSFに提出されなければならない。CSSFは書類が適用ある法律、勅令、通達に適合すると認めた場合には、申請書に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

財務状況およびその他の情報に関する監査

投資信託の財務状況ならびに投資者およびCSSFに提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人は財務状況その他に関する情報が不完全、または不正確であると判断した場合には、その旨を中央銀行に報告する義務を負う。監査人は、CSSFが要求するすべての情報(投資信託の帳簿その他の記録を含む。)をCSSFに提出しなければならない。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

USドル・ポートフォリオ

ファンドは質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1米セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみ投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が金融市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する金融市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間(満期)の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ社」という。)のP-1格以上の証券もしくは証券、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証券のみに投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンドは質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1豪セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に適切に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証券のみに投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証券の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証券の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が金融市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する金融市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間(満期)の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、S&PのA-1格以上もしくはムーディーズ社のP-1格以上の証券もしくは証券、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証券のみに投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンドは質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1加セントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみ投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が金融市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する金融市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間(満期)の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、S&PのA-1格以上もしくはムーディーズ社のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンドは質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たり純資産価格を1NZセントに維持するよう最善を尽すものとする。

ファンドは、買戻請求に対応するため、証券や金融市場証券等の資産の一定割合を翌日満期の証券や金融市場証券で保有する。ファンドは通常の場合、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、残存期間が397日間を超えない証券または証書のみ投資する。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存期間^(注)は、60日間を超えない。ファンドのポートフォリオ全体の証券および証書の加重平均残存年限^(注)は、120日間を超えない。

(注)「加重平均残存期間」とは、変動利付商品の満期が、証券の元本払戻しまでの残存期間ではなく、次の利率が金融市場金利にリセットされるまでの残存期間であると仮定し各金融商品の相対的保有割合を反映するよう加重した、ファンドの全ての保有証券の償還までの平均残存期間である。実務上は、加重平均残存期間は、変動する金融市場金利に対するマネー・マーケット・ファンドの感応度の計測に利用される。

「加重平均残存年限」とは、ファンドが保有する各証券の元本全額が償還されるまでの残存期間(満期)の加重平均である。加重平均残存期間の計算とは異なり、加重平均残存年限の計算には、変動利付証券および仕組み金融商品の利率のリセット日の使用は認められず、証券に定められた最終償還期限のみを使用する。元本の償還が延期されれば延期されるほど信用リスクは高くなるため、加重平均残存年限は信用リスクの測定に利用される。加重平均残存年限はまた、流動性リスクを限定するためにも利用される。

ファンドは、S&PのA-1格以上もしくはムーディーズ社のP-1格以上の証券もしくは証書、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断する証券もしくは証書のみ投資する。ファンドの公社債への投資は、ムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、または格付がないものについては、投資運用会社はその裁量によりこれらと同等と判断するものでなければならない。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

買戻し条件付契約(現先契約) ファンドは高格付の金融機関(銀行、証券会社等)と買戻し条件付契約(現先契約)を締結することができる。買戻し条件付契約(現先契約)とは、買主(ファンド)が債券を買い付け、売主が合意された価格、日付および利息でその債券を買い戻すことを合意した契約である。これにより、当該期間中の市場変動にかかわらず一定の割合の収益を確保できることになる。買戻し条件付契約(現先契約)は、通常1週間程度の短期間のものである。

管理会社が決定するファンドの投資目的および/または投資方針の重大な変更は、CSSFから当該重大な変更に係る承認を受けた後にルクセンブルグの目論見書に組み込まれるものとし、当該重大な変更の効力が発生する1か月前までにファンドの受益者に通知されるものとする。これにより、受益者は、希望する場合、(投資に係る重大な変更を受け入れるのではなく、)効力発生日より前にCSSF通達14/591に従い、買戻し手数料を課されることなくファンド証券の買戻しを行うことができる。

現在、いずれのファンドも、トータル・リターン・スワップ、証券貸付取引または逆買戻し条件付契約(逆現先契約)の取引を行う見通しはない。投資運用会社の意図が変更された場合、それに伴い目論見書も更新される。

いずれかのファンドが、買戻し条件付契約(現先契約)の取引を行う場合、証券金融取引及び再使用の透明性に関する欧州議会及び理事会の2015年11月25日付の規則(EU)2015/2365及び修正規則(EU)648/2012により要求されるすべての情報は、管理会社の登録上の事務所において入手可能である。

(2) 【投資対象】

USドル・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、OECD加盟国政府、これらの国の地方自治体または政府機関が発行または保証する証券、コマーシャル・ペーパー（CP）、銀行引受手形（BA）、譲渡性預金証書（CD）、定期預金証書、買戻し条件付契約（現先契約）等の米ドル建の短期債券および証書である。ファンドはまた、米ドル建でない証券および証書に投資し、通貨スワップによりこれらの投資対象を米ドルに対してヘッジすることができる。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、OECD加盟国政府、これらの国の地方自治体または政府機関が発行または保証する証券、コマーシャル・ペーパー（CP）、銀行引受手形（BA）、譲渡性預金証書（CD）、定期預金証書、買戻し条件付契約（現先契約）等の豪ドル建の短期債券および証書である。ファンドはまた、豪ドル建でない証券および証書に投資し、通貨スワップによりこれらの投資対象を豪ドルに対してヘッジすることができる。

カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、OECD加盟国政府、これらの国の地方自治体または政府機関が発行または保証する証券、コマーシャル・ペーパー（CP）、銀行引受手形（BA）、譲渡性預金証書（CD）、定期預金証書、買戻し条件付契約（現先契約）等の加ドル建の短期債券および証書である。ファンドはまた、加ドル建でない証券および証書に投資し、通貨スワップによりこれらの投資対象を加ドルに対してヘッジすることができる。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、OECD加盟国政府、これらの国の地方自治体または政府機関が発行または保証する証券、コマーシャル・ペーパー（CP）、銀行引受手形（BA）、譲渡性預金証書（CD）、定期預金証書、買戻し条件付契約（現先契約）等のNZドル建の短期債券および証書である。ファンドはまた、NZドル建でない証券および証書に投資し、通貨スワップによりこれらの投資対象をNZドルに対してヘッジすることができる。

(3) 【運用体制】

管理会社は、約款第6条「投資制限」に規定された制限に従い、受益者のために、有価証券の売買、応募、交換および受領ならびにトラストの資産に直接または間接に付随する一切の権利の行使等、トラストを管理、運用する最大の権限を付与されている。

管理会社の取締役会は、約款第6条「投資制限」に規定された制限内でトラストの投資方針を決定する。

管理会社の取締役会は、投資方針の遂行ならびにトラストの資産の管理および運用を行うために、ジェネラル・マネージャー1名もしくはマネージャー数名および管理業務代行者数名を任命することができる。

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資について、投資運用者として行為するファンドの投資運用会社に、ポートフォリオ運用を委任している。投資運用会社は、ファンドの資産の日々の運用に責任を負う。

具体的な投資運用体制は以下のとおりである。

運用チームの運用体制

グローバル・インベストメント・チームのメンバーとともにシニア・インベストメント・スタッフを中核とするチームによりファンドの運用が行われ、これをさらにアナリストとディーラーを含むインベストメント・スタッフが運用のサポートをしている。運用チームは、コンプライアンスおよび投資管理チームとともにリスク・アンド・パフォーマンス・チームにより補佐されている。

意思決定プロセス

投資運用会社は、定性調査と定量調査により、様々な発行体の信用度を評価する。投資運用会社はその分析を信用格付ならびに、星の数で信用度の方向性を評価する日興スター・コンフィデンス・メジャー（以下「SCM」という。）により結論付ける。信用格付ならびにSCMは、マネー・マーケット・ポートフォリオについて投資運用会社に承認された発行体リストに掲載するための鍵となるパラメータである。リストに掲載されているすべての発行体は、投資運用会社のグローバル・クレジット・リサーチ・チームによって、絶えず監視される。

ファンダメンタルの分析により、ポートフォリオ・マネージャーは異なるマーケットの金利動向の見通しを立てる。その後どの満期のものに投資するかを決定するためにイールド・カーブの形状を分析し、決定された満期日構成に合致するよう、前述の発行体リストから最も魅力的な利回りを提供する証券が選ばれる。場合によっては現金のまま保有するほうがファンドにとって有利なため、いかなる時点においても、証券によりもたらされる利回りはファンドの保有する現金が提供する利回りと比較される。

投資運用会社はファンドの目的に従って厳しいリスク管理を適用しており、証券の購入にあたっては、2つの主要なリスク、即ち金利リスクおよび信用リスクに常に十分注意する。

すべてのポートフォリオの特性についての定期的なレビューを含むポートフォリオの継続的な監視を、独立したリスク・アンド・パフォーマンス・チームが行う。その結果は、運用チームおよびシニア・マネジメントならびにグローバル・ヘッド・オブ・リスクおよびグローバル・チーフ・インベストメント・オフィサーにも伝えられる。

職務および権限

1名のシニア・ポートフォリオ・マネージャーが1名のアシスタント・ポートフォリオ・マネージャーおよびシニア・ディーラーとともにファンドの運用について直接責任を負い、フィクスト・インカムのトップにより監督される。

ロンドンの運用チーム構成員のうち3名は、マネー・マーケット・ポートフォリオに関する発行体リストを常に監視する日興アセットマネジメントグループのグローバル・クレジット・リサーチ・チームに所属している。

会議

ポートフォリオの特性とポジショニングをレビューするため投資チーム内の公式会議が定期的に行われる。すべてのファンドのパフォーマンスのレビューは、毎月別途行われる。両会議ともフィクスト・インカムのトップが出席する。

（注）上記の運用体制は、2017年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。

(4) 【分配方針】

管理会社は、各ファンド証券の1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セントに、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セントに、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントに、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに維持するために必要な額の分配を日々宣言することを意図している。日々の分配金は、米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルで表示され、1口当たり米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルの小数点以下第8位まで計算される。分配金は、買付けられる受益証券については、買付代金が保管受託銀行により受領された営業日から、買戻される受益証券については、買戻代金が支払われる営業日の前日まで発生する。

各営業日およびそれに続く非営業日に適用される分配額は、当該営業日のルクセンブルグでの営業開始時に入手することができる。ただし、相当量の買戻請求がなされ、これに応ずるためファンドの組入れ証券を処分しなければならず、そのためファンドの価値がかなりの影響を受ける場合、管理会社は告知された分配額を取消し、当該営業日に決定される純資産価格を基礎に分配額を決定することができる。ただし、当該再評価は分配金が支払われる営業日前になされ告知される。

各ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言された発生済・未払いのすべての分配金(ルクセンブルグおよび/または受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)は当該最終営業日の直前の日に適用される各ファンドの1口当たり純資産価格で自動的に再投資され、追加のファンド証券として発行される。日本の受益者のために、かかる再投資は管理会社と各販売会社との間の契約に基づいて各販売会社が行う。ファンド証券の買戻しの場合に買戻代金とともに発生済・未払いの分配金が支払われる以外に、現金による分配金支払いは行われぬ。

管理会社は、合理的に可能な限り、ファンド証券1口当たり純資産価格を1米セント、1豪セント、1加セントまたは1NZセントに維持するよう尽力する。

分配の結果、ルクセンブルグ法に規定される最低額のアメリカ合衆国ドル相当額を下回ることとなるような場合分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に徴収されなかった分配金については、その受領権は消滅し、当該ファンドに帰属する。

前記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

(5) 【投資制限】

管理会社またはその代理人はファンドの資産の運用にあたり、トラスト約款に規定されているとおり、以下の制限を遵守する。

(1) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の証券を保有することとなる場合、ファンドのためにかかる有価証券に投資しない。

ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域的機関か世界的機関かを問わない。)により発行または保証された有価証券には適用されない。

- (2) 管理会社は、トラストが同一発行体の同一種類の有価証券の10%を超え、また管理会社が運用する他の投資信託とあわせて15%を超えて保有することとなる場合、ファンドのためにかかる有価証券に投資しない。
- ただし、かかる制限は、OECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域的機関か世界的機関かを問わない。)により発行または保証された有価証券には適用されない。
- (3) 管理会社は、投資信託への投資がファンドの純資産総額の10%を超過することとなる場合、ファンドのためにかかる投資信託に投資しない。ファンドの投資方針・制限に反するような投資信託に投資しない。さらに、トラストと同一のプロモーターの投資信託に投資する場合、ファンドの投資資産に、発行手数料またはその他の取得費および管理・投資運用報酬は課されない。また、管理会社は、ファンドのために、当該ファンドの資産を他の投資法人の投資証券に投資しない。
- (4) 管理会社は、ファンドおよび管理会社が管理する他の投資信託のため、支配または経営を目的として投資しない。
- (5) 管理会社は証券を信用で購入しない(ただし、ファンドは組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けられることができる。)。また、証券の空売りをしたり、ショートポジションを維持したりしない。ただし、先物取引および先渡契約(ならびにこれに関するオプション)に関し、当初および継続証拠金を預託することができる。管理会社は、いかなる場合もファンド純資産の5%を超えて、先物契約の当初証拠金の預託およびオープン先物オプション・ポジションのプレミアムの契約をしない。
- (6) 管理会社は、ファンドのために不動産を売買しないものとする。ただし、管理会社は、ファンドのために、不動産もしくはその権利により担保されている有価証券または不動産もしくはその権利に投資している会社が発行している有価証券に投資することができる。
- (7) 管理会社は、商品、商品契約、または商品もしくは商品についての権利を表象する証券に関する契約を締結してはならず、本制限においてかかる商品には貴金属およびこれらを表象する証書も含まれる。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資または商品を取引する会社の証券の売買を行うことができる。ただし、適用法令およびトラストの約款で許容される範囲内で、トラストが、金融証書、株価指数および外国為替についての金融先物取引および先物予約(ならびにこれらに関するオプション)を行うことを妨げるものではない。
- (8) 管理会社は、ファンドのためにいかなる者へも貸付けをしない。ただし、かかる制限において、債券、債務証書またはその他の会社の債務証券の取得および政府債券、短期コマーシャル・ペーパー、買戻し条件付契約、銀行預金証書、銀行引受手形および定期預金への投資は、貸付けとは見做されない。ただし、本項は、以下の記述に従い組入れ証券の貸付けを行うことを妨げるものではない。
- (9) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて借入れをしない。かかる借入れは暫定的にのみ行うことができる。
- (10) 管理会社は、ファンドの純資産総額の10%を超えて公認の証券取引所または規制ある市場で取引されていない証券に投資しない。ただし、かかる制限はOECD加盟国の政府またはかかる加盟国の地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域的機関か世界的機関かを問わない。)によって発行または保証された有価証券には適用されない。また本制限は恒常的に流通する金融市場証書には適用されない。

- (11)管理会社は、ファンドのために他の発行体の有価証券を引受けることはできない。
- (12)管理会社は、法律、規則または事務管理上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができる。ただし、この技法と手段は効率的なポートフォリオ管理の目的で使用される場合に限る。
- 有価証券のオプションに関し、
- a) 管理会社は、以下の場合を除いて、証券のプット・オプションまたはコール・オプションに投資することができない。
-) 当該オプションが証券取引所に上場されている場合、または規制ある市場で取引されている場合で、かつ
 -) 当該オプションの取得価格(プレミアム)が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。
- b) 管理会社は、ファンドのために、保有しない証券のコール・オプションを売却することができない。ただし、管理会社は、ファンドのために、アンカバード・コール・オプションの行使価格の総額が、ファンドの純資産の25%を超えない場合アンカバード・コール・オプションを売却することができる(ただし、管理会社は、当該オプション販売の結果のポジションのカバーを常に確保し得る状況でなければならない。)。
- c) 管理会社は、ファンドのために、発行済のプット・オプションの権利行使価格総額をカバーする十分な流動資産を保有する場合にのみ、証券のプット・オプションを売却することができる。
- (13)管理会社は、一定の条件下で為替リスクのヘッジを目的として、以下に従い、ファンドのために為替先渡契約を目的とする取引を行い、通貨についてのコール・オプションを売却し、プット・オプションを買付けることができる。
- a) これらの取引は、(公認で公開された)経常的に営業される規制ある市場で取引されている契約のみを対象として行うものとする。ただし、管理会社は、ファンドのためにこれらの取引に習熟している格付の高い金融機関と個別の契約により通貨または外国通貨の先渡売買を行うことができる。
- b) 一通貨に関する先渡取引の正味金額は、原則として当該通貨建の総資産の評価額を超えない。ただし、管理会社は、ファンドのために、当該取引コストがファンドにとり有利である場合(同一の取引相手方との契約により)クロス取引を通じ関係通貨を買付けることができる。
- (14)管理会社は、ファンドのために金融先物取引を行わない。ただし、以下の場合はこの限りでない。
- a) ファンドは、組入れ証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、ファンドの組入れ証券の対応部分の資産価格変動リスクに対応する範囲内で金融先物売却契約に関する契約残高を保有することができる。
- b) ファンドは、効率的な組入れ証券の運用を目的として、ファンドの資産の市場間の配分比率変更を円滑に行いまた市場価格の著しい上昇が予想されもしくはその上昇中に金融先物買付契約を締結することができる。ただし、当該先物ポジションに見合った額の十分な現金、短期債券もしくは証書(制限(12)c)に従いファンドが保有すべき流動資産を除く。)または事前に決められている価格で売却可能な証券を保有する場合に限る。

管理会社は、ファンドのために、上記(14)にいう取引を行う場合、これらの取引は、(公認で公開された) 経常的に営業される規制ある市場で取引されている契約を対象として行う。

管理会社は、ファンドの資産である証券に付随する新株引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はない。

管理会社の統制が及ばない理由により、または新株引受権の行使の結果として、かかる比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、受益者の利益に留意しつつかかる事態の是正を優先させる。

管理会社は、トラスト約款で定められた規則の範囲内で行われる(a)管理会社、(b)その関係会社、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含む。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、自己、または別の(名義人等の)名義の自己の勘定で行為する者との間の取引を除き、ファンドのために有価証券(ファンド証券を除く。)の売買もしくは貸付けをしたり、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、()当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または()適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

債務証券または債務証書の取得の場合を除き、管理会社は、金銭の貸付けを行い第三者のために保証人となることができない。ただし、本条項は管理会社がファンドのポートフォリオ証券の貸付けを行うことを妨げるものではない。

ルクセンブルグの適用法令(ルクセンブルグ投信法ならびに現行もしくは将来の関係するルクセンブルグ法、またはCSSFの施行令、通達および解釈、ならびにより具体的には、投資信託が利用する譲渡性証券および短期金融商品に関する技法および手段に適用されるCSSF通達08/356の規定(各々改正済))により許容される最大限の範囲および当該法令の規定限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出すためまたはコストもしくはリスクを軽減するために、証券貸付取引ならびに買戻権付売買取引、買戻し条件付契約(現先契約)および逆買戻し条件付契約(逆現先契約)の取引を行うことができる。

これらの取引に関連してファンドのために管理会社が受領する現金担保を、場合に応じ、上記のCSSF通達08/356セクションI.C.a)に記載される規定に従い、(a)日々純資産価額を計算し、かつAAA格相当の格付を付与されているマネー・マーケット・ファンドが発行する投資証券または受益証券、(b)短期銀行預金、(c)2008年2月8日付のルクセンブルグにおける規制により定義される短期金融商品、(d)EU加盟国、スイス、カナダ、日本もしくは米国またはこれらの地方自治体、またはEU規模、地域規模もしくは世界規模の国際機関が発行または保証する短期債券、(e)十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券、および(f)逆買戻し条件付契約(逆現先契約)取引に対し、当該ファンドの投資目的に合致する方法で再投資することができる。

管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益と両立するか、または利益となる投資制限を随時課することができる。

3 【投資リスク】

(1) リスク要因

過去の運用データは必ずしも将来の実績の信頼できる目安とはならない。トラストは、月次の絶対ボラティリティが低水準の実勢金利水準に関連して、比較的安定的なリターンを生じさせてきている。償還までの残存期間およびクレジット・クオリティに制約があるため、通常的环境下でのボラティリティは低く留まり、トラストは、低リスクな投資信託であることが期待されている。しかし、トラストに全くリスクがないとはいえない。

レバレッジは、「総額」および「純額」アプローチを考慮して計算される。「総額」計算は、レバレッジを生み出すエクスポージャー(例：派生商品、担保の再投資等)の想定額に基づく。「純額」アプローチは、コミットメント・アプローチに基づく。「総額」または「純額」アプローチのいずれかをを用いて計算された総エクスポージャーをファンドの純資産総額で除し、レバレッジ比率が算定される。

トラストは金融市場商品に投資するため、ある程度の信用リスクを伴う。投資対象の償還までの残存期間が短いことにより、リスクは限定的であるといえる。トラストが投資する金融市場商品の性質により、通常的环境下での流動性は高くなる。トラストにはいかなる形式による元本確保または保証も付与されていない。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいう。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンド証券の1口当たり純資産価格の下落要因となる。また、金利が下落した場合には、短期金融商品からの収益(受取利息)の減少要因となる。

信用リスク

信用リスクとは、トラストが投資する債券および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、またはその他の理由により、利息や買戻代金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)をいう。一般に債務不履行が発生した場合または予想される場合には、債券および短期金融商品の価格は下落し、1口当たり純資産価格の下落要因となる。

さらに、ポートフォリオの信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率を通じて分析される。ただし、信用リスクは、ファンド全体のリスク選好度に則していなければならない。

また、預貯金取扱金融機関に対する投資後信用エクスポージャーもあり、信用度は、毎月監視される。

流動性リスク

特定の有価証券とは、最適な時期に最適な価格で売却することが困難または不可能であることがある。これにより、売却価格を引き下げること、代わりに他の有価証券を売却することおよび/または投資機会を見送ることを余儀なくされることがある。これらにより、ファンドの運営またはパフォーマンスに悪影響が生じる可能性がある。

為替リスク

トラストの米ドル・ポートフォリオは米ドルを、オーストラリア・ドル・ポートフォリオは豪ドルを、カナダ・ドル・ポートフォリオはカナダ・ドルを、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオはニュージーランド・ドルを基準通貨としている。従って、円から投資した場合には、外国為替相場の変動の影響によって円換算した投資元本を割込むことがある。

証券貸付、買戻権付売買取引ならびに買戻し条件付契約(現先契約)および逆買戻し条件付契約(逆現先契約)の取引に関連する特定のリスク

上記の技法や手段の利用には一定のリスクが伴い、かかるリスクの一部は以下に記載するとおりであるが、その利用により達成しようとする目的が達成されるとの保証はない。

管理会社がファンドのために買主として行為する逆買戻し条件付契約(逆現先契約)の取引および買戻権付売買取引に関しては、証券の売主である取引相手方が破綻した場合、(A)買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、当該証券の取引市場の流動性の欠如等により、当初の支払額を下回ることになるリスク、(B)()過剰な規模または期間の取引における資金の焦付き、()満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券の買付け、またはより一般的には再投資に対応する能力を制限されることがあるリスクが存在することを投資者は特に承知していなければならない。

管理会社がファンドのために売主として行為する買戻し条件付契約(現先契約)の取引および買戻権付買取引に関しては、証券の買主である取引相手方が破綻した場合、(A)取引相手方に売り付けた証券の価格が、当該証券の市場価格の値上がり、その発行体の信用格付の向上等により、当初の受取額を上回ることになるリスク、(B)()過剰な規模もしくは期間の取引における投資の焦付き、()売り付けた証券の満期時における回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を履行する能力を制限されることがあるリスクが存在することを投資者は特に承知していなければならない。

証券貸付取引に関しては、投資者は、(A)管理会社がファンドのために貸し付ける証券の借主が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保が、当該担保の不適正な価格付け、当該担保の価格の不利な市場動向、当該担保の発行体の信用格付の悪化、または当該担保の取引市場の流動性の欠如等により、貸し付けた証券の価格を下回る価格で換金されることになり、(B)現金担保の再投資の場合、かかる再投資が、()相当のリスクを伴うレバレッジならびに損失リスクおよびボラティリティ・リスクを生み出すことがあるリスク、()ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことがあるリスク、または()回収額が担保金額を下回るリスク、また(C)貸し付けた証券の返還の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を履行する能力を制限されるリスクが存在することを投資者は特に承知していなければならない。

(2) リスクに対する管理体制

ファンドのリスクは、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドのフィクスト・インカム・チームによって管理される。同チームは、ファンドが保有する有価証券の信用格付およびその金利に対する感応度を監視しており、ファンドの大半の主要なリスクの軽減が可能である。

ファンドはいかなるデリバティブ取引またはその他の類似した取引(差額決済でない先物為替予約を除く。)も行っていない。将来において、デリバティブ取引またはその他の類似した取引(差額決済でない先物為替予約を除く。)を行うとしてもヘッジ目的であり、投資運用会社は、デリバティブ取引またはその他の類似した取引を、取引の想定元本がファンドの純資産総額を超えないように監督する。

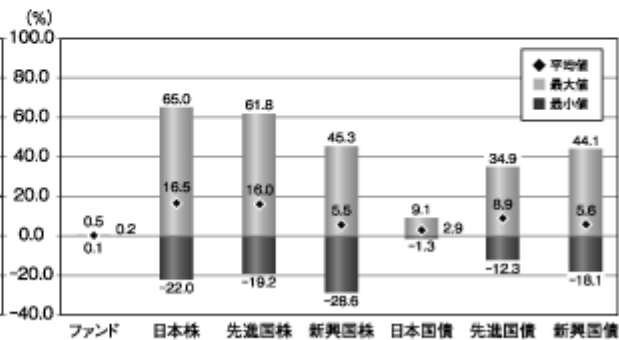
(注)上記のリスクの管理体制は、2017年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。

(3) リスクに関する参考情報

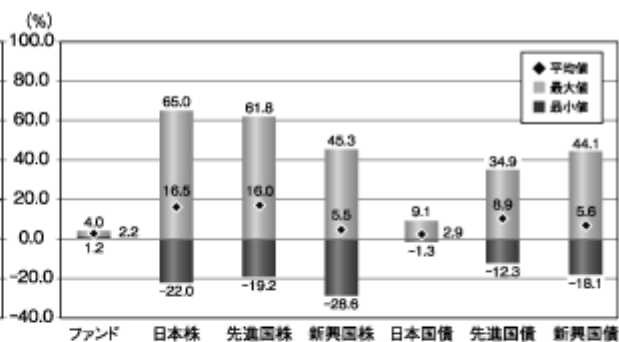
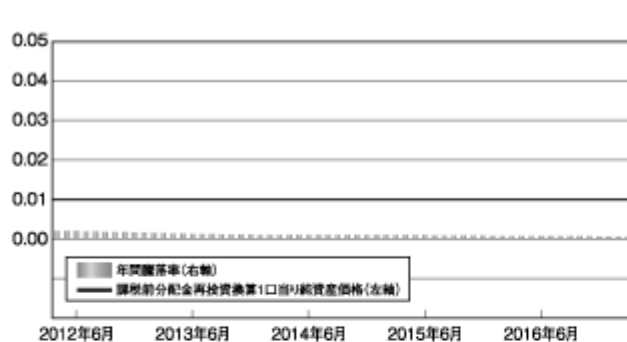
ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2012年4月～2017年3月の5年間におけるファンドの分配金再投資換算1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものです。

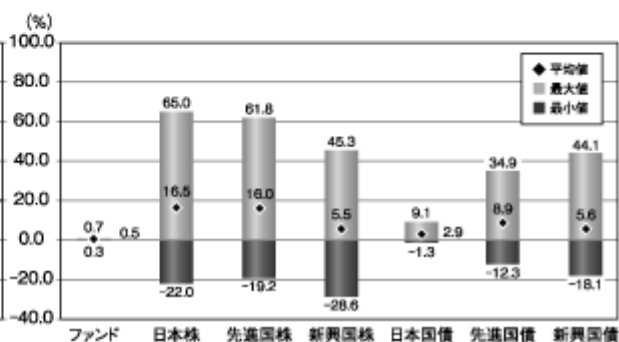
USドル・ポートフォリオ



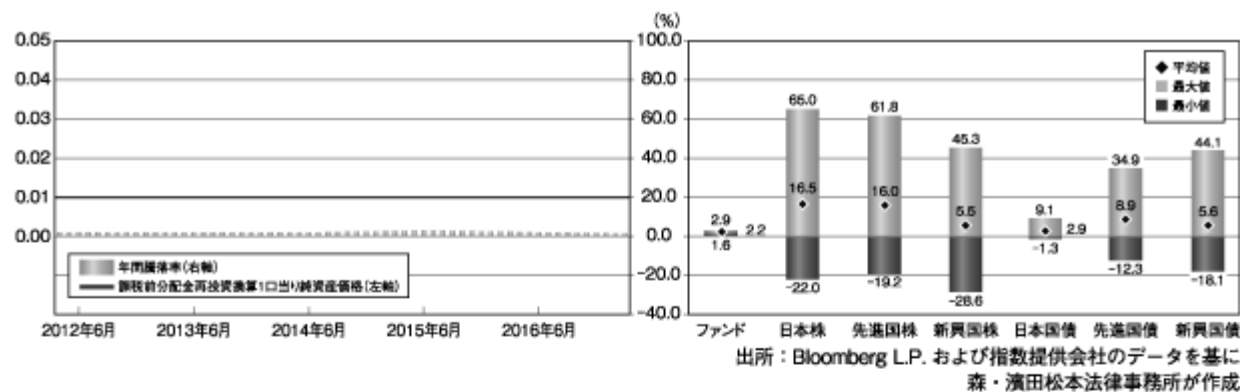
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ



カナダ・ドル・ポートフォリオ



ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ



※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。2011年4月末日を0.01として指数化しております。

※ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。）

※代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。）

※ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

※USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオ、カナダ・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの年間騰落率は、各受益証券の表示通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されておられません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○各資産クラスの指数

日本株…TOPIX（配当込み）

先進国株…ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス

新興国株…S&P 新興国総合指数

日本国債…ブルームバーグ／EFFAS ボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール（1年超）

先進国債…シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債…シティ新興国市場国債インデックス（円ベース）

（注）ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックスおよびS&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P. が円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「**株東京証券取引所**」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、**株東京証券取引所**が有しています。なお、ファンドは、**株東京証券取引所**により提供、保証または販売されるものではなく、**株東京証券取引所**は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、**ラッセル・インベストメント**に帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックスおよび**シティ新興国市場国債インデックス**は Citigroup Index LLC により開発、算出および公表されている債券インデックスです。

4 【手数料等および税金】

(1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料はない。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料はない。

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は、徴収されない。信託財産保留額もない。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は、徴収されない。信託財産保留額もない。

(3) 【管理報酬等】

「グロス・イールド(その他費用控除後)」とは、管理会社が日々算出する、トラストの各ファンドの総利回り(グロス・イールド)から、ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除した料率をいう。

「グロス・インカム(その他費用控除後)」とは、管理会社が日々算出する、()トラストの各ファンドの総利益(有価証券の売買損益、銀行利息、債券利息を含む。)から、()ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除した金額をいう。

管理報酬、投資運用報酬および代行協会員報酬

管理会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される管理報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の1%である。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上1.5%未満の場合、管理報酬は、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.02%である。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、管理報酬は、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.03%である。

管理会社報酬は、トラストの継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務の対価として支払われる。

投資運用会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される投資運用報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、投資運用報酬は、()グロス・インカム(その他費用控除後)の14%および()グロス・イールド(その他費用控除後)に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、投資運用報酬は、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額をもとに、以下のように計算される。

()USドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億米ドル以下の部分	0.15 %
2億米ドル超 5億米ドル以下の部分	0.125%
5億米ドル超 20億米ドル以下の部分	0.10 %
20億米ドル超の部分	0.09 %

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億豪ドル以下の部分	0.15 %
2億豪ドル超 5億豪ドル以下の部分	0.125%
5億豪ドル超 20億豪ドル以下の部分	0.10 %
20億豪ドル超の部分	0.09 %

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億加ドル以下の部分	0.15 %
2億加ドル超 5億加ドル以下の部分	0.125%
5億加ドル超 20億加ドル以下の部分	0.10 %
20億加ドル超の部分	0.09 %

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億NZドル以下の部分	0.15 %
2億NZドル超 5億NZドル以下の部分	0.125%
5億NZドル超 20億NZドル以下の部分	0.10 %
20億NZドル超の部分	0.09 %

投資運用会社が負担したすべての合理的な実費は、関連するファンドが負担する。

投資運用報酬は、トラストに対する投資運用業務の対価として支払われる。

代行協会員および販売会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される代行協会員報酬および販売報酬を受領する(後払い)。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の20%であり、そのうちグロス・インカム(その他費用控除後)の18%が販売会社に支払われる。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、代行協会員報酬は、各ファンドの該当する四半期の純資産総額の年率0.63%を上限とする(その中から、代行協会員は各販売会社に報酬を支払う。)。

本書の日付現在：

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上1.5%未満の場合、代行協会員報酬は、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.19%であり、そのうち年率0.18%が販売会社に支払われる。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、代行協会員報酬は、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.48%であり、そのうち年率0.40%が販売会社に支払われる。

販売会社は代行協会員に支払われる報酬から、販売会社における受益者の取引口座内での各ファンドの管理および事務手続き、運用報告書等各種書類の送付・購入後の情報提供等の対価として報酬を受け取る。代行協会員および/または販売会社が負担したすべての合理的な実費は、関連するファンドが負担する。

代行協会員報酬は、目論見書、運用報告書等の販売取扱会社等への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2016年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬および販売報酬はそれぞれ126,441米ドル、1,389,602米ドル、2,528,787米ドルであった。

2016年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬および販売報酬はそれぞれ547,009豪ドル、1,998,715豪ドル、8,751,703豪ドルであった。

2016年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬および販売報酬はそれぞれ3,576加ドル、50,082加ドル、71,541加ドルであった。

2016年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬および販売報酬はそれぞれ154,115NZドル、688,833NZドル、2,465,728NZドルであった。

保管報酬

保管受託銀行は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される保管報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の2%である。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上1.5%未満の場合、保管報酬は、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.02%である。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、保管報酬は、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.04%である。

また、保管受託銀行が負担した電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにトラストの資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、トラストが負担する。

保管報酬は、各ファンドの信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務ならびにファンドに対する受託業務の対価として支払われる。

2016年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は257,830米ドルであった。

2016年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は743,678豪ドルであった。

2016年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は7,301加ドルであった。

2016年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ドル・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は209,524NZドルであった。

所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬

所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社は、各ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される管理事務代行報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の3%である。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上1.5%未満の場合、所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬は、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.03%である。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬は、各ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.06%である。

管理事務代行会社が負担した電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、トラストが負担する。

所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬は、各ファンドの購入・換金(買戻し)等の受付、信託財産の評価、純資産価格の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2016年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬は、379,317米ドルであった。

2016年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬は1,093,286豪ドルであった。

2016年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬は10,734加ドルであった。

2016年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ドル・ポートフォリオにつき支払われた所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬は308,025NZドルであった。

(4) 【その他の手数料等】

トラストは以下を含むその他の費用を負担する。

トラスト/ファンドの資産、収益、報酬および経費に課せられる一切の税金

トラストは、税務上の立場に関して、ルクセンブルグの法律に従う。トラストは、ルクセンブルグで現在施行されている法令および規則に基づき、純資産に対して、四半期毎に計算され、支払うべき年率0.01%の資本税が課される。現行の法律では、トラストおよび受益者(ルクセンブルグにおいて住居、登記上の事務所または恒久的施設を有しているまたは特定の限定された状況においては、以前に有していた者または会社を除く。)のいずれも、収益またはキャピタルゲインに対するルクセンブルグの税金ならびに源泉徴収税および相続税を課されない。トラストは、関連する国の源泉徴収税を控除後、自らのポートフォリオの有価証券により生じた収益を回収する。

トラストの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料

(当該手数料は取得価格に含まれ、また売却価格からは差引かれる。)

支払事務代行会社の費用

受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った法的小および監査費用

その他、次の費用を含む管理費用

- ・ 券面印刷費
- ・ ファンド証券の販売またはトラストに関し管轄権を有する一切の監督当局(証券業協会を含む。)への約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含めその他のトラストに関する書類を作成、印刷し提出する費用
- ・ トラストおよび管理会社に適用される法律または諸規則のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質上の受益者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用
- ・ 会計、記帳および毎日の純資産価格計算に要する費用
- ・ 受益者への通知・公告の作成、配布費用
- ・ 弁護士および監査人の報酬
- ・ 以上に類似するその他のすべての管理費用。ただし、一切の広告宣伝費およびファンド証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除く。

トラストに合併するファンドの設定費用(もしあれば)は、かかるファンドの設定日から5年間の残存期間に引続き償却される。

トラスト内に設定される新ファンドの設定費用(もしあれば)は、かかるファンドの設定日から5年間で償却される。

すべての経常費用は、まずインカム・ゲインから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンドの資産の順序で控除される。その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができる。

2016年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は436,770米ドルであった。

2016年12月31日に終了した会計年度にオーストラリア・ドル・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は431,165豪ドルであった。

2016年12月31日に終了した会計年度にカナダ・ドル・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は19,139加ドルであった。

2016年12月31日に終了した会計年度にニュージーランド・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は120,255NZドルであった。

(5) 【課税上の取扱い】

2017年4月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。))。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

()USドル・ポートフォリオ

(2017年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 米ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	280,051,227	14.75
	ドイツ	222,280,728	11.71
	フィンランド	149,786,267	7.89
	シンガポール	130,444,588	6.87
	オーストラリア	99,788,638	5.26
	スウェーデン	69,716,573	3.67
	カナダ	39,897,698	2.10
債券	韓国	2,706,410	0.14
中期債券	韓国	33,002,131	1.74
	オーストラリア	20,601,119	1.09
預金証書	イギリス	354,785,763	18.69
	オーストラリア	301,551,730	15.89
その他の資産(負債控除後)		193,442,241	10.19
合計 (純資産総額)		1,898,055,113 (約212,943百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2017年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 豪ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	ドイツ	558,892,446	31.22
	フランス	263,131,247	14.70
	オーストラリア	228,820,002	12.78
	イギリス	153,637,427	8.58
	カナダ	49,795,586	2.78
債券	ノルウェー	20,017,789	1.12
中期債券	オーストラリア	7,311,599	0.41
	オランダ	4,402,912	0.25
	スウェーデン	2,005,333	0.11
預金証書	オーストラリア	331,992,332	18.54
その他の資産(負債控除後)		170,243,993	9.51
合計 (純資産総額)		1,790,250,667 (約153,675百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2017年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 カナダ・ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	スウェーデン	5,998,020	9.07
債券	カナダ	48,963,322	74.07
その他の資産(負債控除後)		11,139,766	16.85
合計 (純資産総額)		66,101,107 (約5,556百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2017年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 ニュージーランド・ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	99,631,112	19.87
	ドイツ	86,917,567	17.34
	シンガポール	39,976,570	7.97
	カナダ	39,954,209	7.97
	ノルウェー	24,944,625	4.98
	オーストラリア	14,933,962	2.98
中期債券	オランダ	61,638,174	12.30
	オーストラリア	11,861,644	2.37
	ドイツ	7,375,439	1.47
預金証書	オーストラリア	51,867,605	10.35
その他の資産(負債控除後)		62,203,948	12.41
合計 (純資産総額)		501,304,855 (約39,317百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

()USドル・ポートフォリオ

(2017年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	米ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	SUMITOMO MITSUI TR BK LD CD 28APR17	預金証書		2017年4月28日	100,000,000	99,729,401	99,913,900	5.26
2.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 22MAY17	コマーシャル・ ペーパー		2017年5月22日	91,000,000	90,792,374	90,852,633	4.79
3.	OVERSEAS CHINESE BK SYDN CP 13JUN17	コマーシャル・ ペーパー		2017年6月13日	75,000,000	74,784,890	74,832,440	3.94
4.	BANK OF TOKYO-MITSUBISHI SYDNEY CD 16JUN17	預金証書		2017年6月16日	72,000,000	71,790,849	71,824,950	3.78
5.	AKADEMISKA HUS AB CP 28JUL17	コマーシャル・ ペーパー		2017年7月28日	70,000,000	69,709,428	69,716,573	3.67
6.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 02JUN17	コマーシャル・ ペーパー		2017年6月2日	65,000,000	64,817,790	64,875,226	3.42
7.	UOB AUSTRALIA LTD CD 28APR17	預金証書		2017年4月28日	62,000,000	61,770,582	61,946,912	3.26
8.	MIZUHO CORP BANK LDN CD 13APR17	預金証書		2017年4月13日	55,000,000	54,827,203	54,975,846	2.90
9.	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 24APR17	コマーシャル・ ペーパー		2017年4月24日	55,000,000	54,857,173	54,962,331	2.90
10.	DBS BANK LTD CP 05APR17	コマーシャル・ ペーパー		2017年4月5日	50,000,000	49,871,581	49,992,866	2.63
11.	SUMITOMO MITSUI TR BK LD CD 10APR17	預金証書		2017年4月10日	50,000,000	49,805,895	49,984,090	2.63
12.	NORINCHUKIN BANK LDN CD 18APR17	預金証書		2017年4月18日	50,000,000	49,867,643	49,973,819	2.63
13.	NORINCHUKIN BANK LDN CD 18APR17	預金証書		2017年4月18日	50,000,000	49,816,399	49,973,348	2.63
14.	NORINCHUKIN BANK LDN CD 24APR17	預金証書		2017年4月24日	50,000,000	49,867,850	49,964,760	2.63
15.	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 26APR17	預金証書		2017年4月26日	50,000,000	49,858,844	49,959,670	2.63
16.	ALLIANZ SE CP 22MAY17	コマーシャル・ ペーパー		2017年5月22日	50,000,000	49,875,464	49,927,237	2.63
17.	DBS BANK LTD CP 26APR17	コマーシャル・ ペーパー		2017年4月26日	49,000,000	48,864,483	48,963,297	2.58
18.	ALLIANZ SE CP 28APR17	コマーシャル・ ペーパー		2017年4月28日	45,000,000	44,878,230	44,961,255	2.37
19.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 06JUN17	コマーシャル・ ペーパー		2017年6月6日	40,000,000	39,888,887	39,919,081	2.10
20.	TORONTO DOMINION BK(CDA) CP 20JUN17	コマーシャル・ ペーパー		2017年6月20日	40,000,000	39,883,805	39,897,698	2.10
21.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 24APR17	コマーシャル・ ペーパー		2017年4月24日	35,000,000	34,868,951	34,974,429	1.84
22.	CMNWLTH BK AUST 1.19 03MAY17 EMTN	中期債券	1.19	2017年5月3日	33,000,000	33,003,300	33,002,131	1.74
23.	UOB AUSTRALIA LTD CD 08JUN17	預金証書		2017年6月8日	32,000,000	31,909,890	31,932,418	1.68
24.	DBS BANK LTD CP 13APR17	コマーシャル・ ペーパー		2017年4月13日	31,500,000	31,424,320	31,488,425	1.66
25.	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 12APR17	コマーシャル・ ペーパー		2017年4月12日	30,000,000	29,925,933	29,990,124	1.58
26.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 06JUN17	コマーシャル・ ペーパー		2017年6月6日	30,000,000	29,923,247	29,936,513	1.58
27.	OP CORPORATE BANK PLC ECP 07JUN17	コマーシャル・ ペーパー		2017年6月7日	27,000,000	26,924,160	26,943,945	1.42
28.	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 28APR17	預金証書		2017年4月28日	25,000,000	24,932,516	24,978,281	1.32
29.	OVERSEAS CHINESE BK SYDN CP 01JUN17	コマーシャル・ ペーパー		2017年6月1日	25,000,000	24,935,003	24,956,198	1.31
30.	ALLIANZ SE CP 06JUN17	コマーシャル・ ペーパー		2017年6月6日	25,000,000	24,933,096	24,951,277	1.31

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2017年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	豪ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	FMS WERTMANAGEMENT CP 18APR17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年4月18日	100,000,000	99,527,025	99,906,445	5.58
2.	FMS WERTMANAGEMENT CP 17MAY17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年5月17日	100,000,000	99,532,034	99,758,303	5.57
3.	COOPERATIVE RABOBANK UA LDN 22MAY17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年5月22日	100,000,000	99,552,016	99,741,165	5.57
4.	FMS WERTMANAGEMENT CP 08MAY17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年5月8日	75,000,000	74,647,147	74,852,655	4.18
5.	BANK OF TOKYO-MITSUBISHI SYDNEY CD 10MAY17	預金証書	-	2017年5月10日	75,000,000	74,508,246	74,836,082	4.18
6.	FMS WERTMANAGEMENT CP 15MAY17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年5月15日	75,000,000	74,653,793	74,826,897	4.18
7.	FMS WERTMANAGEMENT CP 17MAY17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年5月17日	75,000,000	74,658,541	74,819,679	4.18
8.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 22MAY17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年5月22日	70,000,000	69,677,740	69,813,806	3.90
9.	SUMITOMO MITSUI BK SYDN CD 06JUN17	預金証書	-	2017年6月6日	53,000,000	52,741,887	52,812,026	2.95
10.	FMS WERTMANAGEMENT CP 27APR17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年4月27日	50,000,000	49,766,099	49,929,830	2.79
11.	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 23MAY17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年5月23日	50,000,000	49,776,035	49,866,628	2.79
12.	FMS WERTMANAGEMENT CP 01JUN17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年6月1日	50,000,000	49,765,989	49,842,297	2.78
13.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 31MAY17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年5月31日	50,000,000	49,759,661	49,840,645	2.78
14.	TORONTO DOMINION BK(CDA) CP 23JUN17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年6月23日	50,000,000	49,776,118	49,795,586	2.78
15.	RABOBANK NEDERLAND AUST CP 26JUN17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年6月26日	50,000,000	49,766,099	49,783,517	2.78
16.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 27JUN17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年6月27日	50,000,000	49,770,800	49,780,765	2.78
17.	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 10JUL17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年7月10日	50,000,000	49,680,115	49,735,177	2.78
18.	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 14JUL17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年7月14日	50,000,000	49,678,442	49,723,250	2.78
19.	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 21JUL17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年7月21日	45,000,000	44,712,104	44,735,702	2.50
20.	SUMITOMO MITSUI BK SYDN CD 28APR17	預金証書	-	2017年4月28日	43,000,000	42,801,212	42,936,749	2.40
21.	SUMITOMO MITSUI BK SYDN CD 02JUN17	預金証書	-	2017年6月2日	40,000,000	39,806,210	39,867,296	2.23
22.	UOB AUSTRALIA LTD CD 07JUN17	預金証書	-	2017年6月7日	40,000,000	39,815,323	39,863,500	2.23
23.	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 24APR17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年4月24日	35,000,000	34,834,459	34,956,341	1.95
24.	UOB AUSTRALIA LTD CD 08JUN17	預金証書	-	2017年6月8日	35,000,000	34,838,408	34,878,806	1.95
25.	OVERSEAS CHINESE BK SYDN CP 30JUN17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年6月30日	35,000,000	34,840,624	34,842,356	1.95
26.	UOB AUSTRALIA LTD CD 21JUN17	預金証書	-	2017年6月21日	33,000,000	32,847,224	32,863,830	1.84
27.	TORONTO DOMINION BK(LDN) CP 05APR17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年4月5日	31,000,000	30,850,376	30,991,688	1.73
28.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 22JUN17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年6月22日	24,000,000	23,887,067	23,898,115	1.33
29.	TORONTO DOMINION BK(LDN) CD 21JUN17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年6月21日	23,000,000	22,892,937	22,904,575	1.28
30.	KOMMUNALBANKEN AS 4.75 12APR17	債券	4.75	2017年4月12日	20,000,000	20,169,000	20,017,789	1.12

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2017年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	カナダ・ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	QUEBEC T-BILL 0.00 28APR17	債券	-	2017年4月28日	19,000,000	18,974,720	18,990,986	28.73
2.	PROVINCE OF MANITOBA 0.00 07JUN17	債券	-	2017年6月7日	16,000,000	15,977,920	15,982,126	24.18
3.	PROVINCE OF ONTARIO 0.00 26APR17	債券	-	2017年4月26日	10,000,000	9,985,700	9,995,520	15.12
4.	AKADEMISKA HUS AB CP 20APR17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年4月20日	6,000,000	5,991,088	5,998,020	9.07
5.	PROVINCE OF ONTARIO 0.00 21JUN17	債券	-	2017年6月21日	4,000,000	3,994,560	3,994,690	6.04

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2017年3月末日現在)

	銘柄	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	ニュージーランド・ドル		投資 比率 (%)
						簿価	時価	
1.	BANK NEDERLD GEM 4.25 25MAY17 EMTN	中期債券	4.25	2017年5月25日	61,464,000	61,827,174	61,638,174	12.30
2.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 30MAY17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年5月30日	50,000,000	49,723,620	49,819,752	9.94
3.	DBS BANK LTD CP 10APR17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年4月10日	40,000,000	39,786,787	39,976,570	7.97
4.	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 19APR17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年4月19日	40,000,000	39,791,097	39,955,898	7.97
5.	TORONTO DOMINION BK(CDA) CP 19APR17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年4月19日	40,000,000	39,708,381	39,954,209	7.97
6.	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 06APR17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年4月6日	30,000,000	29,786,752	29,989,426	5.98
7.	DNB NOR BANK ASA CP 09MAY17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年5月9日	25,000,000	24,873,632	24,944,625	4.98
8.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 01JUN17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年6月1日	25,000,000	24,864,021	24,908,362	4.97
9.	AGENCE CENTRALE ORGA CP 07JUN17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年6月7日	25,000,000	24,868,762	24,902,998	4.97
10.	SUMITOMO MITSUI BK SYDN CD 17MAY17	預金証書	-	2017年5月17日	20,000,000	19,899,395	19,946,871	3.98
11.	UOB AUSTRALIA LTD CD 22MAY17	預金証書	-	2017年5月22日	19,000,000	18,900,066	18,942,260	3.78
12.	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 28APR17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年4月28日	17,000,000	16,913,754	16,972,243	3.39
13.	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 15JUN17	コマーシャル・ ペーパー	-	2017年6月15日	15,000,000	14,895,730	14,933,962	2.98
14.	UOB AUSTRALIA LTD CD 28APR17	預金証書	-	2017年4月28日	13,000,000	12,933,114	12,978,474	2.59
15.	ANZ BANKING GRP 5 11APR17	中期債券	5.00	2017年4月11日	11,852,000	11,911,616	11,861,644	2.37
16.	LANDWIRT RENTENBANK 7.00 10MAY17	中期債券	7.00	2017年5月10日	7,338,000	7,429,725	7,375,439	1.47

【投資不動産物件】

該当事項なし(2017年3月末日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2017年3月末日現在)

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

()USドル・ポートフォリオ

直近10会計年度の各会計年度末ならびに2017年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米セント	円
第16会計年度末 (2007年12月31日)	1,646,805	184,755	1	1
第17会計年度末 (2008年12月31日)	1,843,144	206,782	1	1
第18会計年度末 (2009年12月31日)	1,793,581	201,222	1	1
第19会計年度末 (2010年12月31日)	1,926,354	216,118	1	1
第20会計年度末 (2011年12月31日)	2,293,075	257,260	1	1
第21会計年度末 (2012年12月31日)	2,418,414	271,322	1	1
第22会計年度末 (2013年12月31日)	2,409,187	270,287	1	1
第23会計年度末 (2014年12月31日)	2,351,160	263,777	1	1
第24会計年度末 (2015年12月31日)	1,903,792	213,586	1	1
第25会計年度末 (2016年12月31日)	1,783,180	200,055	1	1
2016年4月末日	1,799,349	201,869	1	1
5月末日	1,800,042	201,947	1	1
6月末日	1,858,860	208,546	1	1
7月末日	1,863,809	209,101	1	1
8月末日	1,922,231	215,655	1	1
9月末日	1,952,942	219,101	1	1
10月末日	1,927,515	216,248	1	1
11月末日	1,850,231	207,577	1	1
12月末日	1,783,180	200,055	1	1
2017年1月末日	1,838,077	206,214	1	1
2月末日	1,854,841	208,095	1	1
3月末日	1,898,055	212,943	1	1

(注) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度の各会計年度末ならびに2017年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪セント	円
第16会計年度末 (2007年12月31日)	1,321,872	113,469	1	1
第17会計年度末 (2008年12月31日)	2,223,792	190,890	1	1
第18会計年度末 (2009年12月31日)	1,776,365	152,483	1	1
第19会計年度末 (2010年12月31日)	1,692,184	145,257	1	1
第20会計年度末 (2011年12月31日)	2,041,111	175,209	1	1
第21会計年度末 (2012年12月31日)	1,998,744	171,572	1	1
第22会計年度末 (2013年12月31日)	2,101,510	180,394	1	1
第23会計年度末 (2014年12月31日)	2,123,097	182,247	1	1
第24会計年度末 (2015年12月31日)	1,780,749	152,859	1	1
第25会計年度末 (2016年12月31日)	1,754,231	150,583	1	1
2016年4月末日	1,739,979	149,360	1	1
5月末日	1,765,279	151,532	1	1
6月末日	1,900,246	163,117	1	1
7月末日	1,871,098	160,615	1	1
8月末日	1,932,463	165,883	1	1
9月末日	1,921,340	164,928	1	1
10月末日	1,888,052	162,070	1	1
11月末日	1,806,011	155,028	1	1
12月末日	1,754,231	150,583	1	1
2017年1月末日	1,747,400	149,997	1	1
2月末日	1,876,554	161,083	1	1
3月末日	1,790,251	153,675	1	1

(注) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度の各会計年度末ならびに2017年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千加ドル	百万円	加セント	円
第16会計年度末 (2007年12月31日)	17,926	1,507	1	1
第17会計年度末 (2008年12月31日)	28,470	2,393	1	1
第18会計年度末 (2009年12月31日)	27,241	2,290	1	1
第19会計年度末 (2010年12月31日)	35,132	2,953	1	1
第20会計年度末 (2011年12月31日)	47,272	3,973	1	1
第21会計年度末 (2012年12月31日)	66,490	5,588	1	1
第22会計年度末 (2013年12月31日)	71,369	5,999	1	1
第23会計年度末 (2014年12月31日)	67,674	5,688	1	1
第24会計年度末 (2015年12月31日)	74,700	6,279	1	1
第25会計年度末 (2016年12月31日)	66,621	5,599	1	1
2016年4月末日	73,723	6,196	1	1
5月末日	73,782	6,201	1	1
6月末日	71,694	6,026	1	1
7月末日	71,823	6,037	1	1
8月末日	72,110	6,061	1	1
9月末日	72,872	6,125	1	1
10月末日	73,025	6,138	1	1
11月末日	72,343	6,080	1	1
12月末日	66,621	5,599	1	1
2017年1月末日	66,057	5,552	1	1
2月末日	65,938	5,542	1	1
3月末日	66,101	5,556	1	1

(注1) カナダ・ドル・ポートフォリオは、2003年8月28日から運用を開始した。

(注2) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

() ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度の各会計年度末ならびに2017年3月末日および同年前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千NZドル	百万円	NZセント	円
第16会計年度末 (2007年12月31日)	663,031	52,002	1	1
第17会計年度末 (2008年12月31日)	1,163,339	91,241	1	1
第18会計年度末 (2009年12月31日)	1,122,130	88,009	1	1
第19会計年度末 (2010年12月31日)	1,023,173	80,247	1	1
第20会計年度末 (2011年12月31日)	883,309	69,278	1	1
第21会計年度末 (2012年12月31日)	882,242	69,194	1	1
第22会計年度末 (2013年12月31日)	676,315	53,043	1	1
第23会計年度末 (2014年12月31日)	546,888	42,892	1	1
第24会計年度末 (2015年12月31日)	515,919	40,464	1	1
第25会計年度末 (2016年12月31日)	509,537	39,963	1	1
2016年4月末日	506,387	39,716	1	1
5月末日	512,237	40,175	1	1
6月末日	510,397	40,030	1	1
7月末日	530,011	41,569	1	1
8月末日	521,820	40,926	1	1
9月末日	523,835	41,084	1	1
10月末日	527,918	41,405	1	1
11月末日	520,846	40,850	1	1
12月末日	509,537	39,963	1	1
2017年1月末日	515,317	40,416	1	1
2月末日	508,342	39,869	1	1
3月末日	501,305	39,317	1	1

(注1) ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、2003年8月28日から運用を開始した。

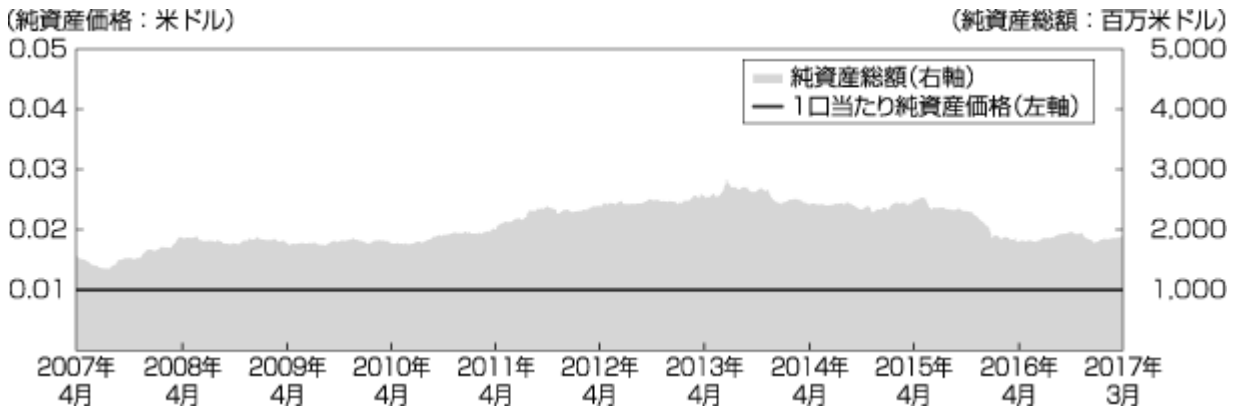
(注2) 上記純資産総額は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

参考情報

純資産の推移

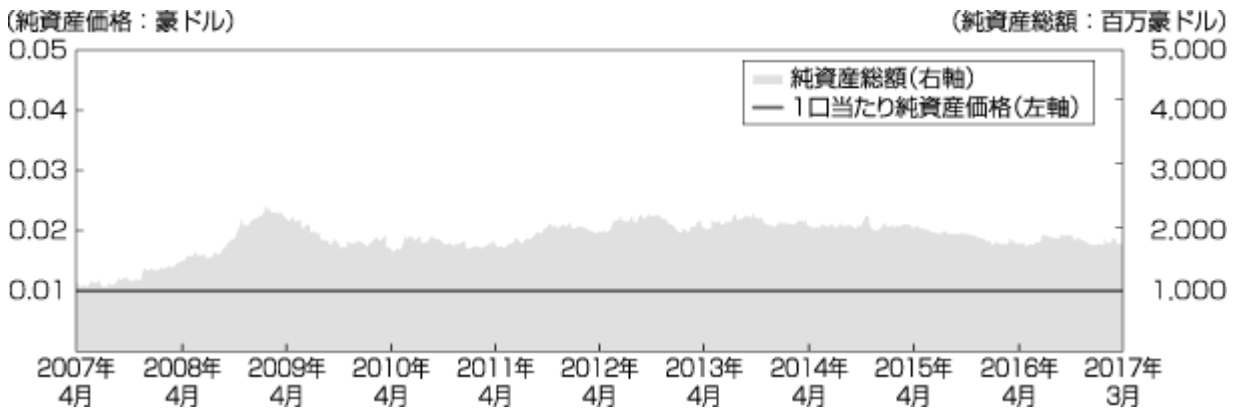
USドル・ポートフォリオ

(2007年4月1日～2017年3月末日)



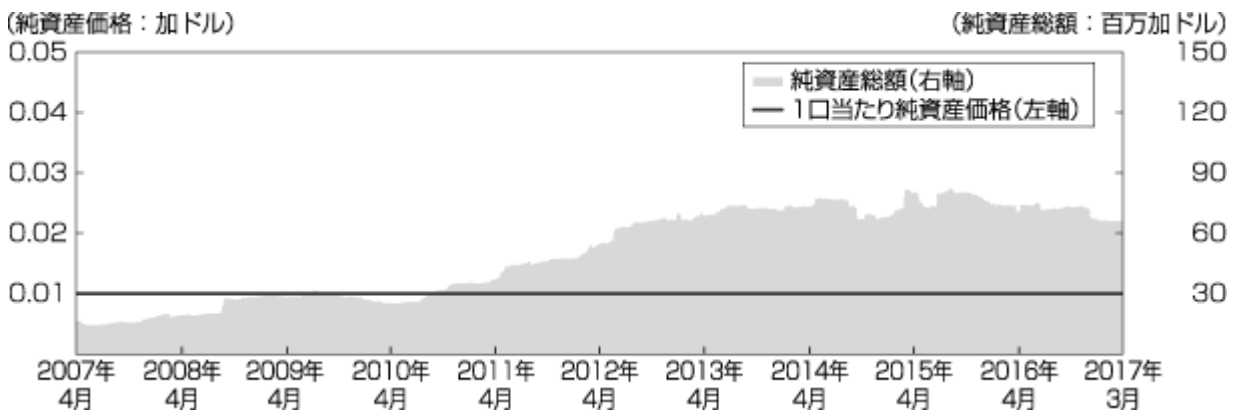
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2007年4月1日～2017年3月末日)



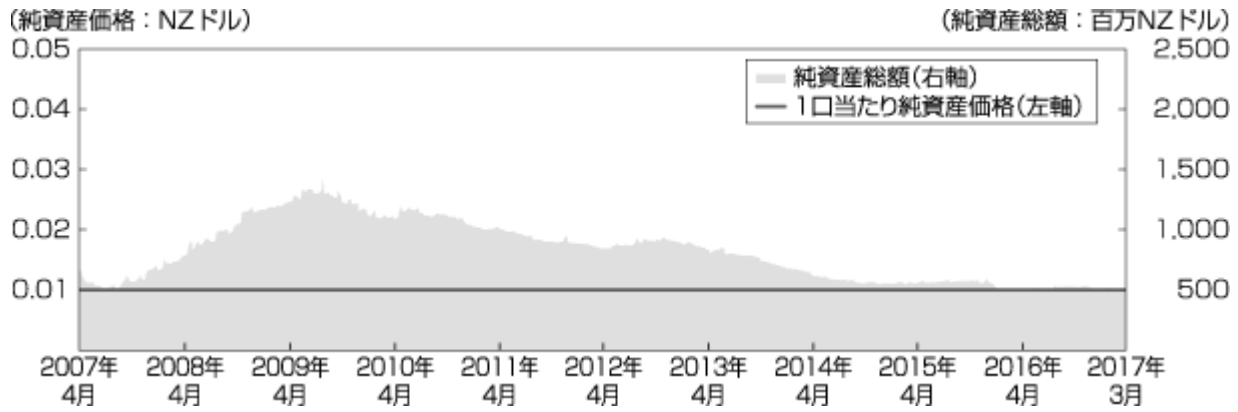
カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2007年4月1日～2017年3月末日)



ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2007年4月1日～2017年3月末日)



あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。

【分配の推移】

()USドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1米セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

直近10会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	1口当たり 0.000457122米ドル(0.051284517円)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	1口当たり 0.000208095米ドル(0.023346178円)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	1口当たり 0.000035237米ドル(0.003953239円)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	1口当たり 0.000019218米ドル(0.002156067円)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	1口当たり 0.000015195米ドル(0.001704727円)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	1口当たり 0.000018783米ドル(0.002107265円)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	1口当たり 0.000013045米ドル(0.001463519円)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	1口当たり 0.000011746米ドル(0.001317784円)
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	1口当たり 0.000014768米ドル(0.001656822円)
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	1口当たり 0.000042655米ドル(0.004785464円)

(注) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きいため、表示上の外貨に所定の為替レートを乗じても完全に一致しない場合がある。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1豪セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

直近10会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	1口当たり 0.000578423豪ドル(0.049651830円)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	1口当たり 0.000617574豪ドル(0.053012552円)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	1口当たり 0.000269238豪ドル(0.023111390円)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	1口当たり 0.000381641豪ドル(0.032760063円)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	1口当たり 0.000408556豪ドル(0.035070447円)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	1口当たり 0.000320303豪ドル(0.027494810円)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	1口当たり 0.000210483豪ドル(0.018067861円)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	1口当たり 0.000191462豪ドル(0.016435098円)
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	1口当たり 0.000160393豪ドル(0.013768135円)
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	1口当たり 0.000131732豪ドル(0.011307875円)

(注) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きいため、表示上の外貨に所定の為替レートを乗じても完全に一致しない場合がある。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1加セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

直近10会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	1口当たり 0.000363980加ドル(0.030592519円)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	1口当たり 0.000278253加ドル(0.023387165円)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	1口当たり 0.000027819加ドル(0.002338187円)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	1口当たり 0.000032582加ドル(0.002738517円)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	1口当たり 0.000059697加ドル(0.005017533円)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	1口当たり 0.000063529加ドル(0.005339612円)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	1口当たり 0.000059027加ドル(0.004961219円)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	1口当たり 0.000056832加ドル(0.004776730円)
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	1口当たり 0.000036065加ドル(0.003031263円)
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	1口当たり 0.000029531加ドル(0.002482081円)

(注) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きいため、表示上の外貨に所定の為替レートを乗じても完全に一致しない場合がある。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1NZセントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

直近10会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	1口当たり 0.000716108NZドル(0.056164350円)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	1口当たり 0.000735475NZドル(0.057683304円)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	1口当たり 0.000239685NZドル(0.018798495円)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	1口当たり 0.000232511NZドル(0.018235838円)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	1口当たり 0.000215741NZドル(0.016920567円)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	1口当たり 0.000196768NZドル(0.015432514円)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	1口当たり 0.000192846NZドル(0.015124912円)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	1口当たり 0.000250260NZドル(0.019627892円)
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	1口当たり 0.000258086NZドル(0.020241685円)
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	1口当たり 0.000170253NZドル(0.013352943円)

(注) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きいため、表示上の外貨に所定の為替レートを乗じても完全に一致しない場合がある。

【収益率の推移】

()USドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	4.571%
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	2.081%
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	0.352%
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	0.192%
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	0.152%
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	0.188%
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	0.130%
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	0.117%
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	0.148%
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	0.427%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	5.784%
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	6.176%
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	2.692%
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	3.816%
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	4.086%
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	3.203%
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	2.105%
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	1.915%
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	1.604%
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	1.317%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	3.640%
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	2.783%
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	0.278%
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	0.326%
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	0.597%
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	0.635%
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	0.590%
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	0.568%
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	0.361%
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	0.295%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	7.161%
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	7.355%
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	2.397%
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	2.325%
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	2.157%
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	1.968%
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	1.928%
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	2.503%
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	2.581%
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	1.703%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配の額)

(4) 【販売及び買戻しの実績】

()USドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	129,052,206,313 (129,051,731,347)	129,349,281,179 (129,349,281,179)	163,625,228,037 (163,613,551,826)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	158,396,467,342 (158,396,259,075)	137,664,941,261 (137,664,941,261)	184,356,754,118 (184,344,869,640)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	126,524,997,167 (126,524,980,047)	132,067,036,819 (132,056,913,058)	178,814,714,466 (178,812,936,629)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	166,154,812,442 (166,154,812,442)	149,517,634,949 (149,517,634,949)	195,451,891,959 (195,450,114,122)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	241,679,273,130 (241,673,819,748)	207,783,666,590 (207,783,666,590)	229,347,498,499 (229,340,267,280)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	227,252,034,468 (227,245,465,443)	214,152,705,958 (214,152,705,958)	242,446,827,009 (242,433,026,765)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	328,970,633,339 (328,970,629,019)	327,241,850,320 (327,229,823,593)	244,175,610,028 (244,173,832,191)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	224,472,462,699 (224,472,462,699)	234,358,231,804 (234,358,231,804)	234,289,840,923 (234,288,063,086)
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	326,937,998,562 (326,937,998,562)	376,462,131,406 (376,462,131,406)	184,765,708,079 (184,763,930,242)
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	176,143,178,918 (176,143,178,918)	181,450,704,756 (181,450,704,756)	179,458,182,241 (179,456,404,404)

(注1) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	245,698,340,783 (245,698,340,783)	220,774,882,715 (220,774,882,715)	133,232,946,321 (133,232,946,321)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	327,341,921,568 (327,341,921,568)	236,069,893,918 (236,069,893,918)	224,504,973,971 (224,504,973,971)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	239,469,717,011 (239,469,717,011)	286,669,145,255 (286,669,145,255)	177,305,545,727 (177,305,545,727)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	286,260,357,229 (286,260,357,229)	292,564,635,997 (292,564,635,997)	171,001,266,959 (171,001,266,959)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	267,348,417,325 (267,341,753,503)	234,768,060,457 (234,768,060,457)	203,581,623,827 (203,574,960,005)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	283,342,791,484 (283,342,576,183)	286,955,374,699 (286,955,374,699)	199,969,040,612 (199,962,161,489)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	309,442,841,033 (309,442,801,259)	296,966,513,358 (296,959,594,461)	212,445,368,287 (212,445,368,287)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	246,146,233,374 (246,146,233,374)	251,307,968,825 (251,307,968,825)	207,283,632,836 (207,283,632,836)
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	171,072,684,948 (171,072,684,948)	202,901,183,455 (202,901,183,455)	175,455,134,329 (175,455,134,329)
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	153,942,803,281 (153,942,803,281)	153,163,320,788 (153,163,320,788)	176,234,616,822 (176,234,616,822)

(注1) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	1,585,020,520 (1,585,020,520)	1,344,396,881 (1,344,396,881)	1,789,788,195 (1,789,788,195)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	2,369,712,856 (2,369,712,856)	1,311,254,891 (1,311,254,891)	2,848,246,160 (2,848,246,160)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	1,478,032,058 (1,478,032,058)	1,621,419,018 (1,621,419,018)	2,704,859,200 (2,704,859,200)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	2,439,355,495 (2,439,355,495)	1,614,000,396 (1,614,000,396)	3,530,214,299 (3,530,214,299)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	2,733,729,077 (2,733,729,077)	1,533,608,974 (1,533,608,974)	4,730,334,402 (4,730,334,402)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	4,061,379,057 (4,061,379,057)	1,833,493,528 (1,833,493,528)	6,958,219,931 (6,958,219,931)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	3,227,899,403 (3,227,899,403)	3,034,255,326 (3,034,255,326)	7,151,864,008 (7,151,864,008)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	2,853,630,442 (2,853,630,442)	3,227,195,656 (3,227,195,656)	6,778,298,794 (6,778,298,794)
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	4,511,771,126 (4,511,771,126)	3,912,213,095 (3,912,213,095)	7,377,856,825 (7,377,856,825)
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	2,095,030,082 (2,095,030,082)	2,801,498,177 (2,801,498,177)	6,671,388,730 (6,671,388,730)

(注1) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

()ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度 (自2007年1月1日 至2007年12月31日)	112,551,243,306 (112,551,243,306)	109,797,918,061 (109,797,918,061)	66,201,388,025 (66,201,388,025)
第17会計年度 (自2008年1月1日 至2008年12月31日)	148,140,368,498 (148,140,368,498)	98,460,464,531 (98,460,464,531)	115,881,291,992 (115,881,291,992)
第18会計年度 (自2009年1月1日 至2009年12月31日)	126,635,187,159 (126,635,187,159)	131,023,078,796 (131,023,078,796)	111,493,400,355 (111,493,400,355)
第19会計年度 (自2010年1月1日 至2010年12月31日)	88,520,160,844 (88,520,160,844)	97,676,462,598 (97,676,462,598)	102,337,098,601 (102,337,098,601)
第20会計年度 (自2011年1月1日 至2011年12月31日)	32,952,360,664 (32,952,360,664)	46,856,878,835 (46,856,878,835)	88,432,580,430 (88,432,580,430)
第21会計年度 (自2012年1月1日 至2012年12月31日)	59,959,709,789 (59,959,709,789)	60,440,778,680 (60,440,778,680)	87,951,511,539 (87,951,511,539)
第22会計年度 (自2013年1月1日 至2013年12月31日)	36,285,132,398 (36,285,132,398)	56,731,892,978 (56,731,892,978)	67,504,750,959 (67,504,750,959)
第23会計年度 (自2014年1月1日 至2014年12月31日)	28,685,074,057 (28,685,074,057)	41,066,002,792 (41,066,002,792)	55,123,822,224 (55,123,822,224)
第24会計年度 (自2015年1月1日 至2015年12月31日)	39,501,187,103 (39,501,187,103)	44,730,899,690 (44,730,899,690)	49,894,109,637 (49,894,109,637)
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	20,809,321,719 (20,809,321,719)	19,814,704,877 (19,814,704,877)	50,888,726,479 (50,888,726,479)

(注1) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

(注2) 上記口数は約定日ベースの数値であり、財務書類中の数値は受渡日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(a) 海外における申込手続等

各ファンド証券は、保管受託銀行への買付代金の支払い後管理会社により発行される。券面または確認書は、管理会社またはその代理人が保管受託銀行の買付代金の受領後に交付する。

各ファンド証券は管理会社が関連毎営業日に発行することができるが、管理会社は、後記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要（3）譲渡制限」に記載されるようにその裁量により暫定的にその発行を中止することができる。

管理会社は記名式券面のみを発行し、端数受益証券は発行されない。

券面には管理会社および保管受託銀行の署名が付される。両署名はファクシミリによることができる。受益者が券面を要求しない場合、受益者は、ファンド証券につき券面の発行を希望しないものと見做し、受益者である旨の確認書を代わりに発行する。

買付の最低口数は1,000口で1口単位である。管理会社は、その裁量により、より小さい単位による買付けを受理することができる。

ファンド証券1口当たりの発行価格は、ファンド証券の買付注文が受領された営業日(ただし、かかる買付注文は、当該日のルクセンブルグ時間午後2時前に受領されることを要する。)の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格である。

USドル・ポートフォリオの受益証券の純資産価格は米ドルで、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの純資産価格は豪ドルで、カナダ・ドル・ポートフォリオの純資産価格は加ドルで、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの純資産価格はNZドルで表示される。

ファンド証券の購入申込みは、日本国外に居住する外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)を遵守する参加外国金融機関である(ファンド証券の名義人となる)販売会社を通じて、ルクセンブルグ時間午後2時前までに受領された場合、管理会社の事務所において、当日受諾される。ルクセンブルグ時間午後2時後に受領された買付注文は、翌営業日に受領されたものと見做される。

管理会社は買付注文の全体または一部を、理由の如何を問わず受け付けまたは拒否する権利を有する。

分配方針により、管理会社は、合理的に可能な範囲で、1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セントに、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについては1豪セントに、カナダ・ドル・ポートフォリオについては1加セントに、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについては1NZセントに維持するよう尽力する。販売手数料は課せられない。

買付代金の支払いは、米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルで銀行送金の方法により、買付注文が受領された翌営業日に保管受託銀行に対して行うものとする。

券面または確認書は、管理会社の事務所において、買付人またはその取扱銀行に、買付日および買付代金支払からルクセンブルグの7銀行営業日以内に入手可能となる。

管理会社は、マーケット・タイミングおよびレイト・トレーディング(CSSF通達04/146に定義される。)に関連する取引を許容せず、かかる取引を行っている場合と管理会社が疑う投資者からの請求を拒絶する権利を、また、適切な場合、トラストの他の投資者を保護するための必要な措置を講ずる権利を留保する。受益証券の申込み、買戻しおよび転換は、純資産価格判明前に取扱われる。

身元確認および反マネー・ローンダリングの手続

適用あるルクセンブルグの法律および規則ならびに欧州連合の通達および規則（一般に「法」という。）、ならびにCSSFにより発行された通達により、マネー・ローンダリングおよびテロ活動のための資金供与を目的とする投資信託の利用を防止するため、専門義務が概説された。その結果、金融セクターの専門家（1993年4月5日のルクセンブルグ法（改訂済）に規定される。）は、法ならびに金融活動作業部会(FATF)のマネー・ローンダリングに関する規則および指針に従い投資者の身元を確認する義務を負う。ファンドの投資者になろうとする者および受益証券の譲受人は、身元証明を求められ、また既存の受益者も、身元証明を求められることがある(身元確認手続の詳細については、以下の段落を参照。)。管理会社の決定に従い投資者になろうとする者および受益証券の譲受人により十分な身元確認が提供されるまで、管理会社は、受益証券の発行または受益証券の譲渡および登録の承認を留保する権利を有する。同様に、受益証券は、これらの要件が完全に遵守されないかぎり買戻されない。かかる場合、管理会社は、費用または補償につき責任を負わない。

管理会社の責任は、顧客の身元確認手続を適用することならびにマネー・ローンダリングおよびテロ活動のための資金供与の防止のための手続が法およびCSSFの通達に従い完全に遵守されているか確認することである。顧客の身元確認手続においては、信頼できる独立の情報源から入手された書類、データまたは情報に基づき顧客を特定し、その身元確認を行う。また、顧客の身元確認手続においては、適用がある場合には、受益者を特定し、リスクに応じた十分な身元確認手続をとる（法人、信託およびこれらに類似する法的組織に関しては、顧客の所有および支配の構造を理解するためにリスクに応じた十分な確認手続をとること、取引関係の目的および狙いに関する情報を得ることならびに取引関係を継続的に監視することを含む。）。顧客の特定および身元確認に関するルールは、個人および法人の両方に適用される。個人の場合、管轄当局（例えば、大使館、領事館、公証人、警官もしくはその他の管轄当局または規制された金融機関）が適式に認証した個人のパスポートまたは身分証明書の写しの提出を要求されることがある。法人の場合、設立（商号変更に関する情報を含む。）証明書または基本定款および付属定款（またはこれに相当する書類）の認証謄本（全ての受益者および取締役の名称、職業、出生日ならびに居住地および事業所の所在地等を証明する法人の権限ある代表者の身元証明書を含む。）の提出を要求されることがある。

管理会社は、下記の場合、顧客の身元確認手続を軽減または免除されることがある。

- (a) ルクセンブルグまたはマネー・ローンダリングおよびテロ活動のための資金供与の防止および発見のためのルクセンブルグ法で要求される身元確認義務と同等の身元確認義務を課している国に設立された金融セクターの専門家としての資格を有する仲介業者を通じた申込みおよび買戻しの場合。
- (b) ルクセンブルグ法で要求される身元確認義務と同等の身元確認義務に服する金融セクターの専門家としての資格を有する支店もしくは子会社を通じた申込みおよび買戻しの場合、または、これと同等の身元確認義務が課されている親会社の支店もしくは子会社を通じた申込みおよび買戻しの場合。

(c) 申込者が、(a)および(b)に規定するルクセンブルグ法により要求される身元確認義務と同等の身元確認義務が課されている公認の金融機関における申込者名義で保有される口座からのみ申込代金を支払う場合。申込者は、最終的な買戻し手取金が当該口座にのみ支払われることを了承する。

(c)の場合、申込者は、遅延防止のため、その指図において、送金する銀行が確実に申込者のフルネームおよび口座番号を入手できるようにしなければならない。

一般的な認識として、金融活動作業部会(FATF)のメンバーもしくはオブザーバーまたはEUの加盟国である国に居住する金融セクターの専門家は、ルクセンブルグ法で要求される身元確認義務と同等の身元確認義務を有するものとみなされている。

FATFメンバーのリストは、<http://www.fatf-gafi.org/> でインターネット上で調べることができる。

(b) 日本における申込手続等

日本においては、本書「証券情報(7)申込期間」に記載される期間中、トラスト営業日に本書「証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われる。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出し、販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。販売の単位は、1,000口以上1口単位である。ただし、有価証券、その他販売会社において取り扱う証券、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち販売会社において米ドル建、豪ドル建、加ドル建またはNZドル建で支払われるものによりファンド証券を取得する場合は、1口以上1口単位とする。また、販売会社が別の契約書で定める場合は、当該契約書に従うものとする。また、場合により、申込日に、販売会社が定める円金額相当額以上について、販売会社が決定する為替相場に基づいて定める口数以上1口単位とする。ただし、販売会社はこれと異なる申込単位を定めることができる。具体的な申込単位については、本書「証券情報 (8) 申込取扱場所」に記載される各販売会社に照会のこと。

受益証券は、FATCAを遵守する参加外国金融機関である(ファンド証券の登録名義人となる)販売会社によってのみ販売される。

ファンド証券1口当たりの販売価格は、管理会社が当該買付注文を受領した営業日の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格である。買付注文がなされた営業日の翌営業日に「外国証券取引口座約款」および累積投資約款に基づき受渡しを行う。

買付代金の支払は、円貨で支払う場合は、米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルとの換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る範囲で販売取扱会社の米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドル預金口座への振込み等により米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルで支払うこともできる。ただし、販売取扱会社はこれと異なる申込方法によることができる。具体的な申込方法については本書「証券情報 (8) 申込取扱場所」に記載される申込取扱場所に照会のこと。

申込締切時間は、本書「証券情報 (8) 申込取扱場所」に記載される申込取扱場所に照会のこと。

申込手数料はない。

なお、上記「(a)海外における申込手続等」中の事項は、日本における申込手続等においても適宜準用される。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2 【買戻し手続等】

(a) 海外における買戻し手続等

受益者は、毎営業日にファンド証券の買戻しを請求することができる。

買戻し請求は、管理会社に対して書面で行うものとする。

買戻し価格は、買戻し請求が受領された営業日の翌営業日の前日に適用される純資産価格である。

買戻し請求は、当該日のルクセンブルグ時間午後2時前に受領されることを要する。ルクセンブルグ時間午後2時以降に受領された買戻し請求は、翌営業日に受領されたものと見做される。当該買戻し請求は、ファンド証券の券面が発行されている場合には、券面の添付を要する。買戻し手数料はない。信託財産留保額もない。

各営業日に適用される買戻し価格は、当該営業日のルクセンブルグにおける営業開始時に入手することができる。ただし、相当量の買戻し請求がなされ、これに応ずるためファンドの組入れ証券を処分しなければならず、そのためファンドの価値がかなりの影響を受ける場合、管理会社は告知された買戻し価格を取消し、当該営業日に決定される純資産価格を基礎に買戻し価格を決定することができる。ただし、当該再評価は買戻し代金が支払われる営業日前になされ告知され、かつ当該再評価は当該営業日に受領されたすべての買戻し請求に適用されるものとする。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを受益者の買戻し請求後遅滞なく行うことができるようにするため、各ファンドにおいて、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを保証するものとする。

買戻し価格は、買戻しの日に適用されるファンド証券の純資産価格によって、購入時に支払われた価格を上回るか、または下回ることもある。

買戻し代金の支払いは、参照通貨で、買戻し請求が受領された営業日の翌営業日に(券面が発行されている場合、当該券面の受領を条件として)行われる。買戻されるファンド証券についての発生済の未払い分配金は、買戻し代金の支払いと同時に支払われる。

管理会社は、流動性管理システムを利用し、ファンドの流動性リスクを監視し、ファンドのため受益者の要求に応じ随時ファンド証券を買い戻す義務を満たすことができるようファンドのポートフォリオの流動性を通常確保する手続を整備している。

(b) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、いつでもファンド証券の買戻しを請求することができる。買戻し請求は、手数料なし、信託財産留保額なしで各営業日に販売取扱会社を通じ管理会社に対し行うことができる。

ファンド証券1口当たりの買戻し価格は、管理会社が買戻し請求を受領した営業日の翌営業日の前日に適用される1口当たり純資産価格である。

買戻代金(および発生済・未払いの分配金)は外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日の翌営業日に支払われる。買戻代金(および発生済・未払いの分配金)が円貨で支払われる場合、米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルとの換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る場合は当該受益者の米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドル預金口座への振込み等により米ドル、豪ドル、加ドルまたはNZドルで支払われる。ファンド証券の買戻しは1口以上とし、1口を単位とする。ただし、販売会社はこれと異なる買戻単位を定めることができる。具体的な買戻単位は本書「証券情報 (8) 申込取扱場所」に記載される各販売会社に照会のこと。

なお、上記「(a)海外における買戻し手続等」中の事項は、日本における買戻し手続等においても適宜準用される。

3 【ファンド証券の転換】

(a) 海外における転換

1つのファンドの受益証券から他のファンドの受益証券に転換を希望する受益者は、二つのファンドの共通営業日に、転換のための取消不能の転換請求書に(発行されている場合は)受益証券を添えて、管理会社に対して受益証券の転換を請求することができる。当該請求書には、転換される口数を指定するものとする。転換により発行される口数は、転換請求の翌営業日の前日に適用されるそれぞれのファンドの受益証券の純資産価格に基づき以下のとおり決定される。

$$N_1 = \frac{NAV_2 \times N_2}{NAV_1}$$

N_1 : 転換後の口数。端数は発行されない。転換に伴い生ずる端数に起因する残余金額は、受益証券が転換される先のファンドに帰属する。

N_2 : 転換前の口数。これには、転換請求受益証券の発生済未払の分配金が、ルクセンブルグ、日本、その他の国の適用ある未払税金額を控除した後に、再投資されて発行された受益証券口数を含む。

NAV_1 : 転換により発行される受益証券の適用純資産価格。

NAV_2 : 転換により発行される受益証券の基準通貨に適用される営業日の為替レートにより変換された転換される受益証券の適用純資産価格。

転換手数料は課されない。

(b) 日本における転換

日本における受益者は、転換にかかる二つのファンドの共通営業日(ただし、直後のそれぞれのファンドの営業日が同一の日である場合に限る。)に、販売取扱会社を通じてファンド証券の転換を請求することができる。転換についての内容は、「(a)海外における転換」に記載されているとおりである。ただし、日本における転換請求の受け取り取扱は、販売会社によっては転換のための事務処理が可能となった後に開始される。また、販売取扱会社によっては、日本における転換は、「1 申込(販売)手続等 (b) 日本における申込手続等」および「2 買戻し手続等 (b) 日本における買戻し手続等」に記載されているところによることもある。

転換手数料は課されない。

4 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

純資産価格の計算

各ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格は、当該ファンドの表示通貨で表示され、毎日、管理会社が決める。営業日でない日については、管理会社が、当該非営業日の直前の営業日に事前に当該非営業日に適用される1口当たり純資産価格を決定する。

USドル・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、シドニー、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

カナダ・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、トロント、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、ウェリントン、オークランド、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

管理会社は、純資産価格の計算をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社に委託している。

ファンドの組入証券および金融市場証券は均等償却法により評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額が当該ファンドが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。

管理会社は、合理的に可能な範囲で、発行と買戻しのために計算されるファンド証券の1口当たり価格を1米セント、1豪セント、1カナダ・セントまたは1ニュージーランド・セントに安定させる手続きを設けている。ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との乖離を判定するため、取締役会により随時見直される。重大な稀薄化またはその他の不公正な結果を投資者または既存の受益者にもたらす可能性のある乖離があったと判定された場合、管理会社は、必要かつ適切であると判断する調整的措置を行う。これには、各受益者の受益証券の割合に応じた買戻しによるファンドの発行済受益証券口数の減少(この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われない。)、売買益または売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却、組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止または入手可能な市場相場に基づく1口当たり純資産価格の決定が含まれる。受益証券1口当たり純資産価格を1米セント、1豪セント、1カナダ・セントまたは1ニュージーランド・セントに維持するため発行済受益証券口数を減少させる場合、強制的に買戻されるファンド証券口数は、組入証券の均等償却法による評価と市場相場に基づく評価との差を表わしている。各受益者は、トラストへの投資にあたり、かかる手続きに同意したものと見做される。

トラストの勘定において、受益者に対し宣言された日々の分配で未払いのものは、当該ファンドの債務として認識される。この債務は、ファンドの純資産総額および1口当たり純資産価格の計算に当たりファンドの資産から控除される。

上記の管理会社の決定は、管理会社による公正な価格計算のための一般的ガイドラインを定めた、管理会社が随時採択する政策に従って行われる。

すべての場合、各ファンドの1口当たり純資産価格は、ファンドのすべての組入証券およびその他の資産を合計し、その債務を控除し、発行済ファンド証券の口数で割ることにより決定される。

トラスト中の各ファンドに帰属する資産および債務を決定するため、各ファンドの資産プールは以下の方法で設定される。

- (a) 各ファンドの受益証券発行からの手取金は、トラストの帳簿上、当該ファンドのための資産プールに計上され、各ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該プールに計上される。
- (b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、トラストの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加、減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上される。
- (c) 特定のプールの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させる。
- (d) トラストの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断されない場合、かかる資産や債務は、関連する各ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプールに帰属させられる。
- (e) 各ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該ファンドの受益証券の純資産価格は、当該金額分だけ減少させるものとする。

各ファンドの純資産価格は管理会社の取締役、授権された役員または代表者により証明され、明白な誤りがない限り、かかる証明は最終的なものとする。

場合により、評価が困難な資産を評価する方法および2013年法第17条に基づく外部評価者の任命を含む、ファンドの評価手続に関するおよびファンド資産評価のための価格設定方法論の追加的情報は、管理会社の登記上の事務所において入手可能である。

直近の各ファンドの純資産価格は管理会社の事務所で入手することができる。

販売および買戻しの停止

管理会社は、次の場合、ファンド証券の純資産価格の決定を一時的に停止し、ファンド証券の販売、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

- (a) ファンドの資産の相当部分の評価基準を提供する一つもしくは複数の証券取引所、またはファンドの資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖されるか、または取引が制限もしくは停止された場合。
- (b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。
- (c) ファンドの組入証券の評価のために通常使用されている通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合。

(d) 為替規制または資産の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行ができない場合。

かかる停止は、発行、買戻しおよび転換請求を行った受益者に通知され、停止が一週間を超えるものと管理会社が判断する場合、かかる通知は公告される。

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外市場においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券またはその確認書は、各販売会社またはその保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社からファンド証券の取引報告書が交付される。

(3) 【信託期間】

後記「(5) その他 ファンドの解散」に従い解散されない限り、トラストの存続期間は無期限である。

(4) 【計算期間】

トラストの決算期は毎年12月31日である。12月31日が営業日でない場合、12月の最終純資産価格が監査済年次報告書の作成に使用される。監査済年次報告書は、会計年度終了後4か月以内に公表される。半期報告書は、会計年度中6か月終了から3か月以内に公表される。6月30日が営業日でない場合、6月の最終純資産価格が未監査半期報告書の作成に使用される。

(5) 【その他】

約款の変更

約款は、保管受託銀行の承認を条件として、いつでも全部または一部を変更することができる。変更は、約款変更の関係書類にその他の記載のない限り、ルクセンブルグ商業登記所に寄託した通知がRESAを通じて公告される日に効力を生じる。

ワラント・新受益証券引受権等の発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権、オプション等を発行することにより受益者または投資者に対して、ファンド証券を買い付ける権利を付与することを禁止されている。

ファンドの解散

トラストおよびファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意によりいつでも解散することができる。また、トラストおよびファンドは、ルクセンブルグの法律が定める一定の場合には解散される。

解散通知は、ルクセンブルグのRESAを通じて、および少なくとも2つの新聞に公告されるものとする。ただし、そのうちの1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

解散に通じる状況が発生した場合、ただちに受益証券の発行は無効の処分を伴い禁止される。買戻しは受益者の同等の取扱いが保証されるならば、なお可能である。

解散の場合、管理会社は受益者の最善の利益となるようにトラスト資産を売却し、保管受託銀行は、管理会社の指示のもとに、清算に要する手数料および費用を控除した上で、受益者にその持分に応じ清算手取金を分配する。

ルクセンブルグの法律に従い、清算手続終了時に払戻しのために提出されない受益証券に対応する清算手取金は、ルクセンブルグの供託機関に時効期間経過まで保管される。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、(i)いつでもファンドを含むファンドを解散することができ、当該ファンドの受益者は、当該ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または(ii)いつでもファンドを解散することができ、他のファンドに、解散される(監査報告により評価される)ファンドの資産を譲与し、他のファンドの受益証券を、解散されるファンド受益者に分配することができる。(ii)の解散および分配は、当該ファンドのサイズ、サブ・ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができる。(i)のファンドの解散の場合、解散の効力発生日は受益者に郵便またはファックスにて通知される。(ii)のファンドの解散の場合、当該ファンドの受益者には解散1か月前に郵便により通知するものとする。解散の効力発生日まで、受益者はファンドの解散により生ずる費用をカバーする引当金額を反映した純資産価格で、当該受益証券の買戻しを継続することができる。

解散最終時において支払請求がなされなかった受益証券についての清算金は、時効期間経過までルクセンブルグの供託機関に保管される。

受益者またはその相続人もしくはその受遺者はいずれも、トラストまたはファンドの清算を請求することはできない。

関係法人との契約の更改等に関する手続

(a) 保管契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の3か月以上前に、書面による通知を送付することにより、本契約を解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

(b) 中央管理事務契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90暦日以上前に、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、本契約を解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

(c) 投資運用契約

管理会社が投資運用会社に、または投資運用会社が管理会社に書面による事前の通知を少なくとも60日(かかる期間は当事者の合意により、短縮できる。)前までに発することにより解約されるまで有効であるものとする。

本契約は本契約当事者間の個人的なものであり、いずれの当事者もその権限または義務を事前の他方当事者の同意なくして譲渡することができない。

本契約は、ルクセンブルグ法に従い解釈され、かつ同法を準拠法とする。管轄権を有するルクセンブルグの裁判所を管轄裁判所とする。

(d) 代行証券会社契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し指定の住所宛、書面により通知することにより終了するまで有効に存続する。

本契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

(e) 受益証券販売・買戻契約

本契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、指定の住所宛に書面による通知を3か月前になすことにより解約されるまで存続する。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

5 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者がファンドに関する受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人としてファンド受益者名簿に登録されていないといけない。

従って販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドに関する受益権を直接行使することはできない。これらの受益者は外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

(1) 分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有する。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属する。

(2) 買戻・転換請求権

受益者は、本書の記載に従い、随時ファンド証券の買戻または転換を販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有する。

(3) 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(4) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はない。なお受益者の管理会社、保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じせしめた事由発生日の5年後に失効する。

受益者は、管理会社が随時任命する投資運用会社または副投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、所在地事務代行会社、支払事務代行会社、トラストの監査人またはトラストまたは管理会社のその他のサービス提供会社に対して直接的な契約上の権利を有しない。2010年法に基づき、受益者は保管受託銀行の責任を直接的にまたは管理会社を通じて間接的に追及することができる。ただし、これは損害賠償の重複または受益者の不平等な待遇をもたらすものではない。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

(1) 管理会社またはトラストに対する、法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

(2) 日本におけるファンド証券の募集、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されている。なお関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人は、
弁護士 竹野 康 造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3 【ファンドの経理状況】

- a トラストの直近2会計年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定を適用して作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)
- b トラストの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c トラストの原文の財務書類は、それぞれ下記の通貨で表示されている。
- | | |
|---------------------|--------------|
| USドル・ポートフォリオ | =米ドル |
| オーストラリア・ドル・ポートフォリオ | =オーストラリア・ドル |
| カナダ・ドル・ポートフォリオ | =カナダ・ドル |
| ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ | =ニュージーランド・ドル |

日本文の財務書類には円換算額が併記されている。日本円による金額は、2017年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1米ドル	= 112.19円
1オーストラリア・ドル	= 85.84円
1カナダ・ドル	= 84.05円
1ニュージーランド・ドル	= 78.43円

1 【財務諸表】

(1) 【2016年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

結合純資産計算書

2016年12月31日現在

	注	結 合	
		米ドル ^(*)	千円
資産			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 3,023,237,895 米ドル)	2.3	3,027,246,024	339,626,731
現金および預金		436,597,766	48,981,903
未収申込金		10,929,186	1,226,145
未収投資有価証券利息	2.6	6,293,821	706,104
未収預金利息	2.6	27,981	3,139
資産合計		3,481,094,778	390,544,023
負債			
未払買戻金		4,051,925	454,585
未払代行協会員報酬および未払販売会社報酬	5	2,857,511	320,584
未払分配金	11	2,663,580	298,827
未払投資運用報酬	4	948,371	106,398
未払管理事務代行報酬	7	378,087	42,418
未払保管報酬	6	257,122	28,847
未払管理報酬	3	168,075	18,856
未払年次税	9	86,403	9,694
未払弁護士報酬		51,389	5,765
未払専門家報酬		50,187	5,630
未払印刷費および未払公告費		40,985	4,598
負債合計		11,553,635	1,296,202
純資産額		3,469,541,143	389,247,821

(*)注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

純資産計算書

2016年12月31日現在

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 1,573,096,497 米ドル)	2.3	1,574,962,147	176,695,003
現金および預金		216,518,436	24,291,203
未収申込金		7,867,553	882,661
未収投資有価証券利息	2.6	1,203,674	135,040
未収預金利息	2.6	3,792	425
資産合計		1,800,555,602	202,004,333
負債			
未払買戻金		3,235,908	363,037
未払代行協会員報酬および未払販売会社報酬	5	828,936	92,998
未払分配金	11	1,084,740	121,697
未払投資運用報酬	4	457,183	51,291
未払管理事務代行報酬	7	124,342	13,950
未払保管報酬	6	84,519	9,482
未払管理報酬	3	41,445	4,650
未払年次税	9	44,606	5,004
未払弁護士報酬		26,823	3,009
未払専門家報酬		26,083	2,926
未払印刷費および未払公告費		19,195	2,153
負債合計		5,973,780	670,198
純資産額		1,794,581,822	201,334,135
発行済受益証券口数		179,458,182,241口	
1口当たり純資産価格		0.01	1.12円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

純資産計算書

2016年12月31日現在

	注	オーストラリア・ドル・ ポートフォリオ	
		オーストラリア・ ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 1,548,729,929 豪ドル)	2.3	1,550,513,000	133,096,036
現金および預金		208,356,566	17,885,328
未収申込金		3,306,222	283,806
未収投資有価証券利息	2.6	5,857,895	502,842
未収預金利息	2.6	20,350	1,747
資産合計		1,768,054,033	151,769,758
負債			
未払買戻金		724,278	62,172
未払代行協会員報酬および未払販売会社報酬	5	2,192,702	188,222
未払分配金	11	1,574,899	135,189
未払投資運用報酬	4	500,675	42,978
未払管理事務代行報酬	7	273,916	23,513
未払保管報酬	6	186,326	15,994
未払管理報酬	3	137,051	11,764
未払年次税	9	43,920	3,770
未払弁護士報酬		26,161	2,246
未払専門家報酬		25,661	2,203
未払印刷費および未払公告費		22,276	1,912
負債合計		5,707,865	489,963
純資産額		1,762,346,168	151,279,795
発行済受益証券口数		176,234,616,822口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.86円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

純資産計算書

2016年12月31日現在

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 57,496,794 カナダ・ドル)	2.3	57,523,929	4,834,886
現金および預金		9,043,711	760,124
未収申込金		3,339	281
未収投資有価証券利息	2.6	204,427	17,182
未収預金利息	2.6	156	13
資産合計		66,775,562	5,612,486
負債			
未払買戻金		9	1
未払代行協会員報酬および未払販売会社報酬	5	17,785	1,495
未払分配金	11	20,683	1,738
未払投資運用報酬	4	12,457	1,047
未払管理事務代行報酬	7	2,669	224
未払保管報酬	6	1,814	152
未払管理報酬	3	892	75
未払年次税	9	1,666	140
未払弁護士報酬		981	82
未払専門家報酬		974	82
未払印刷費および未払公告費		1,745	147
負債合計		61,675	5,184
純資産額		66,713,887	5,607,302
発行済受益証券口数		6,671,388,730口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.84円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

純資産計算書

2016年12月31日現在

	注	ニュージーランド・ドル・ ポートフォリオ	
		ニュージーランド・ ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 417,047,610 NZドル)	2.3	418,249,977	32,803,346
現金および預金		90,668,006	7,111,092
未収申込金		968,568	75,965
未収投資有価証券利息	2.6	1,023,144	80,245
未収預金利息	2.6	13,508	1,059
資産合計		510,923,203	40,071,707
負債			
未払買戻金		422,073	33,103
未払代行協会員報酬および未払販売会社報酬	5	622,995	48,861
未払分配金	11	614,340	48,183
未払投資運用報酬	4	173,576	13,614
未払管理事務代行報酬	7	77,826	6,104
未払保管報酬	6	52,939	4,152
未払管理報酬	3	38,939	3,054
未払年次税	9	12,757	1,001
未払弁護士報酬		7,136	560
未払専門家報酬		6,997	549
未払印刷費および未払公告費		6,360	499
負債合計		2,035,938	159,679
純資産額		508,887,265	39,912,028
発行済受益証券口数		50,888,726,479口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.78円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

結合運用計算書および純資産変動計算書

2016年12月31日に終了した年度

	注	結合	
		米ドル ^(*)	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	49,999,590	5,609,454
預金利息	2.6	4,545,148	509,920
収益合計		54,544,738	6,119,374
費用			
代行協会員報酬および販売会社報酬	5	10,813,927	1,213,214
投資運用報酬	4	3,394,929	380,877
管理事務代行報酬	7	1,415,676	158,825
保管報酬	6	962,783	108,015
管理報酬	3	643,612	72,207
年次税	9	360,724	40,470
公告費		338,810	38,011
弁護士報酬		72,854	8,173
専門家報酬		60,609	6,800
その他費用		22,892	2,568
費用合計		18,086,816	2,029,160
投資純収益		36,457,922	4,090,214
投資有価証券実現損失	2.3	(4,720,653)	(529,610)
当期投資純収益および実現損失		31,737,269	3,560,604
投資有価証券未実現利益	2.3	5,653,491	634,265
投資有価証券未実現損失	2.3	(5,379,477)	(603,524)
運用の結果による純資産の純増加		32,011,283	3,591,346
資本の変動			
受益証券発行		3,067,732,932	344,168,958
受益証券買戻し		(3,113,406,636)	(349,293,090)
資本の純変動		(45,673,704)	(5,124,133)
分配金	11	(32,011,284)	(3,591,346)
期首現在純資産		3,523,303,052	395,279,369
為替調整額	2.2	(8,088,204)	(907,416)
期末現在純資産		3,469,541,143	389,247,821

(*)注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンプレラ型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2016年12月31日に終了した年度

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	11,234,776	1,260,430
預金利息	2.6	783,868	87,942
収益合計		12,018,644	1,348,372
費用			
代行協会員報酬および販売会社報酬	5	2,528,787	283,705
投資運用報酬	4	1,389,602	155,899
管理事務代行報酬	7	379,317	42,556
保管報酬	6	257,830	28,926
管理報酬	3	126,441	14,185
年次税	9	183,672	20,606
公告費		174,014	19,523
弁護士報酬		37,333	4,188
専門家報酬		29,899	3,354
その他費用		11,852	1,330
費用合計		5,118,747	574,272
投資純収益		6,899,897	774,099
投資有価証券実現損失	2.3	(190,564)	(21,379)
当期投資純収益および実現損失		6,709,333	752,720
投資有価証券未実現利益	2.3	1,985,580	222,762
投資有価証券未実現損失	2.3	(743,810)	(83,448)
運用の結果による純資産の純増加		7,951,103	892,034
資本の変動			
受益証券発行		1,761,431,789	197,615,032
受益証券買戻し		(1,814,507,048)	(203,569,546)
資本の純変動		(53,075,259)	(5,954,513)
分配金	11	(7,951,103)	(892,034)
期首現在純資産		1,847,657,081	207,288,648
期末現在純資産		1,794,581,822	201,334,135

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2016年12月31日に終了した年度

オーストラリア・ドル・
ポートフォリオ

	注	オーストラリア・ ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	40,755,659	3,498,466
預金利息	2.6	3,305,059	283,706
収益合計		44,060,718	3,782,172
費用			
代行協会員報酬および販売会社報酬	5	8,751,703	751,246
投資運用報酬	4	1,998,715	171,570
管理事務代行報酬	7	1,093,286	93,848
保管報酬	6	743,678	63,837
管理報酬	3	547,009	46,955
年次税	9	182,837	15,695
公告費		167,676	14,393
弁護士報酬		37,212	3,194
専門家報酬		32,344	2,776
その他費用		11,096	952
費用合計		13,565,556	1,164,467
投資純収益		30,495,162	2,617,705
投資有価証券実現損失	2.3	(5,512,021)	(473,152)
当期投資純収益および実現損失		24,983,141	2,144,553
投資有価証券未実現利益	2.3	3,601,199	309,127
投資有価証券未実現損失	2.3	(4,645,890)	(398,803)
運用の結果による純資産の純増加		23,938,450	2,054,877
資本の変動			
受益証券発行		1,539,428,033	132,144,502
受益証券買戻し		(1,531,633,208)	(131,475,395)
資本の純変動		7,794,825	669,108
分配金	11	(23,938,450)	(2,054,877)
期首現在純資産		1,754,551,343	150,610,687
期末現在純資産		1,762,346,168	151,279,795

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンプレラ型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2016年12月31日に終了した年度

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	703,289	59,111
預金利息	2.6	40,956	3,442
収益合計		744,245	62,554
費用			
代行協会員報酬および販売会社報酬	5	71,541	6,013
投資運用報酬	4	50,082	4,209
管理事務代行報酬	7	10,734	902
保管報酬	6	7,301	614
管理報酬	3	3,576	301
年次税	9	7,028	591
公告費		8,825	742
弁護士報酬		1,420	119
専門家報酬		1,224	103
その他費用		642	54
費用合計		162,373	13,647
投資純収益		581,872	48,906
投資有価証券実現損失	2.3	(381,872)	(32,096)
当期投資純収益および実現損失		200,000	16,810
投資有価証券未実現利益	2.3	54,465	4,578
投資有価証券未実現損失	2.3	(40,610)	(3,413)
運用の結果による純資産の純増加		213,855	17,975
資本の変動			
受益証券発行		20,950,301	1,760,873
受益証券買戻し		(28,014,982)	(2,354,659)
資本の純変動		(7,064,681)	(593,786)
分配金	11	(213,855)	(17,975)
期首現在純資産		73,778,568	6,201,089
期末現在純資産		66,713,887	5,607,302

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2016年12月31日に終了した年度

	注	ニュージーランド・ドル・ ポートフォリオ	
		ニュージーランド・ ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	11,342,624	889,602
預金利息	2.6	1,822,776	142,960
収益合計		13,165,400	1,032,562
費用			
代行協会員報酬および販売会社報酬	5	2,465,728	193,387
投資運用報酬	4	688,833	54,025
管理事務代行報酬	7	308,025	24,158
保管報酬	6	209,524	16,433
管理報酬	3	154,115	12,087
年次税	9	51,202	4,016
公告費		47,857	3,753
弁護士報酬		9,696	760
専門家報酬		8,203	643
その他費用		3,297	259
費用合計		3,946,480	309,522
投資純収益		9,218,920	723,040
投資有価証券実現損失	2.3	(201,800)	(15,827)
当期投資純収益および実現損失		9,017,120	707,213
投資有価証券未実現利益	2.3	1,358,404	106,540
投資有価証券未実現損失	2.3	(1,646,532)	(129,138)
運用の結果による純資産の純増加		8,728,992	684,615
資本の変動			
受益証券発行		208,093,217	16,320,751
受益証券買戻し		(198,147,049)	(15,540,673)
資本の純変動		9,946,168	780,078
分配金	11	(8,728,991)	(684,615)
期首現在純資産		498,941,096	39,131,950
期末現在純資産		508,887,265	39,912,028

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

統計情報

(各サブ・ファンドの通貨で表示)

	USドル・ ポートフォリオ	オーストラリア・ ドル・ ポートフォリオ	カナダ・ドル・ ポートフォリオ	ニュージーランド・ ドル・ ポートフォリオ
期末現在発行済受益証券口数				
2014年12月31日	234,289,840,923	207,283,632,836	6,778,298,794	55,123,822,224
2015年12月31日	184,765,708,079	175,455,134,329	7,377,856,825	49,894,109,637
発行口数	176,143,178,918	153,942,803,281	2,095,030,082	20,809,321,719
買戻し口数	(181,450,704,756)	(153,163,320,788)	(2,801,498,177)	(19,814,704,877)
2016年12月31日	179,458,182,241	176,234,616,822	6,671,388,730	50,888,726,479
	米ドル	オーストラリア・ ドル	カナダ・ドル	ニュージーランド・ ドル
期末現在純資産額				
2014年12月31日	2,342,898,409	2,072,836,328	67,782,988	551,238,222
2015年12月31日	1,847,657,081	1,754,551,343	73,778,568	498,941,096
2016年12月31日	1,794,581,822	1,762,346,168	66,713,887	508,887,265
期末現在1口当たり純資産価格				
2014年12月31日	0.01	0.01	0.01	0.01
2015年12月31日	0.01	0.01	0.01	0.01
2016年12月31日	0.01	0.01	0.01	0.01

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
契約型アンブレラ型投資信託
財務書類に対する注記
2016年12月31日現在

注1. 事業活動

契約型アンブレラ型投資信託として組織されたニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(以下「ファンド」という。)は、存続期間無期限の、有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の間の相互の合意により、またはルクセンブルグ法に定められた事情により、いつでも解散することができる。

ファンドは、2010年法パートIIに基づいて組織されており、2013年法に基づきオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

各サブ・ファンドの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従い別々に投資される。

各サブ・ファンドの目的は、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことである。

2016年12月31日現在、ファンドは、4つのサブ・ファンドを運用している。

- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - USドル・ポートフォリオ
(以下「USドル・ポートフォリオ」という)
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
(以下「オーストラリア・ドル・ポートフォリオ」という)
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - カナダ・ドル・ポートフォリオ
(以下「カナダ・ドル・ポートフォリオ」という)
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ
(以下「ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ」という)

注2. 重要な会計方針

2.1) 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグの契約型投資信託に関する法律および規制ならびにルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従って表示される。

2.2) 結合財務書類

ファンドの結合財務書類は、米ドルで表示される。結合純資産計算書は、期末決算日時点の実勢為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの純資産の合計である。結合運用計算書および純資産変動計算書は、2016年12月31日に終了した年度における平均為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの運用計算書および純資産変動計算書の合計である。

2016年12月31日現在の米ドル以外の通貨建てのサブ・ファンド資産および負債は、以下の為替レートを使用して米ドルに換算された。

通貨	為替レート
オーストラリア・ドル	0.7217
カナダ・ドル	0.7412
ニュージーランド・ドル	0.6949

2016年12月31日現在の米ドル以外の通貨建てのサブ・ファンド運用計算書は、以下の平均為替レートを使用して米ドルに換算された。

通貨	為替レート
オーストラリア・ドル	0.7440
カナダ・ドル	0.7552
ニュージーランド・ドル	0.6975

当該平均為替レートの使用による為替調整額は、結合純資産変動計算書に計上される。

2.3) 投資有価証券

各サブ・ファンドの財務諸表における債券、債務証券および短期金融商品は、償却原価に基づき評価される。この評価方法は、投資有価証券を取得原価で評価し、以後有価証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引またはプレミアムを満期まで均等額で償却することを前提としている。割引またはプレミアムの償却額は、運用計算書および純資産変動計算書上「投資有価証券未実現利益/損失」に含まれている。満期時に、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金証書から生じた実現純利益は「投資有価証券受取利息」に計上される。満期前の債券および中期債券の売上から生じた実現利益/損失は、運用計算書および純資産変動計算書に記載される。

2.4) 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日現在の実勢為替レートで換算される。サブ・ファンドの通貨以外の通貨建の取引は、取引日現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算される。

2.5) 設立費

設立費は、全額償却された。

2.6) 収益

受取利息は日々発生する。

注3. 管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する権利を有する(後払い)。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の1%である。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上1.5%未満の場合、管理報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.02%である。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、管理報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.03%である。

「グロス・イールド(その他費用控除後)」とは、管理会社が日々算出する、各サブ・ファンドの総利回り(グロス・イールド)から、サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除した料率をいう。また、「グロス・インカム(その他費用控除後)」とは、管理会社が日々算出する、(a)サブ・ファンドの総利益(有価証券の売買損益を含む。)から、(b)サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除した金額をいう。

注4. 投資運用報酬

投資運用会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、投資運用報酬は、（ ）グロス・インカム（その他費用控除後）の14%および（ ）グロス・イールド（その他費用控除後）に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上の場合、投資運用報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額に基づいて、以下のように計算される。

USドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億米ドル以下の部分	0.15 %
- 2億米ドル超 5億米ドル以下の部分	0.125%
- 5億米ドル超 20億米ドル以下の部分	0.10 %
- 20億米ドル超の部分	0.09 %

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億オーストラリア・ドル以下の部分	0.15 %
- 2億オーストラリア・ドル超 5億オーストラリア・ドル以下の部分	0.125%
- 5億オーストラリア・ドル超 20億オーストラリア・ドル以下の部分	0.10 %
- 20億オーストラリア・ドル超の部分	0.09 %

カナダ・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億カナダ・ドル以下の部分	0.15 %
- 2億カナダ・ドル超 5億カナダ・ドル以下の部分	0.125%
- 5億カナダ・ドル超 20億カナダ・ドル以下の部分	0.10 %
- 20億カナダ・ドル超の部分	0.09 %

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.15 %
- 2億ニュージーランド・ドル超 5億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.125%
- 5億ニュージーランド・ドル超 20億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.10 %
- 20億ニュージーランド・ドル超の部分	0.09 %

投資運用会社が負担したすべての合理的な実費は、関連するサブ・ファンドが負担する。

注5. 代行協会員報酬および販売会社報酬

代行協会員および販売会社は、各サブ・ファンドの資産から、各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。

- ・日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の20%であり、その報酬のうち18%が販売会社に支払われる。
- ・日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.00%以上の場合、代行協会員報酬は、各サブ・ファンドの該当する四半期の純資産総額の年率0.63%を上限とする。(その報酬から、代行協会員は各販売会社へ報酬を支払う。)
- ・2016年12月31日現在、
 - ・日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.00%以上1.50%未満の場合、代行協会員報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.19%であり、その報酬のうち0.18%が販売会社に支払われる。
 - ・日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.50%以上の場合、代行協会員報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.48%であり、その報酬のうち0.18%が販売会社に支払われる。

代行協会員および/または販売会社が負担したすべての合理的な実費は、関連するサブ・ファンドが負担する。

注6. 保管報酬

保管受託銀行は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の2%である。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上1.5%未満の場合、保管報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.02%である。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、保管報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.04%である。保管受託銀行が負担した電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、ファンドが負担する。

注7. 管理事務代行報酬

所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の3%である。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上1.5%未満の場合、所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.03%である。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、各サブ・ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.06%である。管理事務代行会社が負担した、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、ファンドが負担する。

注8. 取引費用

ファンドは、いかなる取引費用(2010年法で定義されている。)も支払わない。管理会社との合意に基づいて、ファンドに係る取引費用は、保管受託銀行が負担する。

注9. 税制

ファンドは税金に関し、ルクセンブルグの法律に準拠している。ルクセンブルグにおける現行法規のもとでは、ファンドの純資産額に対し年率0.01%のサブクリプション税(「年次税」)が課せられており、四半期毎に計算され支払われる。

2010年法のもとでは、ファンドもその受益者もルクセンブルグにおいて所得税またはキャピタル・ゲイン税も課せられず、源泉税または相続税も課せられない。ファンドは、ファンドのポートフォリオにおける投資有価証券から生じた収益から、当該国における源泉税控除後の収益を回収している。

注10. 投資有価証券の金融取引規則(SFTFR)に関する情報

2016年12月31日に終了した年度において、ファンドおよびサブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ契約、証券貸付取引、逆買戻し条件付契約(逆現先契約)および買戻し条件付契約(現先契約)を締結しなかった。

注11. 分配方針

管理会社は、各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格を、それぞれ0.01米ドル、0.01オーストラリア・ドル、0.01カナダ・ドルおよび0.01ニュージーランド・ドルに維持するよう努めている。

買戻し受益証券について発生した未払分配金は、買戻し受益証券の支払い成立と同時に支払われる。

さらに、各サブ・ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の前日までに分配宣言済の未払分配金はすべて、当該最終営業日の前日に適用される各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

注12. 関連当事者取引

管理会社および一部の取締役、保管受託銀行、所在地事務・管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社、販売会社ならびに代行協会員は、ファンドの関連当事者とみなされる。関連当事者の報酬の詳細は、本財務書類に対する注記に記載されている。

注13. 2016年12月31日に終了した年度の変動計算書

管理会社の登記上の事務所宛てに要請すれば、2016年12月31日終了年度の投資証券についての変動計算書は、無料で入手することができる。

注14. 後発事象

2017年1月4日付で、管理会社は、ほくほくTT証券株式会社と日本におけるファンド証券の販売に関する契約を締結した。

それ以外に、現在の財務書類に開示が必要であると管理会社が判断する期末後の重要な事象はなかった。

【投資有価証券明細表等】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

投資有価証券明細表

2016年12月31日現在

USドル・ポートフォリオ

(単位:米ドル)

額面 銘柄	通貨	取得価格	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
A. 債券		米ドル	米ドル	%
25,669,000 EXPORT IMPORT BK KOREA 4.0 11JAN17	米ドル	25,728,349	25,693,176	1.44
4,000,000 EXPORT IMPORT BK KOREA FRN 14JAN17	米ドル	4,001,400	4,000,969	0.22
36,000,000 KOREA DEVELOPMENT BANK FRN 22JAN17	米ドル	36,018,640	36,011,667	2.00
債券合計		65,748,389	65,705,812	3.66
B. 中期債券		米ドル	米ドル	%
18,950,000 DBS BANK LTD SING 2.35 28FEB17 REGS	米ドル	19,011,047	18,991,049	1.06
8,398,000 KOREA OIL CORP 3.125 03APR17 REGS	米ドル	8,447,427	8,435,775	0.48
10,000,000 NORDEA BANK AB 3.125 20MAR17 144A	米ドル	10,052,100	10,045,802	0.56
11,200,000 NORDEA BANK AB 3.125 20MAR17 REGS	米ドル	11,258,352	11,251,298	0.63
29,880,000 UNITED OVERSEAS BK 2.25 7MAR17 EMTN	米ドル	29,982,504	29,950,157	1.67
中期債券合計		78,751,430	78,674,081	4.40
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計		144,499,819	144,379,893	8.06
. その他の債務証券				
A. 譲渡性預金証書		米ドル	米ドル	%
55,000,000 MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 09JAN17	米ドル	54,859,620	54,985,066	3.06
20,000,000 MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 22MAR17	米ドル	19,945,897	19,950,706	1.11
50,000,000 MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 24JAN17	米ドル	49,872,548	49,965,366	2.78
25,000,000 MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 30JAN17	米ドル	24,933,873	24,978,422	1.39
50,000,000 NORINCHUKIN BANK LDN CD 18APR17	米ドル	49,816,399	49,838,609	2.78
50,000,000 NORINCHUKIN BANK LDN CD 23JAN17	米ドル	49,826,079	49,965,786	2.78
62,000,000 UOB AUSTRALIA LTD CD 28APR17	米ドル	61,770,582	61,774,374	3.44
100,000,000 SUMITOMO TRUST AND BANKING (LDN) CD 27JAN17	米ドル	99,742,553	99,921,647	5.57
50,000,000 SUMITOMO TRUST AND BANKING (LDN) CD 10APR17	米ドル	49,805,895	49,839,307	2.78
74,000,000 BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ SYDNEY CD 16MAR17	米ドル	73,815,461	73,844,167	4.11
譲渡性預金証書合計		534,388,907	535,063,450	29.80

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表(続き)

2016年12月31日現在

USドル・ポートフォリオ(続き)

(単位:米ドル)

額面 銘柄	通貨	取得価格	期末評価額	比率*
. その他の債務証券(続き)				
B. コマーシャル・ペーパー		米ドル	米ドル	%
65,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 02MAR17	米ドル	64,793,740	64,893,432	3.62
40,500,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 06MAR17	米ドル	40,372,759	40,431,164	2.25
25,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 17MAR17	米ドル	24,920,669	24,949,096	1.39
56,500,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 21FEB17	米ドル	56,308,574	56,417,516	3.14
90,000,000 AKADEMISKA HUS AB CP 09MAR17	米ドル	89,723,353	89,840,928	5.01
25,000,000 ALLIANZ SE CP 06MAR17	米ドル	24,923,361	24,943,798	1.39
10,000,000 ALLIANZ SE CP 17JAN17	米ドル	9,975,018	9,995,112	0.56
50,000,000 ALLIANZ SE CP 21FEB17	米ドル	49,836,909	49,927,363	2.78
50,000,000 ALLIANZ SE CP 27JAN17	米ドル	49,870,006	49,960,436	2.78
50,000,000 ANZ BANKING CP 12JAN17	米ドル	49,835,336	49,982,454	2.79
75,000,000 ANZ BANKING CP 17JAN17	米ドル	74,747,168	74,963,000	4.18
25,000,000 ANZ BANKING CP 20JAN17	米ドル	24,915,985	24,985,538	1.39
35,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 24APR17	米ドル	34,868,951	34,877,474	1.94
22,500,000 OP CORPORATE BANK PLC ECP 01FEB17	米ドル	22,406,614	22,475,147	1.25
27,000,000 OP CORPORATE BANK PLC ECP 07MAR17	米ドル	26,919,242	26,939,880	1.50
5,000,000 OP CORPORATE BANK PLC ECP 14FEB17	米ドル	4,990,149	4,993,432	0.28
15,000,000 OP CORPORATE BANK PLC ECP 17FEB17	米ドル	14,946,310	14,978,436	0.83
17,500,000 OP CORPORATE BANK PLC ECP 21FEB17	米ドル	17,429,160	17,469,722	0.97
12,500,000 OP CORPORATE BANK PLC ECP 23FEB17	米ドル	12,467,184	12,480,382	0.70
20,000,000 OP CORPORATE BANK PLC ECP 23JAN17	米ドル	19,971,059	19,985,221	1.11
8,000,000 OP CORPORATE BANK PLC ECP 27FEB17	米ドル	7,978,750	7,986,662	0.45
22,500,000 OP CORPORATE BANK PLC ECP 28APR17	米ドル	22,394,621	22,396,363	1.25
50,000,000 TORONTO DOMINION BK CP 21MAR17	米ドル	49,870,337	49,883,303	2.78
50,000,000 TORONTO DOMINION BK CP 28MAR17	米ドル	49,874,068	49,876,866	2.78
20,000,000 TORONTO DOMINION BK(CDA) CP 16MAR17	米ドル	19,950,125	19,957,883	1.11
30,000,000 TORONTO DOMINION BK(CDA) CP 20MAR17	米ドル	29,918,323	29,928,196	1.67
コマーシャル・ペーパー合計		894,207,771	895,518,804	49.90
その他の債務証券合計		1,428,596,678	1,430,582,254	79.70
投資有価証券合計		1,573,096,497	1,574,962,147	87.76

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

2016年12月31日現在

USドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
オーストラリア	その他の金融仲介機関	20.81
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業（他に分類されないもの）	3.44
		24.25
英国	その他の金融仲介機関	19.47
		19.47
フランス	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業（他に分類されないもの）	12.34
		12.34
フィンランド	その他の金融仲介機関	8.34
		8.34
ドイツ	持株会社の事業	7.51
		7.51
スウェーデン	不動産事業	5.01
	その他の金融仲介機関	1.19
		6.20
韓国	その他の金融仲介機関	3.66
	原油および天然ガスの採掘	0.48
		4.14
カナダ	その他の金融仲介機関	2.78
		2.78
シンガポール	その他の金融仲介機関	2.73
		2.73
投資有価証券合計		87.76

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表 2016年12月31日現在

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(単位:オーストラリア・ドル)

額面 銘柄	通貨	取得価格	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
A. 債券		豪ドル	豪ドル	%
20,000,000 KOMMUNALBANKEN AS 4.75 12APR17	豪ドル	20,169,000	20,152,693	1.14
48,320,000 NATIONAL AUSTRALIA BANK FRN 15FEB17	豪ドル	48,485,043	48,418,160	2.74
98,431,000 NATIONAL AUSTRALIA BANK 6 15FEB17	豪ドル	99,551,880	98,936,747	5.61
44,500,000 RABOBANK NEDERLAND AU FRN 22MAR17	豪ドル	44,581,290	44,568,696	2.53
債券合計		212,787,213	212,076,296	12.02
B. 中期債券		豪ドル	豪ドル	%
15,000,000 ANZ BANKING GRP 5.875 13FEB17 EMTN	豪ドル	15,201,000	15,071,786	0.86
8,767,000 EIB 6.125 23JAN17 SER MTN	豪ドル	8,840,117	8,790,713	0.49
16,867,000 GE CAP AUSTR FDG 5.75 17FEB17 EMTN	豪ドル	17,058,985	16,954,056	0.97
46,100,000 WESTPAC BANKING CORP 6 20FEB17 MTN	豪ドル	46,522,973	46,359,995	2.63
102,300,000 WESTPAC BANKING FRN 20FEB17 MTN	豪ドル	102,614,780	102,494,210	5.80
中期債券合計		190,237,855	189,670,760	10.75
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計		403,025,068	401,747,056	22.77

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表(続き)

2016年12月31日現在

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ(続き)

(単位:オーストラリア・ドル)

額面 銘柄	通貨	取得価格	期末評価額	比率*
II. その他の債務証券				
A. 譲渡性預金証書		豪ドル	豪ドル	%
75,000,000 UOB AUSTRALIA LTD CD 06MAR17	豪ドル	74,661,235	74,754,302	4.24
35,000,000 UOB AUSTRALIA LTD CD 15MAR17	豪ドル	34,843,639	34,869,699	1.98
57,000,000 SUMITOMO MITSUI BANK CORP (SYDNEY) CD 27JAN17	豪ドル	56,730,342	56,917,930	3.23
40,000,000 SUMITOMO MITSUI BANK CORP (SYDNEY) CD 01MAR17	豪ドル	39,746,286	39,871,029	2.26
53,000,000 SUMITOMO MITSUI BANK CORP (SYDNEY) CD 03MAR17	豪ドル	52,663,829	52,823,510	3.00
譲渡性預金証書合計		258,645,331	259,236,470	14.71
B. コマーシャル・ペーパー		豪ドル	豪ドル	%
20,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 03MAR17	豪ドル	19,880,057	19,937,030	1.13
32,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 14MAR17	豪ドル	31,852,681	31,878,871	1.81
70,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 20MAR17	豪ドル	69,558,017	69,710,175	3.96
70,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 21FEB17	豪ドル	69,657,638	69,808,998	3.96
75,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 27MAR17	豪ドル	74,515,155	74,654,250	4.24
50,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 28FEB17	豪ドル	49,682,570	49,845,156	2.83
50,000,000 ANZ BANKING CP 05JAN17	豪ドル	49,783,717	49,985,895	2.84
50,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 21MAR17	豪ドル	49,769,815	49,792,833	2.83
50,000,000 CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 23MAR17	豪ドル	49,762,261	49,783,161	2.82
25,000,000 DNB NOR BANK ASA CP 23JAN17	豪ドル	24,850,143	24,970,760	1.42
75,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 06FEB17	豪ドル	74,534,038	74,857,205	4.25
75,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 14FEB17	豪ドル	74,663,227	74,831,614	4.25
100,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 16JAN17	豪ドル	99,485,549	99,915,907	5.67
50,000,000 FMS WERTMANAGEMENT CP 27JAN17	豪ドル	49,691,828	49,929,272	2.83
50,000,000 TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 10MAR17	豪ドル	49,690,264	49,819,321	2.83
50,000,000 TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 14MAR17	豪ドル	49,682,570	49,809,026	2.83
コマーシャル・ペーパー合計		887,059,530	889,529,474	50.50
その他の債務証券合計		1,145,704,861	1,148,765,944	65.21
投資有価証券合計		1,548,729,929	1,550,513,000	87.98

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

2016年12月31日現在

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
オーストラリア		
	その他の金融仲介機関	28.97
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業（他に分類されないもの）	12.85
		41.82
フランス		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業（他に分類されないもの）	23.58
		23.58
ドイツ		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業（他に分類されないもの）	17.00
		17.00
ノルウェー		
	その他の金融仲介機関	2.56
		2.56
オランダ		
	その他の金融仲介機関	2.53
		2.53
ルクセンブルグ		
	域外組織および機関の活動	0.49
		0.49
投資有価証券合計		87.98

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表 2016年12月31日現在
--

カナダ・ドル・ポートフォリオ

(単位:カナダ・ドル)

額面 銘柄	通貨	取得価格	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
債券		カナダ・ドル	カナダ・ドル	%
33,000,000 CANADA GOVT OF 1.5 01FEB17	カナダ・ドル	33,033,990	33,027,426	49.50
債券合計		33,033,990	33,027,426	49.50
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計		33,033,990	33,027,426	49.50
II. その他の債務証券				
コマーシャル・ペーパー		カナダ・ドル	カナダ・ドル	%
6,500,000 AKADEMISKA HUS AB CP 19JAN17	カナダ・ドル	6,484,398	6,497,442	9.74
18,000,000 LANDESKREDITBANK BAD WU CP 03JAN17	カナダ・ドル	17,978,406	17,999,061	26.98
コマーシャル・ペーパー合計		24,462,804	24,496,503	36.72
その他の債務証券合計		24,462,804	24,496,503	36.72
投資有価証券合計		57,496,794	57,523,929	86.22

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類 2016年12月31日現在

カナダ・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
カナダ		
	行政および防衛；強制的社会保障	49.50
		49.50
ドイツ		
	その他の金融仲介機関	26.98
		26.98
スウェーデン		
	不動産事業	9.74
		9.74
投資有価証券合計		86.22

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券明細表 2016年12月31日現在

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(単位：ニュージーランド・ドル)

額面 銘柄	通貨	取得価格	期末評価額	比率*
I. 公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
中期債券		NZドル	NZドル	%
12,180,000 GENERAL ELECTRIC CO 5.5 01FEB17	NZドル	12,231,156	12,215,918	2.40
15,000,000 IBRD 5.625 03MAR17 SER GDIF	NZドル	15,216,000	15,084,000	2.96
2,020,000 LANDWIRT RENTENBANK 1 29MAR17	NZドル	2,004,849	2,012,828	0.41
中期債券合計		29,452,005	29,312,746	5.77
公認の証券取引所に上場が認められているまたは他の規制ある市場で取引されている 譲渡性のある有価証券合計		29,452,005	29,312,746	5.77
II. その他の債務証券				
A. 中期債券		NZドル	NZドル	%
4,104,000 EXPORT DEVELOP CANADA 3.875 16MAR17	NZドル	4,126,173	4,117,375	0.82
中期債券合計		4,126,173	4,117,375	0.82
B. 譲渡性預金証書		NZドル	NZドル	%
40,000,000 BANK OF TOKYO-MIT SYDNEY CD 05JAN17	NZドル	39,766,801	39,984,955	7.86
21,000,000 UOB AUSTRALIA LTD CD 17FEB17	NZドル	20,842,621	20,937,304	4.11
20,000,000 UOB AUSTRALIA LTD CD 27JAN17	NZドル	19,890,459	19,966,661	3.92
譲渡性預金証書合計		80,499,881	80,888,920	15.89
C. コマーシャル・ペーパー		NZドル	NZドル	%
90,000,000 AGENCE CENTRALE ORGA CP 27FEB17	NZドル	89,348,379	89,668,104	17.62
40,000,000 DNB NOR BANK ASA CP 19JAN17	NZドル	39,697,308	39,950,378	7.85
30,000,000 KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 06APR17	NZドル	29,786,752	29,829,049	5.86
20,000,000 KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 07FEB17	NZドル	19,890,299	19,954,965	3.92
25,000,000 KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 31JAN17	NZドル	24,865,917	24,953,363	4.90
20,000,000 LANDESKREDITBANK BAD WU CP 17FEB17	NZドル	19,891,723	19,942,331	3.92
40,000,000 TORONTO DOMINION BK(CDA) CP 19APR17	NZドル	39,708,381	39,734,891	7.81
25,000,000 TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 09FEB17	NZドル	24,862,758	24,938,838	4.90
15,000,000 TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 14FEB17	NZドル	14,918,034	14,959,017	2.93
コマーシャル・ペーパー合計		302,969,551	303,930,936	59.71
その他の債務証券合計		387,595,605	388,937,231	76.42
投資有価証券合計		417,047,610	418,249,977	82.19

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類

2016年12月31日現在

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
オーストラリア	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業（他に分類されないもの）	15.86
	その他の金融仲介機関	7.86
		23.72
ドイツ	その他の金融仲介機関	19.01
		19.01
フランス	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業（他に分類されないもの）	17.62
		17.62
カナダ	その他の金融仲介機関	7.81
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業（他に分類されないもの）	0.82
		8.63
ノルウェー	その他の金融仲介機関	7.85
		7.85
米国	域外組織および機関の活動	2.96
	電気機器の製造	2.40
		5.36
投資有価証券合計		82.19

(*) 純資産総額に対する時価の比率(%)

注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Combined statement of net assets as at December 31, 2016

Combined

(Expressed in US Dollar)

	Notes	USD (*)
Assets		
Investments at year-end value (cost USD 3,023,237,895)	2.3	3,027,246,024
Cash at bank		436,597,766
Receivable on subscriptions		10,929,186
Interest receivable on investments	2.6	6,293,821
Interest receivable on cash	2.6	27,981
Total assets		3,481,094,778
Liabilities		
Payable on redemptions		4,051,925
Agent Company fee and Distributor fee payable	5	2,857,511
Dividend payable	11	2,663,580
Investment Manager fee payable	4	948,371
Administration fee payable	7	378,087
Depositary fee payable	6	257,122
Management fee payable	3	168,075
"Taxe d'abonnement" payable	9	86,403
Legal expenses payable		51,389
Professional expenses payable		50,187
Printing and publishing expenses payable		40,985
Total liabilities		11,553,635
Total net assets		3,469,541,143

* Reference is made to note 2.2.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of net assets as at December 31, 2016

US Dollar Portfolio

(Expressed in US Dollar)

	Notes	USD
Assets		
Investments at year-end value (cost USD 1,573,096,497)	2.3	1,574,962,147
Cash at bank		216,518,436
Receivable on subscriptions		7,867,553
Interest receivable on investments	2.6	1,203,674
Interest receivable on cash	2.6	3,792
Total assets		1,800,555,602
Liabilities		
Payable on redemptions		3,235,908
Agent Company fee and Distributor fee payable	5	828,936
Dividend payable	11	1,084,740
Investment Manager fee payable	4	457,183
Administration fee payable	7	124,342
Depositary fee payable	6	84,519
Management fee payable	3	41,445
"Taxe d'abonnement" payable	9	44,606
Legal expenses payable		26,823
Professional expenses payable		26,083
Printing and publishing expenses payable		19,195
Total liabilities		5,973,780
Total net assets		1,794,581,822
Number of units outstanding		179,458,182,241
Net asset value per unit		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of net assets as at December 31, 2016

Australian Dollar Portfolio

(Expressed in Australian Dollar)

	Notes	AUD
Assets		
Investments at year-end value (cost AUD 1,548,729,929)	2.3	1,550,513,000
Cash at bank		208,356,566
Receivable on subscriptions		3,306,222
Interest receivable on investments	2.6	5,857,895
Interest receivable on cash	2.6	20,350
Total assets		1,768,054,033
Liabilities		
Payable on redemptions		724,278
Agent Company fee and Distributor fee payable	5	2,192,702
Dividend payable	11	1,574,899
Investment Manager fee payable	4	500,675
Administration fee payable	7	273,916
Depositary fee payable	6	186,326
Management fee payable	3	137,051
"Taxe d'abonnement" payable	9	43,920
Legal expenses payable		26,161
Professional expenses payable		25,661
Printing and publishing expenses payable		22,276
Total liabilities		5,707,865
Total net assets		1,762,346,168
Number of units outstanding		176,234,616,822
Net asset value per unit		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of net assets as at December 31, 2016

Canadian Dollar Portfolio

(Expressed in Canadian Dollar)

	Notes	CAD
Assets		
Investments at year-end value (cost CAD 57,496,794)	2.3	57,523,929
Cash at bank		9,043,711
Receivable on subscriptions		3,339
Interest receivable on investments	2.6	204,427
Interest receivable on cash	2.6	156
Total assets		66,775,562
Liabilities		
Payable on redemptions		9
Agent Company fee and Distributor fee payable	5	17,785
Dividend payable	11	20,683
Investment Manager fee payable	4	12,457
Administration fee payable	7	2,669
Depositary fee payable	6	1,814
Management fee payable	3	892
"Taxe d'abonnement" payable	9	1,666
Legal expenses payable		981
Professional expenses payable		974
Printing and publishing expenses payable		1,745
Total liabilities		61,675
Total net assets		66,713,887
Number of units outstanding		6,671,388,730
Net asset value per unit		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of net assets as at December 31, 2016

New Zealand Dollar Portfolio

(Expressed in New Zealand Dollar)

	Notes	NZD
Assets		
Investments at year-end value (cost NZD 417,047,610)	2.3	418,249,977
Cash at bank		90,668,006
Receivable on subscriptions		968,568
Interest receivable on investments	2.6	1,023,144
Interest receivable on cash	2.6	13,508
Total assets		510,923,203
Liabilities		
Payable on redemptions		422,073
Agent Company fee and Distributor fee payable	5	622,995
Dividend payable	11	614,340
Investment Manager fee payable	4	173,576
Administration fee payable	7	77,826
Depositary fee payable	6	52,939
Management fee payable	3	38,939
"Taxe d'abonnement" payable	9	12,757
Legal expenses payable		7,136
Professional expenses payable		6,997
Printing and publishing expenses payable		6,360
Total liabilities		2,035,938
Total net assets		508,887,265
Number of units outstanding		50,888,726,479
Net asset value per unit		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

**Combined statement of operations and changes in net assets for the year ended
December 31, 2016**

Combined

(Expressed in US Dollar)

	Notes	USD (*)
Income		
Interest income on investments	2.6	49,999,590
Bank interest	2.6	4,545,148
Total income		54,544,738
Expenses		
Agent Company fee and Distributor fee	5	10,813,927
Investment Manager fee	4	3,394,929
Administration fee	7	1,415,676
Depositary fee	6	962,783
Management fee	3	643,612
"Taxe d'abonnement"	9	360,724
Publication expenses		338,810
Legal expenses		72,854
Professional expenses		60,609
Other expenses		22,892
Total expenses		18,086,816
Net investment income		36,457,922
Realised		
Loss on investments	2.3	(4,720,653)
Net investment income and realised loss for the year		31,737,269
Unrealised		
Gain on investments	2.3	5,653,491
Loss on investments	2.3	(5,379,477)
Net increase in net assets as a result of operations		32,011,283
Movements in capital		
Subscriptions of units		3,067,732,932
Redemptions of units		(3,113,406,636)
Net movement in capital		(45,673,704)
Dividend distributed	11	(32,011,284)
Net assets at the beginning of the year		3,523,303,052
Exchange difference	2.2	(8,088,204)
Net assets at the end of the year		3,469,541,143

* Reference is made to note 2.2.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2016

US Dollar Portfolio

(Expressed in US Dollar)

	Notes	USD
Income		
Interest income on investments	2.6	11,234,776
Bank interest	2.6	783,868
Total income		12,018,644
Expenses		
Agent Company fee and Distributor fee	5	2,528,787
Investment Manager fee	4	1,389,602
Administration fee	7	379,317
Depositary fee	6	257,830
Management fee	3	126,441
"Taxe d'abonnement"	9	183,672
Publication expenses		174,014
Legal expenses		37,333
Professional expenses		29,899
Other expenses		11,852
Total expenses		5,118,747
Net investment income		6,899,897
Realised		
Loss on investments	2.3	(190,564)
Net investment income and realised loss for the year		6,709,333
Unrealised		
Gain on investments	2.3	1,985,580
Loss on investments	2.3	(743,810)
Net increase in net assets as a result of operations		7,951,103
Movements in capital		
Subscriptions of units		1,761,431,789
Redemptions of units		(1,814,507,048)
Net movement in capital		(53,075,259)
Dividend distributed	11	(7,951,103)
Net assets at the beginning of the year		1,847,657,081
Net assets at the end of the year		1,794,581,822

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2016

Australian Dollar Portfolio

(Expressed in Australian Dollar)

	Notes	AUD
Income		
Interest income on investments	2.6	40,755,659
Bank interest	2.6	3,305,059
Total income		44,060,718
Expenses		
Agent Company fee and Distributor fee	5	8,751,703
Investment Manager fee	4	1,998,715
Administration fee	7	1,093,286
Depositary fee	6	743,678
Management fee	3	547,009
"Taxe d'abonnement"	9	182,837
Publication expenses		167,676
Legal expenses		37,212
Professional expenses		32,344
Other expenses		11,096
Total expenses		13,565,556
Net investment income		30,495,162
Realised		
Loss on investments	2.3	(5,512,021)
Net investment income and realised loss for the year		24,983,141
Unrealised		
Gain on investments	2.3	3,601,199
Loss on investments	2.3	(4,645,890)
Net increase in net assets as a result of operations		23,938,450
Movements in capital		
Subscriptions of units		1,539,428,033
Redemptions of units		(1,531,633,208)
Net movement in capital		7,794,825
Dividend distributed	11	(23,938,450)
Net assets at the beginning of the year		1,754,551,343
Net assets at the end of the year		1,762,346,168

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2016

Canadian Dollar Portfolio

(Expressed in Canadian Dollar)

	Notes	CAD
Income		
Interest income on investments	2.6	703,289
Bank interest	2.6	40,956
Total income		744,245
Expenses		
Agent Company fee and Distributor fee	5	71,541
Investment Manager fee	4	50,082
Administration fee	7	10,734
Depositary fee	6	7,301
Management fee	3	3,576
"Taxe d'abonnement"	9	7,028
Publication expenses		8,825
Legal expenses		1,420
Professional expenses		1,224
Other expenses		642
Total expenses		162,373
Net investment income		581,872
Realised		
Loss on investments	2.3	(381,872)
Net investment income and realised loss for the year		200,000
Unrealised		
Gain on investments	2.3	54,465
Loss on investments	2.3	(40,610)
Net increase in net assets as a result of operations		213,855
Movements in capital		
Subscriptions of units		20,950,301
Redemptions of units		(28,014,982)
Net movement in capital		(7,064,681)
Dividend distributed	11	(213,855)
Net assets at the beginning of the year		73,778,568
Net assets at the end of the year		66,713,887

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2016

New Zealand Dollar Portfolio

(Expressed in New Zealand Dollar)

	Notes	NZD
Income		
Interest income on investments	2.6	11,342,624
Bank interest	2.6	1,822,776
Total income		13,165,400
Expenses		
Agent Company fee and Distributor fee	5	2,465,728
Investment Manager fee	4	688,833
Administration fee	7	308,025
Depositary fee	6	209,524
Management fee	3	154,115
"Taxe d'abonnement"	9	51,202
Publication expenses		47,857
Legal expenses		9,696
Professional expenses		8,203
Other expenses		3,297
Total expenses		3,946,480
Net investment income		9,218,920
Realised		
Loss on investments	2.3	(201,800)
Net investment income and realised loss for the year		9,017,120
Unrealised		
Gain on investments	2.3	1,358,404
Loss on investments	2.3	(1,646,532)
Net increase in net assets as a result of operations		8,728,992
Movements in capital		
Subscriptions of units		208,093,217
Redemptions of units		(198,147,049)
Net movement in capital		9,946,168
Dividend distributed	11	(8,728,991)
Net assets at the beginning of the year		498,941,096
Net assets at the end of the year		508,887,265

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund
Statistical information

	US Dollar Portfolio	Australian Dollar Portfolio	Canadian Dollar Portfolio	New Zealand Dollar Portfolio
Number of units outstanding at the end of the year				
December 31, 2014	234,289,840,923	207,283,632,836	6,778,298,794	55,123,822,224
December 31, 2015	184,765,708,079	175,455,134,329	7,377,856,825	49,894,109,637
Units issued	176,143,178,918	153,942,803,281	2,095,030,082	20,809,321,719
Units redeemed	(181,450,704,756)	(153,163,320,788)	(2,801,498,177)	(19,814,704,877)
December 31, 2016	179,458,182,241	176,234,616,822	6,671,388,730	50,888,726,479
Total net assets at the end of the year				
	USD	AUD	CAD	NZD
December 31, 2014	2,342,898,409	2,072,836,328	67,782,988	551,238,222
December 31, 2015	1,847,657,081	1,754,551,343	73,778,568	498,941,096
December 31, 2016	1,794,581,822	1,762,346,168	66,713,887	508,887,265
Net asset value per unit at the end of the year				
	USD	AUD	CAD	NZD
December 31, 2014	0.01	0.01	0.01	0.01
December 31, 2015	0.01	0.01	0.01	0.01
December 31, 2016	0.01	0.01	0.01	0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements**

(As at December 31, 2016)

Note 1 - Activity

NIKKO MONEY MARKET FUND (the “Fund”), organised as a mutual investment umbrella fund, is an unincorporated coproprietorship of its securities and other assets for an unlimited period. The Fund may be dissolved at any time by mutual agreement between the Management Company and the Depositary or in any cases provided for by Luxembourg law.

The Fund is organized under part II of the 2010 Law and qualifies as an alternative investment fund within the meaning of the 2013 Law.

The assets of the different sub-funds are separately invested in accordance with their respective investment policies and objectives.

The objective of each sub-fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while preserving capital and maintaining liquidity by investing in high-grade money market instruments.

As at December 31, 2016, there are four sub-funds in operation in the Fund:

- * Nikko Money Market Fund - US Dollar Portfolio
(hereinafter referred to as “US Dollar Portfolio”)
- * Nikko Money Market Fund - Australian Dollar Portfolio
(hereinafter referred to as “Australian Dollar Portfolio”)
- * Nikko Money Market Fund - Canadian Dollar Portfolio
(hereinafter referred to as “Canadian Dollar Portfolio”)
- * Nikko Money Market Fund - New Zealand Dollar Portfolio
(hereinafter referred to as “New Zealand Dollar Portfolio”)

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are presented in accordance with Luxembourg laws and regulations relating to undertakings for collective investment and generally accepted accounting principles in Luxembourg.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Notes to the financial statements (continued)

(As at December 31, 2016)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2 - Combined statements

The combined financial statements of the Fund are expressed in USD. The combined statement of net assets is the sum of the sub-funds' net assets converted in USD at exchange rates prevailing at the year-end closing date. The combined statement of operations and changes in net assets is the sum of the sub-funds' statements of operations and changes in net assets converted in USD at the average exchange rates applicable for the year ended December 31, 2016.

The exchange rates used for the translation of the sub-funds' assets and liabilities not denominated in USD as at December 31, 2016 are as follows:

Currency	Exchange rate
AUD	0.7217
CAD	0.7412
NZD	0.6949

The average exchange rates used for the translation of the sub-funds' statements of operations and changes in net assets not denominated in USD as at December 31, 2016 are as follows:

Currency	Exchange rate
AUD	0.7440
CAD	0.7552
NZD	0.6975

The exchange difference resulting from the use of average rates is recorded in the combined statement of operations and changes in net assets.

2.3 - Investments in securities

The bonds, debt securities and money market instruments in each sub-fund's portfolio are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an investment at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. The amortisation of any discount or premium is included in the statement of operations and changes in net assets under the heading "Unrealised gain/loss on investments". At maturity, the net income realised resulting from commercial papers and certificates of deposit is included under the heading "Interest income on investments". Realised gains or losses resulting from sales of bonds and medium term notes to maturity are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

2.4 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in currencies other than the currency of the sub-funds are translated at exchange rates prevailing at year-end. Transactions in currencies other than the currency of the sub-funds are translated into the currency of the sub-funds at exchange rates prevailing at the transaction dates.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2016)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)**2.5 - Formation expenses**

Formation expenses have been fully amortised.

2.6 - Income

Interest income is accrued on a daily basis.

Note 3 - Management fee

The Management Company is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) if daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Management Company is 1% of such GILOE; (ii) if daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Management Company is 0.02% p.a. of the net assets of each sub-fund accrued on and calculated daily; (iii) if daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Management Company is 0.03% p.a. of the net assets of each sub-fund accrued on and calculated daily.

“GYLOE” (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Management Company, which shall be equal to the gross yield of the respective sub-fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the sub-fund’s related parties, and “GILOE” (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Management Company, which is equal to the difference between (a) the gross income of the sub-fund, including the capital gain/loss on securities, and (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the sub-fund’s related parties.

Note 4 - Investment Manager fee

The Investment Manager is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter, which is calculated as below. In case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Investment Manager is the lower amount of i) 14% of GILOE and ii) GYLOE x 100 multiplied by the fee rates mentioned below. If daily GYLOE is 1.00% p.a. or above, the fee payable to the Investment Manager is calculated as below on the basis of the net assets of each sub-fund accrued on and calculated daily.

US Dollar Portfolio

0.15% p.a. up to (and including) USD 200 million;
0.125% p.a. for a portion of more than USD 200 million, to (and including) USD 500 million;
0.10% p.a. for a portion of more than USD 500 million, to (and including) USD 2 billion; and
0.09% p.a. for a portion of more than USD 2 billion.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2016)

Note 4 - Investment Manager fee (continued)**Australian Dollar Portfolio**

0.15% p.a. up to (and including) AUD 200 million;
0.125% p.a. for a portion of more than AUD 200 million, to (and including) AUD 500 million;
0.10% p.a. for a portion of more than AUD 500 million, to (and including) AUD 2 billion; and
0.09% p.a. for a portion of more than AUD 2 billion.

Canadian Dollar Portfolio

0.15% p.a. up to (and including) CAD 200 million;
0.125% p.a. for a portion of more than CAD 200 million, to (and including) CAD 500 million;
0.10% p.a. for a portion of more than CAD 500 million, to (and including) CAD 2 billion; and
0.09% p.a. for a portion of more than CAD 2 billion.

New Zealand Dollar Portfolio

0.15% p.a. up to (and including) NZD 200 million;
0.125% p.a. for a portion of more than NZD 200 million, to (and including) NZD 500 million;
0.10% p.a. for a portion of more than NZD 500 million, to (and including) NZD 2 billion; and
0.09% p.a. for a portion of more than NZD 2 billion.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses incurred by the Investment Manager will be borne by the relevant sub-fund.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2016)

Note 5 - Agent Company fee and Distributor fee

The Agent Company and the Distributors are entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter, which is calculated as below:

- If daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Agent Company is 20% of the GILOE, out of which 18% of GILOE is paid to the Distributors.
- In case daily GYLOE is 1.00% p.a. or above, the maximum fee payable to the Agent Company is 0.63% p.a. of the net assets of each sub-fund during the relevant quarter (out of which the Agent Company will pay the fee of each Distributor).
 - As of December 31, 2016:
 - In case daily GYLOE is 1.00% p.a. or above and below 1.50% p.a., the fee payable to the Agent Company is 0.19% p.a. of the net assets of such sub-fund accrued on and calculated daily, out of which 0.18% p.a. is paid to the Distributors.
 - In case daily GYLOE is 1.50 % p.a. or above, the fee payable to the Agent Company is 0.48% p.a. of the net assets of such sub-fund accrued on and calculated daily, out of which 0.40% p.a. is paid to the Distributors.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses incurred by the Agent Company and/or the Distributors are borne by the relevant sub-fund.

Note 6 - Depositary fee

The Depositary is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) in case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Depositary is 2% of such GILOE; (ii) if daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Depositary is 0.02% p.a. of the net assets of each sub-fund accrued on and calculated daily; (iii) if the GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Depositary is 0.04% p.a. of the net assets of each sub-fund accrued on and calculated daily. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the Depositary and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted are borne by the Fund.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2016)

Note 7 - Administration fee

The Domiciliary Agent, Administrator, Paying Agent, Registrar and Transfer Agent is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) in case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Domiciliary Agent, Administrator, Paying Agent, Registrar and Transfer Agent is 3% of such GYLOE; (ii) if daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Domiciliary Agent, Administrator, Paying Agent, Registrar and Transfer Agent is 0.03% p.a. of the net assets of each sub-fund accrued on and calculated daily; (iii) if daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Domiciliary Agent, Administrator, Paying Agent, Registrar and Transfer Agent is 0.06% p.a. of the net assets of each sub-fund accrued on and calculated daily. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the Administrator are borne by the Fund.

Note 8 - Transaction costs

The Fund does not pay any transaction costs (as defined in the 2010 Law). In agreement with the Management Company, transaction costs related to the Fund are borne by the Depositary.

Note 9 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (the "taxe d'abonnement") on its net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly.

Under the 2010 Law, neither the Fund nor the Unitholders are subject to any Luxembourg tax neither on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 10 - Information related to the Securities Financing Transactions Regulation (SFTR)

The Fund and its sub-funds did not enter into total return swaps, securities lending transactions, reverse repurchase transactions and repurchase transactions during the year ended December 31, 2016.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2016)

Note 11 - Dividend policy

The Management Company seeks to maintain each sub-fund's net asset value per unit at USD 0.01, AUD 0.01, CAD 0.01 and NZD 0.01, respectively.

Any accrued but unpaid dividends on the repurchased units are paid at the same time when such payment for the repurchased units is made.

Furthermore, on the last business day in each month, in respect of each sub-fund, all dividends declared accrued up to (and including) the day immediately preceding such last business day and not yet paid are automatically reinvested against issue of further units at the net asset value per unit of the relevant sub-fund applicable on the day immediately preceding such last business day.

Note 12 - Related party transactions

The Management Company and some of its Directors, the Depositary, Domiciliary Agent, Administrator, Registrar, Paying and Transfer Agent, and the Distributor and Agent Company are considered as related parties to the Fund. Related party fees are detailed in the notes to the financial statements.

Note 13 - Statement of changes in portfolio for the year ended December 31, 2016

Upon request to be addressed to the registered office of the Management Company, a statement giving the changes in investments incurred during the year ended December 31, 2016 can be obtained free of charge.

Note 14 - Subsequent event

Effective January 4, 2017, the Management Company entered into an agreement with Hokuhoku Tokai Tokyo Securities regarding the distribution in Japan of units of the Fund.

There has been no other significant event after year-end up to the date of the *réviseur d'entreprises agréé's* opinion which, in the opinion of the Management Company, requires disclosure in the present financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund
Statement of investments as at December 31, 2016
US Dollar Portfolio

(Expressed in US Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Bonds			USD	USD	%
25,669,000	EXPORT IMPORT BK KOREA 4.0 11JAN17	USD	25,728,349	25,693,176	1.44
4,000,000	EXPORT IMPORT BK KOREA FRN 14JAN17	USD	4,001,400	4,000,969	0.22
36,000,000	KOREA DEVELOPMENT BANK FRN 22JAN17	USD	36,018,640	36,011,667	2.00
Total bonds			65,748,389	65,705,812	3.66
B. Medium term notes			USD	USD	%
18,950,000	DBS BANK LTD SING 2.35 28FEB17 REGS	USD	19,011,047	18,991,049	1.06
8,398,000	KOREA OIL CORP 3.125 03APR17 REGS	USD	8,447,427	8,435,775	0.48
10,000,000	NORDEA BANK AB 3.125 20MAR17 144A	USD	10,052,100	10,045,802	0.56
11,200,000	NORDEA BANK AB 3.125 20MAR17 REGS	USD	11,258,352	11,251,298	0.63
29,880,000	UNITED OVERSEAS BK 2.25 7MAR17 EMTN	USD	29,982,504	29,950,157	1.67
Total medium term notes			78,751,430	78,674,081	4.40
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			144,499,819	144,379,893	8.06
II. Other transferable securities					
A. Certificates of deposit			USD	USD	%
55,000,000	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 09JAN17	USD	54,859,620	54,985,066	3.06
20,000,000	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 22MAR17	USD	19,945,897	19,950,706	1.11
50,000,000	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 24JAN17	USD	49,872,548	49,965,366	2.78
25,000,000	MIZUHO BANK LTD SYDNEY CD 30JAN17	USD	24,933,873	24,978,422	1.39
50,000,000	NORINCHUKIN BANK LDN CD 18APR17	USD	49,816,399	49,838,609	2.78
50,000,000	NORINCHUKIN BANK LDN CD 23JAN17	USD	49,826,079	49,965,786	2.78
62,000,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 28APR17	USD	61,770,582	61,774,374	3.44
100,000,000	SUMITOMO TRUST AND BANKING (LDN) CD 27JAN17	USD	99,742,553	99,921,647	5.57
50,000,000	SUMITOMO TRUST AND BANKING (LDN) CD 10APR17	USD	49,805,895	49,839,307	2.78
74,000,000	BANK OF TOKYO MITSUBISHI UFJ SYDNEY CD 16MAR17	USD	73,815,461	73,844,167	4.11
Total certificates of deposit			534,388,907	535,063,450	29.80

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund
Statement of investments as at December 31, 2016 (continued)
US Dollar Portfolio (continued)

(Expressed in US Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
II. Other transferable securities (continued)					
B. Commercial papers			USD	USD	%
65,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 02MAR17	USD	64,793,740	64,893,432	3.62
40,500,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 06MAR17	USD	40,372,759	40,431,164	2.25
25,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 17MAR17	USD	24,920,669	24,949,096	1.39
56,500,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 21FEB17	USD	56,308,574	56,417,516	3.14
90,000,000	AKADEMISKA HUS AB CP 09MAR17	USD	89,723,353	89,840,928	5.01
25,000,000	ALLIANZ SE CP 06MAR17	USD	24,923,361	24,943,798	1.39
10,000,000	ALLIANZ SE CP 17JAN17	USD	9,975,018	9,995,112	0.56
50,000,000	ALLIANZ SE CP 21FEB17	USD	49,836,909	49,927,363	2.78
50,000,000	ALLIANZ SE CP 27JAN17	USD	49,870,006	49,960,436	2.78
50,000,000	ANZ BANKING CP 12JAN17	USD	49,835,336	49,982,454	2.79
75,000,000	ANZ BANKING CP 17JAN17	USD	74,747,168	74,963,000	4.18
25,000,000	ANZ BANKING CP 20JAN17	USD	24,915,985	24,985,538	1.39
35,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 24APR17	USD	34,868,951	34,877,474	1.94
22,500,000	OP CORPORATE BANK PLC ECP 01FEB17	USD	22,406,614	22,475,147	1.25
27,000,000	OP CORPORATE BANK PLC ECP 07MAR17	USD	26,919,242	26,939,880	1.50
5,000,000	OP CORPORATE BANK PLC ECP 14FEB17	USD	4,990,149	4,993,432	0.28
15,000,000	OP CORPORATE BANK PLC ECP 17FEB17	USD	14,946,310	14,978,436	0.83
17,500,000	OP CORPORATE BANK PLC ECP 21FEB17	USD	17,429,160	17,469,722	0.97
12,500,000	OP CORPORATE BANK PLC ECP 23FEB17	USD	12,467,184	12,480,382	0.70
20,000,000	OP CORPORATE BANK PLC ECP 23JAN17	USD	19,971,059	19,985,221	1.11
8,000,000	OP CORPORATE BANK PLC ECP 27FEB17	USD	7,978,750	7,986,662	0.45
22,500,000	OP CORPORATE BANK PLC ECP 28APR17	USD	22,394,621	22,396,363	1.25
50,000,000	TORONTO DOMINION BK CP 21MAR17	USD	49,870,337	49,883,303	2.78
50,000,000	TORONTO DOMINION BK CP 28MAR17	USD	49,874,068	49,876,866	2.78
20,000,000	TORONTO DOMINION BK (CDA) CP 16MAR17	USD	19,950,125	19,957,883	1.11
30,000,000	TORONTO DOMINION BK (CDA) CP 20MAR17	USD	29,918,323	29,928,196	1.67
Total commercial papers			894,207,771	895,518,804	49.90
Total other transferable securities			1,428,596,678	1,430,582,254	79.70
Total investments			1,573,096,497	1,574,962,147	87.76

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Classification of investments as at December 31, 2016

US Dollar Portfolio

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio*
Australia		
	Other Monetary Intermediation	20.81
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	3.44
		<u>24.25</u>
United Kingdom		
	Other Monetary Intermediation	19.47
		<u>19.47</u>
France		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	12.34
		<u>12.34</u>
Finland		
	Other Monetary Intermediation	8.34
		<u>8.34</u>
Germany		
	Activities Of Holding Companies	7.51
		<u>7.51</u>
Sweden		
	Real Estate Activities	5.01
	Other Monetary Intermediation	1.19
		<u>6.20</u>
Republic Of Korea		
	Other Monetary Intermediation	3.66
	Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas	0.48
		<u>4.14</u>
Canada		
	Other Monetary Intermediation	2.78
		<u>2.78</u>
Singapore		
	Other Monetary Intermediation	2.73
		<u>2.73</u>
Total investments		<u>87.76</u>

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund
Statement of investments as at December 31, 2016
Australian Dollar Portfolio

(Expressed in Australian Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Bonds			AUD	AUD	%
20,000,000	KOMMUNALBANKEN AS 4.75 12APR17	AUD	20,169,000	20,152,693	1.14
48,320,000	NATIONAL AUSTRALIA BANK FRN 15FEB17	AUD	48,485,043	48,418,160	2.74
98,431,000	NATIONAL AUSTRALIA BANK 6 15FEB17	AUD	99,551,880	98,936,747	5.61
44,500,000	RABOBANK NEDERLAND AU FRN 22MAR17	AUD	44,581,290	44,568,696	2.53
Total bonds			212,787,213	212,076,296	12.02
B. Medium term notes			AUD	AUD	%
15,000,000	ANZ BANKING GRP 5.875 13FEB17 EMTN	AUD	15,201,000	15,071,786	0.86
8,767,000	EIB 6.125 23JAN17 SER MTN	AUD	8,840,117	8,790,713	0.49
16,867,000	GE CAP AUSTR FDG 5.75 17FEB17 EMTN	AUD	17,058,985	16,954,056	0.97
46,100,000	WESTPAC BANKING CORP 6 20FEB17 MTN	AUD	46,522,973	46,359,995	2.63
102,300,000	WESTPAC BANKING FRN 20FEB17 MTN	AUD	102,614,780	102,494,210	5.80
Total medium term notes			190,237,855	189,670,760	10.75
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			403,025,068	401,747,056	22.77

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund
Statement of investments as at December 31, 2016 (continued)
Australian Dollar Portfolio (continued)

(Expressed in Australian Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
II. Other transferable securities					
A. Certificates of deposit			AUD	AUD	%
75,000,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 06MAR17	AUD	74,661,235	74,754,302	4.24
35,000,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 15MAR17	AUD	34,843,639	34,869,699	1.98
57,000,000	SUMITOMO MITSUI BANK CORP (SYDNEY) CD 27JAN17	AUD	56,730,342	56,917,930	3.23
40,000,000	SUMITOMO MITSUI BANK CORP (SYDNEY) CD 01MAR17	AUD	39,746,286	39,871,029	2.26
53,000,000	SUMITOMO MITSUI BANK CORP (SYDNEY) CD 03MAR17	AUD	52,663,829	52,823,510	3.00
Total certificates of deposit			258,645,331	259,236,470	14.71
B. Commercial papers			AUD	AUD	%
20,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 03MAR17	AUD	19,880,057	19,937,030	1.13
32,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 14MAR17	AUD	31,852,681	31,878,871	1.81
70,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 20MAR17	AUD	69,558,017	69,710,175	3.96
70,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 21FEB17	AUD	69,657,638	69,808,998	3.96
75,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 27MAR17	AUD	74,515,155	74,654,250	4.24
50,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 28FEB17	AUD	49,682,570	49,845,156	2.83
50,000,000	ANZ BANKING CP 05JAN17	AUD	49,783,717	49,985,895	2.84
50,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 21MAR17	AUD	49,769,815	49,792,833	2.83
50,000,000	CAISSE DEPOTS CONSIGN ECP 23MAR17	AUD	49,762,261	49,783,161	2.82
25,000,000	DNB NOR BANK ASA CP 23JAN17	AUD	24,850,143	24,970,760	1.42
75,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 06FEB17	AUD	74,534,038	74,857,205	4.25
75,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 14FEB17	AUD	74,663,227	74,831,614	4.25
100,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 16JAN17	AUD	99,485,549	99,915,907	5.67
50,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 27JAN17	AUD	49,691,828	49,929,272	2.83
50,000,000	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 10MAR17	AUD	49,690,264	49,819,321	2.83
50,000,000	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 14MAR17	AUD	49,682,570	49,809,026	2.83
Total commercial papers			887,059,530	889,529,474	50.50
Total other transferable securities			1,145,704,861	1,148,765,944	65.21
Total investments			1,548,729,929	1,550,513,000	87.98

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Classification of investments as at December 31, 2016

Australian Dollar Portfolio

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio*
Australia		
	Other Monetary Intermediation	28.97
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	12.85
		<u>41.82</u>
France		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	23.58
		<u>23.58</u>
Germany		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	17.00
		<u>17.00</u>
Norway		
	Other Monetary Intermediation	2.56
		<u>2.56</u>
Netherlands		
	Other Monetary Intermediation	2.53
		<u>2.53</u>
Luxembourg		
	Activities Of Extraterritorial Organisations And Bodies	0.49
		<u>0.49</u>
Total investments		<u>87.98</u>

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund
Statement of investments as at December 31, 2016
Canadian Dollar Portfolio

(Expressed in Canadian Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
Bonds			CAD	CAD	%
33,000,000	CANADA GOVT OF 1.5 01FEB17	CAD	33,033,990	33,027,426	49.50
Total bonds			33,033,990	33,027,426	49.50
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			33,033,990	33,027,426	49.50
II. Other transferable securities					
Commercial papers			CAD	CAD	%
6,500,000	AKADEMISKA HUS AB CP 19JAN17	CAD	6,484,398	6,497,442	9.74
18,000,000	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 03JAN17	CAD	17,978,406	17,999,061	26.98
Total commercial papers			24,462,804	24,496,503	36.72
Total other transferable securities			24,462,804	24,496,503	36.72
Total investments			57,496,794	57,523,929	86.22

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Classification of investments as at December 31, 2016

Canadian Dollar Portfolio

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio*
Canada		
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	49.50
		49.50
Germany		
	Other Monetary Intermediation	26.98
		26.98
Sweden		
	Real Estate Activities	9.74
		9.74
Total investments		86.22

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund
Statement of investments as at December 31, 2016
New Zealand Dollar Portfolio

(Expressed in New Zealand Dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Medium term notes			NZD	NZD	%
12,180,000	GENERAL ELECTRIC CO 5.5 01FEB17	NZD	12,231,156	12,215,918	2.40
15,000,000	IBRD 5.625 03MAR17 SER GDIF	NZD	15,216,000	15,084,000	2.96
2,020,000	LANDWIRT RENTENBANK 1 29MAR17	NZD	2,004,849	2,012,828	0.41
Total medium term notes			29,452,005	29,312,746	5.77
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			29,452,005	29,312,746	5.77
II. Other transferable securities					
A. Bonds			NZD	NZD	%
4,104,000	EXPORT DEVELOP CANADA 3.875 16MAR17	NZD	4,126,173	4,117,375	0.82
Total bonds			4,126,173	4,117,375	0.82
B. Certificates of deposit			NZD	NZD	%
40,000,000	BANK OF TOKYO-MITSUBISHI SYDNEY CD 05JAN17	NZD	39,766,801	39,984,955	7.86
21,000,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 17FEB17	NZD	20,842,621	20,937,304	4.11
20,000,000	UOB AUSTRALIA LTD CD 27JAN17	NZD	19,890,459	19,966,661	3.92
Total certificates of deposit			80,499,881	80,888,920	15.89
C. Commercial papers			NZD	NZD	%
90,000,000	AGENCE CENTRALE ORGA CP 27FEB17	NZD	89,348,379	89,668,104	17.62
40,000,000	DNB NOR BANK ASA CP 19JAN17	NZD	39,697,308	39,950,378	7.85
30,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 06APR17	NZD	29,786,752	29,829,049	5.86
20,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 07FEB17	NZD	19,890,299	19,954,965	3.92
25,000,000	KREDITANSTALT FUR WIEDER CP 31JAN17	NZD	24,865,917	24,953,363	4.90
20,000,000	LANDESKREDITBANK BAD WU CP 17FEB17	NZD	19,891,723	19,942,331	3.92
40,000,000	TORONTO DOMINION BK (CDA) CP 19APR17	NZD	39,708,381	39,734,891	7.81
25,000,000	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 09FEB17	NZD	24,862,758	24,938,838	4.90
15,000,000	TOYOTA FIN AUSTRALIA CP 14FEB17	NZD	14,918,034	14,959,017	2.93
Total commercial papers			302,969,551	303,930,936	59.71
Total other transferable securities			387,595,605	388,937,231	76.42
Total investments			417,047,610	418,249,977	82.19

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Classification of investments as at December 31, 2016

New Zealand Dollar Portfolio

Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio*
Australia		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	15.86
	Other Monetary Intermediation	7.86
		<u>23.72</u>
Germany		
	Other Monetary Intermediation	19.01
		<u>19.01</u>
France		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	17.62
		<u>17.62</u>
Canada		
	Other Monetary Intermediation	7.81
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.82
		<u>8.63</u>
Norway		
	Other Monetary Intermediation	7.85
		<u>7.85</u>
USA		
	Activities Of Extraterritorial Organisations And Bodies	2.96
	Manufacture Of Electrical Equipment	2.40
		<u>5.36</u>
Total investments		<u>82.19</u>

(2) 【2015年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

結合純資産計算書

2015年12月31日現在

	注	結 合	
		米ドル ^(*)	千円
資産			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 3,205,096,802米ドル)	2.3	3,208,816,360	359,997,107
現金および預金		321,065,345	36,020,321
未収申込金		23,748,001	2,664,288
未収投資有価証券利息	2.6	2,533,089	284,187
未収預金利息	2.6	55,874	6,269
資産合計		3,556,218,669	398,972,172
負債			
未払買戻金		26,337,415	2,954,795
未払分配金	10	2,628,360	294,876
未払代行協会員報酬	5	2,431,657	272,808
未払投資運用報酬	4	677,510	76,010
未払管理事務代行報酬	7	311,892	34,991
未払保管報酬	6	212,134	23,799
未払管理報酬	3	147,938	16,597
未払年次税	9	90,344	10,136
未払弁護士報酬		39,253	4,404
未払専門家報酬		33,706	3,781
未払公告費		5,408	607
負債合計		32,915,617	3,692,803
純資産額		3,523,303,052	395,279,369

(*)注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンプレラ型投資信託

純資産計算書

2015年12月31日現在

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 1,686,539,210米ドル)	2.3	1,687,163,090	189,282,827
現金および預金		160,961,889	18,058,314
未収申込金		16,071,814	1,803,097
未収預金利息	2.6	2,188	245
資産合計		1,864,198,981	209,144,484
負債			
未払買戻金		15,358,837	1,723,108
未払分配金	10	518,162	58,133
未払代行協会員報酬	5	312,605	35,071
未払投資運用報酬	4	168,405	18,893
未払管理事務代行報酬	7	46,892	5,261
未払保管報酬	6	31,875	3,576
未払管理報酬	3	15,632	1,754
未払年次税	9	47,606	5,341
未払弁護士報酬		21,198	2,378
未払専門家報酬		19,046	2,137
未払公告費		1,642	184
負債合計		16,541,900	1,855,836
純資産額		1,847,657,081	207,288,648
発行済受益証券口数		184,765,708,079口	
1口当たり純資産価格		0.01	1.12円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

純資産計算書

2015年12月31日現在

	注	オーストラリア・ドル・ ポートフォリオ	
		オーストラリア・ ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 1,635,490,179豪ドル)	2.3	1,638,317,940	140,633,212
現金および預金		122,126,220	10,483,315
未収申込金		7,941,292	681,681
未収投資有価証券利息	2.6	3,360,892	288,499
未収預金利息	2.6	49,673	4,264
資産合計		1,771,796,017	152,090,970
負債			
未払買戻金		11,727,655	1,006,702
未払分配金	10	2,052,642	176,199
未払代行協会員報酬	5	2,256,007	193,656
未払投資運用報酬	4	513,867	44,110
未払管理事務代行報酬	7	281,825	24,192
未払保管報酬	6	191,705	16,456
未払管理報酬	3	141,007	12,104
未払年次税	9	44,584	3,827
未払弁護士報酬		18,503	1,588
未払専門家報酬		14,733	1,265
未払公告費		2,146	184
負債合計		17,244,674	1,480,283
純資産額		1,754,551,343	150,610,687
発行済受益証券口数		175,455,134,329口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.86円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

純資産計算書

2015年12月31日現在

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 62,985,307カナダ・ドル)	2.3	62,998,587	5,295,031
現金および預金		10,781,512	906,186
未収申込金		132,179	11,110
未収投資有価証券利息	2.6	113,125	9,508
未収預金利息	2.6	248	21
資産合計		74,025,651	6,221,856
負債			
未払買戻金		191,369	16,085
未払分配金	10	19,715	1,657
未払代行協会員報酬	5	15,695	1,319
未払投資運用報酬	4	10,989	924
未払管理事務代行報酬	7	2,354	198
未払保管報酬	6	1,601	135
未払管理報酬	3	785	66
未払年次税	9	1,868	157
未払弁護士報酬		767	64
未払専門家報酬		641	54
未払公告費		1,299	109
負債合計		247,083	20,767
純資産額		73,778,568	6,201,089
発行済受益証券口数		7,377,856,825口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.84円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

純資産計算書

2015年12月31日現在

	注	ニュージーランド・ドル・ ポートフォリオ	
		ニュージーランド・ ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 407,992,225 NZドル)	2.3	409,482,721	32,115,730
現金および預金		92,096,250	7,223,109
未収申込金		2,604,342	204,259
未収預金利息	2.6	25,158	1,973
資産合計		504,208,471	39,545,070
負債			
未払買戻金		3,329,395	261,124
未払分配金	10	871,955	68,387
未払代行協会員報酬	5	673,062	52,788
未払投資運用報酬	4	184,009	14,432
未払管理事務代行報酬	7	84,080	6,594
未払保管報酬	6	57,193	4,486
未払管理報酬	3	42,068	3,299
未払年次税	9	12,918	1,013
未払弁護士報酬		5,833	457
未払専門家報酬		5,024	394
未払公告費		1,838	144
負債合計		5,267,375	413,120
純資産額		498,941,096	39,131,950
発行済受益証券口数		49,894,109,637口	
1口当たり純資産価格		0.01	0.78円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

結合運用計算書および純資産変動計算書

2015年12月31日に終了した年度

	注	結合	
		米ドル ^(*)	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	52,555,275	5,896,176
預金利息	2.6	7,335,143	822,930
収益合計		59,890,418	6,719,106
費用			
代行協会員報酬	5	10,189,463	1,143,156
投資運用報酬	4	2,761,756	309,841
管理事務代行報酬	7	1,301,995	146,071
保管報酬	6	885,611	99,357
管理報酬	3	622,383	69,825
年次税	9	409,139	45,901
公告費		323,979	36,347
弁護士報酬		80,509	9,032
専門家報酬		41,309	4,634
その他費用		15,718	1,763
費用合計		16,631,862	1,865,929
投資純収益		43,258,556	4,853,177
投資有価証券実現損失		(3,424,055)	(384,145)
当期投資純収益および実現損失		39,834,501	4,469,033
投資有価証券未実現利益		71,614	8,034
投資有価証券未実現損失		(2,257,789)	(253,301)
運用の結果による純資産の純増加		37,648,326	4,223,766
資本の変動			
受益証券発行		4,867,023,899	546,031,411
受益証券買戻し		(5,633,423,490)	(632,013,781)
資本の純変動		(766,399,591)	(85,982,370)
分配金	10	(37,648,326)	(4,223,766)
期首現在純資産		4,524,909,514	507,649,598
為替調整額	2.2	(235,206,871)	(26,387,859)
期末現在純資産		3,523,303,052	395,279,369

(*)注2.2を参照のこと。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンプレラ型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2015年12月31日に終了した年度

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	5,596,518	627,873
預金利息	2.6	233,384	26,183
収益合計		5,829,902	654,057
費用			
代行協会員報酬	5	1,089,502	122,231
投資運用報酬	4	578,510	64,903
管理事務代行報酬	7	163,425	18,335
保管報酬	6	111,130	12,468
管理報酬	3	54,478	6,112
年次税	9	221,494	24,849
公告費		159,308	17,873
弁護士報酬		40,830	4,581
専門家報酬		22,340	2,506
その他費用		8,569	961
費用合計		2,449,586	274,819
投資純収益		3,380,316	379,238
投資有価証券実現損失		(6,106)	(685)
当期投資純収益および実現損失		3,374,210	378,553
投資有価証券未実現利益		70,954	7,960
運用の結果による純資産の純増加		3,445,164	386,513
資本の変動			
受益証券発行		3,269,379,986	366,791,741
受益証券買戻し		(3,764,621,314)	(422,352,865)
資本の純変動		(495,241,328)	(55,561,125)
分配金	10	(3,445,164)	(386,513)
期首現在純資産		2,342,898,409	262,849,773
期末現在純資産		1,847,657,081	207,288,648

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2015年12月31日に終了した年度

	注	オーストラリア・ドル・ ポートフォリオ	
		オーストラリア・ ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	46,881,372	4,024,297
預金利息	2.6	6,353,837	545,413
収益合計		53,235,209	4,569,710
費用			
代行協会員報酬	5	9,503,052	815,742
投資運用報酬	4	2,152,788	184,795
管理事務代行報酬	7	1,187,144	101,904
保管報酬	6	807,525	69,318
管理報酬	3	593,970	50,986
年次税	9	191,166	16,410
公告費		159,756	13,713
弁護士報酬		40,306	3,460
専門家報酬		18,758	1,610
その他費用		7,116	611
費用合計		14,661,581	1,258,550
投資純収益		38,573,628	3,311,160
投資有価証券実現損失		(3,865,290)	(331,796)
当期投資純収益および実現損失		34,708,338	2,979,364
投資有価証券未実現損失		(2,924,536)	(251,042)
運用の結果による純資産の純増加		31,783,802	2,728,322
資本の変動			
受益証券発行		1,710,726,849	146,848,793
受益証券買戻し		(2,029,011,834)	(174,170,376)
資本の純変動		(318,284,985)	(27,321,583)
分配金	10	(31,783,802)	(2,728,322)
期首現在純資産		2,072,836,328	177,932,270
期末現在純資産		1,754,551,343	150,610,687

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンプレラ型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2015年12月31日に終了した年度

	注	カナダ・ドル・ポートフォリオ	
		カナダ・ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	779,137	65,486
預金利息	2.6	69,716	5,860
収益合計		848,853	71,346
費用			
代行協会員報酬	5	90,614	7,616
投資運用報酬	4	63,456	5,333
管理事務代行報酬	7	13,595	1,143
保管報酬	6	9,246	777
管理報酬	3	4,552	383
年次税	9	7,841	659
公告費		11,179	940
弁護士報酬		1,511	127
専門家報酬		810	68
その他費用		424	36
費用合計		203,228	17,081
投資純収益		645,625	54,265
投資有価証券実現損失		(350,833)	(29,488)
当期投資純収益および実現損失		294,792	24,777
投資有価証券未実現損失		(23,581)	(1,982)
運用の結果による純資産の純増加		271,211	22,795
資本の変動			
受益証券発行		45,117,711	3,792,144
受益証券買戻し		(39,122,131)	(3,288,215)
資本の純変動		5,995,580	503,928
分配金	10	(271,211)	(22,795)
期首現在純資産		67,782,988	5,697,160
期末現在純資産		73,778,568	6,201,089

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2015年12月31日に終了した年度

	注	ニュージーランド・ドル・ ポートフォリオ	
		ニュージーランド・ ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.6	15,879,973	1,245,466
預金利息	2.6	3,247,079	254,668
収益合計		19,127,052	1,500,135
費用			
代行協会員報酬	5	2,695,389	211,399
投資運用報酬	4	736,691	57,779
管理事務代行報酬	7	336,714	26,408
保管報酬	6	229,040	17,964
管理報酬	3	168,469	13,213
年次税	9	54,043	4,239
公告費		51,221	4,017
弁護士報酬		11,719	919
専門家報酬		6,053	475
その他費用		2,099	165
費用合計		4,291,438	336,577
投資純収益		14,835,614	1,163,557
投資有価証券実現損失		(339,419)	(26,621)
当期投資純収益および実現損失		14,496,195	1,136,937
投資有価証券未実現利益		943	74
投資有価証券未実現損失		(58,148)	(4,561)
運用の結果による純資産の純増加		14,438,990	1,132,450
資本の変動			
受益証券発行		395,011,871	30,980,781
受益証券買戻し		(447,308,997)	(35,082,445)
資本の純変動		(52,297,126)	(4,101,664)
分配金	10	(14,438,990)	(1,132,450)
期首現在純資産		551,238,222	43,233,614
期末現在純資産		498,941,096	39,131,950

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
契約型アンブレラ型投資信託
財務書類に対する注記
2015年12月31日現在

注1. 事業活動

契約型アンブレラ型投資信託として組織されたニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）は、存続期間無期限の、有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の間の相互の合意により、またはルクセンブルグ法に定められた事情により、いつでも解散することができる。

ファンドは、2010年法パートIIに基づいて組織されており、2013年法に基づきオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

各サブ・ファンドの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従い別々に投資される。

各サブ・ファンドの目的は、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことである。

2015年12月31日現在、4つのサブ・ファンドが運用されている。

- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - USドル・ポートフォリオ
（以下「USドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - オーストラリア・ドル・ポートフォリオ
（以下「オーストラリア・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - カナダ・ドル・ポートフォリオ
（以下「カナダ・ドル・ポートフォリオ」という）
- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ
（以下「ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ」という）

注2. 重要な会計方針

2.1) 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグの契約型投資信託に関する法律および規制ならびにルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従って表示されている。

2.2) 結合財務書類

ファンドの結合財務書類は、米ドルで表示されている。結合純資産計算書は、期末決算日時点の実勢為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの純資産の合計である。結合運用計算書および純資産変動計算書は、2015年12月31日に終了した年度における平均為替レートを使用して米ドルに換算されたサブ・ファンドの運用計算書および純資産変動計算書の合計である。

2015年12月31日現在の米ドル以外の通貨建てのサブ・ファンド資産および負債は、以下の為替レートを使用して米ドルに換算された。

通貨	為替レート
オーストラリア・ドル	0.7294
カナダ・ドル	0.7218
ニュージーランド・ドル	0.6867

2015年12月31日現在の米ドル以外の通貨建てのサブ・ファンド運用計算書は、以下の平均為替レートを使用して米ドルに換算された。

通貨	為替レート
オーストラリア・ドル	0.7518
カナダ・ドル	0.7830
ニュージーランド・ドル	0.6992

当該平均為替レートの使用による為替調整額は、結合純資産変動計算書に記載される。

2.3) 投資有価証券

各サブ・ファンドの財務諸表における債券、債務証券および短期金融商品は、償却原価に基づき評価される。この評価方法は、投資有価証券を取得原価で評価し、以後有価証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引またはプレミアムを満期まで均等額で償却することを前提としている。割引またはプレミアムの償却額は、運用計算書および純資産変動計算書上「投資有価証券未実現利益/損失」に含まれている。満期時に、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金証書から生じた実現純利益は「投資有価証券受取利息」に計上される。満期前の債券および中期債券の売上から生じた実現利益/損失は、運用計算書および純資産変動計算書に記載される。

2.4) 外貨換算

サブ・ファンドの通貨以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建の取引は、取引日現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの通貨に換算される。

2.5) 設立費

設立費は、全額償却された。

2.6) 収益

受取利息は日々発生する。

以下の注記3から7で詳述されている報酬において、「グロス・イールド(その他費用控除後)」とは、各サブ・ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、管理会社により日々算出される料率とする。また、「グロス・インカム(その他費用控除後)」とは、()サブ・ファンドの総利益(有価証券の売買損益を含む。)より、()サブ・ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、管理会社により日々算出される金額をいう。

注3. 管理報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する権利を有している(後払い)。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の1%である。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上かつ1.5%未満の場合、管理報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.02%である。()日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、管理報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.03%である。

注4. 投資運用報酬

投資運用会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、投資運用報酬は、()グロス・インカム(その他費用控除後)の14%および()グロス・イールド(その他費用控除後)に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、投資運用報酬の総額は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額に基づいて、以下のように計算される。

USドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億米ドル以下の部分	0.15 %
- 2億米ドル超5億米ドル以下の部分	0.125%
- 5億米ドル超20億米ドル以下の部分	0.10 %
- 20億米ドル超の部分	0.09 %

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億オーストラリア・ドル以下の部分	0.15 %
- 2億オーストラリア・ドル超5億オーストラリア・ドル以下の部分	0.125%
- 5億オーストラリア・ドル超20億オーストラリア・ドル以下の部分	0.10 %
- 20億オーストラリア・ドル超の部分	0.09 %

カナダ・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億カナダ・ドル以下の部分	0.15 %
- 2億カナダ・ドル超5億カナダ・ドル以下の部分	0.125%
- 5億カナダ・ドル超20億カナダ・ドル以下の部分	0.10 %
- 20億カナダ・ドル超の部分	0.09 %

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率
- 2億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.15 %
- 2億ニュージーランド・ドル超5億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.125%
- 5億ニュージーランド・ドル超20億ニュージーランド・ドル以下の部分	0.10 %
- 20億ニュージーランド・ドル超の部分	0.09 %

注5. 代行協会員報酬

代行協会員は、各サブ・ファンドの資産から、各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の20%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上かつ1.5%未満の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.19%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、代行協会員報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.48%である。対象期間に、日本における販売会社は、代行協会員に支払われる報酬から報酬を受け取る。代行協会員が負担したすべての合理的な実費は、関連するサブ・ファンドが負担する。

注6. 保管報酬

保管受託銀行は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の2%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上かつ1.5%未満の場合、保管報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.02%であり、（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、保管報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.04%である。保管受託銀行が負担した電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにファンド資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、ファンドが負担する。

注7. 管理事務代行報酬

管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社は、各サブ・ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%未満の場合、管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の3%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1%以上かつ1.5%未満の場合、管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、関連する四半期中の各サブ・ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.03%であり、（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.5%以上の場合、関連する四半期中の各サブ・ファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.06%である。管理事務、所在地事務および登録・名義書換事務代行会社が負担した、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、ファンドが負担する。

注8. 取引費用

ファンドは、いかなる取引費用(2010年法で定義されている。)も支払わない。管理会社との合意に基づいて、ファンドに係る取引費用は、保管受託銀行が負担する。

注9. 税制

ファンドは税金に関し、ルクセンブルグの法律に準拠している。ルクセンブルグにおける現行法規のもとでは、ファンドの純資産額に対し年率0.01%の資本税(「年次税」)が課せられており、四半期毎に計算され支払われる。

2010年法のもとでは、ファンドもその受益者もルクセンブルグにおいて所得税またはキャピタル・ゲイン税も課せられず、源泉税または相続税も課せられない。ファンドは、ファンドのポートフォリオにおける投資有価証券から生じた収益から、当該国における源泉税控除後の収益を回収している。

注10. 分配方針

管理会社は、各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格を、それぞれ0.01米ドル、0.01オーストラリア・ドル、0.01カナダ・ドルおよび0.01ニュージーランド・ドルに維持するよう努めている。

買戻し受益証券について発生した未払分配金は、買戻し受益証券の支払い成立と同時に支払われる。

さらに、各サブ・ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の前日までに分配宣言済の未払分配金はすべて、当該最終営業日の前日に適用される各サブ・ファンドの1口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

注11. 関連当事者取引

管理会社および一部の取締役、投資運用会社、管理事務代行会社、保管受託銀行、所在地事務・管理事務および登録・名義書換事務代行会社、日本における販売会社ならびに日本における代行協会員は、ファンドの関連当事者である。関連当事者の報酬の詳細は、本財務書類に対する注記に記載されている。

注12. 2015年12月31日に終了した年度の変動計算書

管理会社の登記上の事務所宛てに要請すれば、2015年12月31日終了年度の投資証券についての変動計算書は、無料で入手することができる。

注13. 後発事象

現在の財務書類に開示が必要であると管理会社が判断する期末後の重要な事象はなかった。

[次へ](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Combined statement of net assets as at December 31, 2015

Combined	(Expressed in US Dollar)	
	Notes	USD (*)
Assets		
Investments at year-end value (cost USD 3,205,096,802)	2.3	3,208,816,360
Cash at bank		321,065,345
Receivable on subscriptions		23,748,001
Interest receivable on investments	2.6	2,533,089
Interest receivable on cash	2.6	55,874
Total assets		3,556,218,669
Liabilities		
Payable on redemptions		26,337,415
Dividend payable	10	2,628,360
Agent Company fee payable	5	2,431,657
Investment Manager fee payable	4	677,510
Administration fee payable	7	311,892
Depositary fee payable	6	212,134
Management fee payable	3	147,938
"Taxe d'abonnement" payable	9	90,344
Legal expenses payable		39,253
Professional expenses payable		33,706
Publication expenses payable		5,408
Total liabilities		32,915,617
Total net assets		3,523,303,052

* Note 2.2

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of net assets as at December 31, 2015

US Dollar Portfolio	(Expressed in US Dollar)	
	Notes	USD
Assets		
Investments at year-end value (cost USD 1,686,539,210)	2.3	1,687,163,090
Cash at bank		160,961,889
Receivable on subscriptions		16,071,814
Interest receivable on cash	2.6	2,188
Total assets		1,864,198,981
Liabilities		
Payable on redemptions		15,358,837
Dividend payable	10	518,162
Agent Company fee payable	5	312,605
Investment Manager fee payable	4	168,405
Administration fee payable	7	46,892
Depository fee payable	6	31,875
Management fee payable	3	15,632
"Taxe d'abonnement" payable	9	47,606
Legal expenses payable		21,198
Professional expenses payable		19,046
Publication expenses payable		1,642
Total liabilities		16,541,900
Total net assets		1,847,657,081
Number of units outstanding		184,765,708,079
Net asset value per unit		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of net assets as at December 31, 2015

Australian Dollar Portfolio		(Expressed in Australian Dollar)	
	Notes	AUD	
Assets			
Investments at year-end value (cost AUD 1,635,490,179)	2.3	1,638,317,940	
Cash at bank		122,126,220	
Receivable on subscriptions		7,941,292	
Interest receivable on investments	2.6	3,360,892	
Interest receivable on cash	2.6	49,673	
Total assets		1,771,796,017	
Liabilities			
Payable on redemptions		11,727,655	
Dividend payable	10	2,052,642	
Agent Company fee payable	5	2,256,007	
Investment Manager fee payable	4	513,867	
Administration fee payable	7	281,825	
Depository fee payable	6	191,705	
Management fee payable	3	141,007	
"Taxe d'abonnement" payable	9	44,584	
Legal expenses payable		18,503	
Professional expenses payable		14,733	
Publication expenses payable		2,146	
Total liabilities		17,244,674	
Total net assets		1,754,551,343	
Number of units outstanding		175,455,134,329	
Net asset value per unit		0.01	

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of net assets as at December 31, 2015

Canadian Dollar Portfolio		(Expressed in Canadian Dollar)	
	Notes	CAD	
Assets			
Investments at year-end value (cost CAD 62,985,307)	2.3	62,998,587	
Cash at bank		10,781,512	
Receivable on subscriptions		132,179	
Interest receivable on investments	2.6	113,125	
Interest receivable on cash	2.6	248	
Total assets		74,025,651	
Liabilities			
Payable on redemptions		191,369	
Dividend payable	10	19,715	
Agent Company fee payable	5	15,695	
Investment Manager fee payable	4	10,989	
Administration fee payable	7	2,354	
Depository fee payable	6	1,601	
Management fee payable	3	785	
"Taxe d'abonnement" payable	9	1,868	
Legal expenses payable		767	
Professional expenses payable		641	
Publication expenses payable		1,299	
Total liabilities		247,083	
Total net assets		73,778,568	
Number of units outstanding		7,377,856,825	
Net asset value per unit		0.01	

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of net assets as at December 31, 2015

New Zealand Dollar Portfolio

(Expressed in New Zealand Dollar)

	Notes	NZD
Assets		
Investments at year-end value (cost NZD 407,992,225)	2.3	409,482,721
Cash at bank		92,096,250
Receivable on subscriptions		2,604,342
Interest receivable on cash	2.6	25,158
Total assets		504,208,471
Liabilities		
Payable on redemptions		3,329,395
Dividend payable	10	871,955
Agent Company fee payable	5	673,062
Investment Manager fee payable	4	184,009
Administration fee payable	7	84,080
Depository fee payable	6	57,193
Management fee payable	3	42,068
"Taxe d'abonnement" payable	9	12,918
Legal expenses payable		5,833
Professional expenses payable		5,024
Publication expenses payable		1,838
Total liabilities		5,267,375
Total net assets		498,941,096
Number of units outstanding		49,894,109,637
Net asset value per unit		0.01

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

**Combined statement of operations and changes in net assets for the year ended
December 31, 2015**

Combined	(Expressed in US Dollar)	
	Notes	USD (*)
Income		
Interest income on investments	2.6	52,555,275
Bank interest	2.6	7,335,143
Total income		59,890,418
Expenses		
Agent company fee	5	10,189,463
Investment Manager fee	4	2,761,756
Administration fee	7	1,301,995
Depository fee	6	885,611
Management fee	3	622,383
"Taxe d'abonnement"	9	409,139
Publication expenses		323,979
Legal expenses		80,509
Professional expenses		41,309
Other expenses		15,718
Total expenses		16,631,862
Net investment income		43,258,556
Realised:		
Loss on investments		(3,424,055)
Net investment income and realised loss for the year		39,834,501
Unrealised:		
Gain on investments		71,614
Loss on investments		(2,257,789)
Net increase in net assets as a result of operations		37,648,326
Movements in capital		
Subscriptions of units		4,867,023,899
Redemptions of units		(5,633,423,490)
Net movement in capital		(766,399,591)
Dividend distributed	10	(37,648,326)
Net assets at the beginning of the year		4,524,909,514
Exchange difference	2.2	(235,206,871)
Net assets at the end of the year		3,523,303,052

* Note 2.2

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2015

US Dollar Portfolio	(Expressed in US Dollar)	
	Notes	USD
Income		
Interest income on investments	2.6	5,596,518
Bank interest	2.6	233,384
Total income		5,829,902
Expenses		
Agent company fee	5	1,089,502
Investment Manager fee	4	578,510
Administration fee	7	163,425
Depositary fee	6	111,130
Management fee	3	54,478
"Taxe d'abonnement"	9	221,494
Publication expenses		159,308
Legal expenses		40,830
Professional expenses		22,340
Other expenses		8,569
Total expenses		2,449,586
Net investment income		3,380,316
Realised:		
Loss on investments		(6,106)
Net investment income and realised loss for the year		3,374,210
Unrealised:		
Gain on investments		70,954
Net increase in net assets as a result of operations		3,445,164
Movement in capital		
Subscriptions of units		3,269,379,986
Redemptions of units		(3,764,621,314)
Net movement in capital		(495,241,328)
Dividend distributed	10	(3,445,164)
Net assets at the beginning of the year		2,342,898,409
Net assets at the end of the year		1,847,657,081

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2015

Australian Dollar Portfolio

(Expressed in Australian Dollar)

	Notes	AUD
Income		
Interest income on investments	2.6	46,881,372
Bank interest	2.6	6,353,837
Total income		53,235,209
Expenses		
Agent company fee	5	9,503,052
Investment Manager fee	4	2,152,788
Administration fee	7	1,187,144
Depositary fee	6	807,525
Management fee	3	593,970
"Taxe d'abonnement"	9	191,166
Publication expenses		159,756
Legal expenses		40,306
Professional expenses		18,758
Other expenses		7,116
Total expenses		14,661,581
Net investment income		38,573,628
Realised:		
Loss on investments		(3,865,290)
Net investment income and realised loss for the year		34,708,338
Unrealised:		
Loss on investments		(2,924,536)
Net increase in net assets as a result of operations		31,783,802
Movement in capital		
Subscriptions of units		1,710,726,849
Redemptions of units		(2,029,011,834)
Net movement in capital		(318,284,985)
Dividend distributed	10	(31,783,802)
Net assets at the beginning of the year		2,072,836,328
Net assets at the end of the year		1,754,551,343

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2015

Canadian Dollar Portfolio

(Expressed in Canadian Dollar)

	Notes	CAD
Income		
Interest income on investments	2.6	779,137
Bank interest	2.6	69,716
Total income		848,853
Expenses		
Agent company fee	5	90,614
Investment Manager fee	4	63,456
Administration fee	7	13,595
Depositary fee	6	9,246
Management fee	3	4,552
"Taxe d'abonnement"	9	7,841
Publication expenses		11,179
Legal expenses		1,511
Professional expenses		810
Other expenses		424
Total expenses		203,228
Net investment income		645,625
Realised:		
Loss on investments		(350,833)
Net investment income and realised loss for the year		294,792
Unrealised:		
Loss on investments		(23,581)
Net increase in net assets as a result of operations		271,211
Movement in capital		
Subscriptions of units		45,117,711
Redemptions of units		(39,122,131)
Net movement in capital		5,995,580
Dividend distributed	10	(271,211)
Net assets at the beginning of the year		67,782,988
Net assets at the end of the year		73,778,568

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2015

New Zealand Dollar Portfolio

(Expressed in New Zealand Dollar)

	Notes	NZD
Income		
Interest income on investments	2.6	15,879,973
Bank interest	2.6	3,247,079
Total income		19,127,052
Expenses		
Agent company fee	5	2,695,389
Investment Manager fee	4	736,691
Administration fee	7	336,714
Depositary fee	6	229,040
Management fee	3	168,469
"Taxe d'abonnement"	9	54,043
Publication expenses		51,221
Legal expenses		11,719
Professional expenses		6,053
Other expenses		2,099
Total expenses		4,291,438
Net investment income		14,835,614
Realised:		
Loss on investments		(339,419)
Net investment income and realised loss for the year		14,496,195
Unrealised:		
Gain on investments		943
Loss on investments		(58,148)
Net increase in net assets as a result of operations		14,438,990
Movement in capital		
Subscriptions of units		395,011,871
Redemptions of units		(447,308,997)
Net movement in capital		(52,297,126)
Dividend distributed	10	(14,438,990)
Net assets at the beginning of the year		551,238,222
Net assets at the end of the year		498,941,096

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements**

(As at December 31, 2015)

Note 1 - Activity

NIKKO MONEY MARKET FUND (the “Fund”), organised as a mutual investment umbrella fund, is an unincorporated coproprietorship of its securities and other assets for an unlimited period. The Fund may be dissolved at any time by mutual agreement between the Management Company and the Depositary or in any cases provided for by Luxembourg law.

The Fund is organized under part II of the 2010 Law and qualifies as an alternative investment fund within the meaning of the 2013 Law.

The assets of the different sub-funds are separately invested in accordance with their respective investment policies and objectives.

The objective of each sub-fund is to seek a stable rate of income in line with money market rates while preserving capital and maintaining liquidity by investing in high-grade money market instruments.

As at December 31, 2015, there are four sub-funds in operation:

- * NIKKO MONEY MARKET FUND - US DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as “US Dollar Portfolio”)
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - AUSTRALIAN DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as “Australian Dollar Portfolio”)
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - CANADIAN DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as “Canadian Dollar Portfolio”)
- * NIKKO MONEY MARKET FUND - NEW ZEALAND DOLLAR PORTFOLIO
(hereinafter referred to as “New Zealand Dollar Portfolio”)

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are presented in accordance with Luxembourg laws and regulations relating to undertakings for collective investment and generally accepted accounting principles.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Notes to the financial statements (continued)

(As at December 31, 2015)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2 - Combined statements

The combined financial statements of the Fund are expressed in USD. The combined statement of net assets is the sum of the sub-funds' net assets converted in USD at exchange rates prevailing at the year-end closing date. The combined statement of operations and changes in net assets is the sum of the sub-funds' statements of operations and changes in net assets converted in USD at the average exchange rates applicable for the year ended December 31, 2015.

The exchange rates used for the translation of the sub-funds' assets and liabilities not denominated in USD as at December 31, 2015 are as follows:

Currency	Exchange rate
AUD	0.7294
CAD	0.7218
NZD	0.6867

The average exchange rates used for the translation of the sub-funds' statements of operations and changes in net assets not denominated in USD as at December 31, 2015 are as follows:

Currency	Exchange rate
AUD	0.7518
CAD	0.7830
NZD	0.6992

The exchange difference resulting from the use of average rates is recognised in the combined statement of operations and changes in net assets.

2.3 - Investments in securities

The bonds, debt securities and money market instruments in each sub-fund's portfolio are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an investment at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. The amortisation of any discount or premium is included in the statement of operations and changes in net assets under the heading "Unrealised gain/loss on investments". At maturity, the net income realised resulting from commercial papers and certificates of deposit, is included under the heading of "Interest income on investments". Realised gains or losses resulting from sales of bonds and medium term notes to maturity are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

2.4 - Foreign currency translation

Assets and liabilities expressed in other currencies than the currency of the sub-funds are translated at exchange rates ruling at year-end. Transactions in foreign currencies are translated into the currency of the sub-funds at exchange rates ruling at the transaction dates.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2015)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)**2.5 - Formation expenses**

Formation expenses have been fully amortised.

2.6 - Income

Interest income is accrued on a daily basis.

Regarding the fees described in the following notes 3 to 7, Gross Yield Less Other Expenses ("GYLOE") means a rate calculated daily by the Management Company, which shall be equal to the gross yield of the respective sub-fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the sub-fund's related parties, and "Gross Income Less Other Expenses" ("GILOE") means an amount, calculated daily by the Management Company, which is equal to the difference between (a) the gross income of the sub-fund, including the capital gain/loss on securities, and (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the sub-fund's related parties.

Note 3 - Management fee

The Management Company is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) if daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Management Company is 1% of such GILOE; (ii) if daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Management Company is 0.02% p.a. of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter; (iii) if daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Management Company is 0.03% p.a. of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter.

Note 4 - Investment Manager fee

The Investment Manager is entitled to a fee, payable in arrears out of the assets of each sub-fund at the end of each quarter, which is calculated as below. In case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Investment Manager is the lower amount of i) 14% of GILOE and ii) GYLOE x 100 multiplied by the fee rates mentioned below. If daily GYLOE is 1.00% p.a. or above, the total fee payable to the Investment Manager is calculated as below on the basis of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter.

US Dollar Portfolio

0.15 % p.a. up to (and including) USD 200 million;
0.125 % p.a. for a portion of more than USD 200 million, to (and including) USD 500 million;
0.10 % p.a. for a portion of more than USD 500 million, to (and including) USD 2 billion;
and 0.09% p.a. for a portion of more than USD 2 billion.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2015)

Note 4 - Investment Manager fee (continued)**Australian Dollar Portfolio**

0.15 % p.a. up to (and including) AUD 200 million;
0.125 % p.a. for a portion of more than AUD 200 million, to (and including) AUD 500 million;
0.10 % p.a. for a portion of more than AUD 500 million, to (and including) AUD 2 billion;
and 0.09 % p.a. for a portion of more than AUD 2 billion.

Canadian Dollar Portfolio

0.15 % p.a. up to (and including) CAD 200 million;
0.125 % p.a. for a portion of more than CAD 200 million, to (and including) CAD 500 million;
0.10 % p.a. for a portion of more than CAD 500 million, to (and including) CAD 2 billion;
and 0.09 % p.a. for a portion of more than CAD 2 billion.

New Zealand Dollar Portfolio

0.15 % p.a. up to (and including) NZD 200 million;
0.125 % p.a. for a portion of more than NZD 200 million, to (and including) NZD 500 million;
0.10 % p.a. for a portion of more than NZD 500 million, to (and including) NZD 2 billion;
and 0.09 % p.a. for a portion of more than NZD 2 billion.

Note 5 - Agent Company fee

The Agent Company is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) if daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Agent Company is 20% of such GYLOE; (ii) if daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Agent Company is 0.19% p.a. of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter; (iii) if daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Agent Company is 0.48% p.a. of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter.

For the year in scope, the distributors in Japan did not receive any fees payable out of the fee payable to the Agent Company. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses incurred by the Agent Company are borne by the relevant sub-fund.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2015)

Note 6 - Depositary fee

The Depositary is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) in case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Depositary is 2% of such GILOE; (ii) if daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Depositary is 0.02% p.a. of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter; (iii) if the GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Depositary is 0.04% p.a. of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the Depositary and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted are borne by the Fund.

Note 7 - Administration fee

The Administrator, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of each sub-fund, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) in case daily GYLOE is below 1% p.a., the fee payable to the Administrator, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent is 3% of such GILOE; (ii) if daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Administrator, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent is 0.03% p.a. of the average daily net asset value of each sub fund during the relevant quarter and;(iii) if daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable is 0.06% p.a. of the average daily net asset value of each sub-fund during the relevant quarter. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the Administrator, Domiciliary, Registrar and Transfer Agent are borne by the Fund.

Note 8 - Transaction costs

The Fund does not pay any transaction costs (as defined in the 2010 Law). In agreement with the Management Company, transaction costs related to the Fund are borne by the Depositary.

Note 9 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a capital tax (the "taxe d'abonnement") on its net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly.

Under the 2010 Law, neither the Fund nor the Unitholders are subject to any Luxembourg tax neither on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2015)

Note 10 - Dividend policy

The Management Company seeks to maintain each sub-fund's net asset value per unit at USD 0.01, AUD 0.01, CAD 0.01 and NZD 0.01, respectively.

Any accrued but unpaid dividends on the repurchased Units are paid at the same time when such payment for the repurchased Units is made.

Furthermore, on the last business day in each month, in respect of each sub-fund, all dividends declared accrued up to (and including) the day immediately preceding such last business day and not yet paid are automatically reinvested against issue of further units at the net asset value per unit of the relevant sub-fund applicable on the day immediately preceding such last business day.

Note 11 - Related party transactions

The Management Company and some of its Directors, the Investment Manager, the Administrator, the Depositary, Domiciliary Agent, Administrator, Registrar and Transfer Agent, the Distributor and the Agent Company in Japan are related parties to the Fund. Related party fees are detailed in the notes to the financial statements.

Note 12 - Statement of changes in portfolio for the year ended December 31, 2015

Upon request to be addressed to the Registered Office of the Management Company, a statement giving the changes in investments incurred during the year ended December 31, 2015 can be obtained free of charge.

Note 13 - Subsequent event

There has been no significant event after year-end up to the date of the *Réviseur d'entreprises agréé's* opinion which, in the opinion of the Management Company, requires disclosure in the present financial statements.

[前へ](#)

2 【ファンドの現況】

純資産額計算書

()USドル・ポートフォリオ

(2017年3月末日現在)

	米ドル(を除く。)	千円(、を除く。)
資産総額	1,901,167,637.50	213,291,997
負債総額	3,112,524.79	349,194
純資産総額(-)	1,898,055,112.71	212,942,803
発行済口数	189,801,876,259口	
1口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

()オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(2017年3月末日現在)

	豪ドル(を除く。)	千円(、を除く。)
資産総額	1,795,293,233.32	154,107,971
負債総額	5,042,566.68	432,854
純資産総額(-)	1,790,250,666.64	153,675,117
発行済口数	179,019,698,104口	
1口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

()カナダ・ドル・ポートフォリオ

(2017年3月末日現在)

	加ドル(を除く。)	千円(、を除く。)
資産総額	66,164,665.91	5,561,140
負債総額	63,558.82	5,342
純資産総額(-)	66,101,107.09	5,555,798
発行済口数	6,610,051,078口	
1口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

()ニューージーランド・ドル・ポートフォリオ

(2017年3月末日現在)

	NZドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
資産総額	502,868,523.23	39,439,978
負債総額	1,563,668.71	122,639
純資産総額(-)	501,304,854.52	39,317,340
発行済口数	50,128,676,844口	
1口当たり純資産価格(/)	0.01	1円

第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関	S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社
取扱場所	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を委託されている販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられる。

名義書換の費用は徴収されない。

(2) 受益者に対する特典

受益者に対する特典はない。

(3) 譲渡制限

管理会社は、受益証券の発行に関連して、受益証券が募集される国の法令を遵守する。管理会社は、その裁量において、特定の国および地域に居住する個人または同地に設立された法人に対し、ファンド証券の発行を一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、受益者全体およびトラストの保護のため必要な場合には、特定の個人または法人によるファンド証券の取得を停止することができる。

受益証券は、FATCAを遵守する参加外国金融機関である(ファンド証券の名義人となる)販売会社によるのみ販売される。

管理会社は、

a ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また、

b ファンド証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができる。

特に、

a 管理会社は、EU域内において公衆に対してファンド証券の販売活動を行わない。

b ファンド証券は、アメリカ合衆国、その領土もしくは属領の市民もしくは居住者またはアメリカ合衆国または州法を準拠法として設立され、存続する法人、パートナーシップ、信託もしくはその他の者に対して発行、譲渡またはそれらの者のために登録を行ってはならない。

第二部 【特別情報】

第1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は、2017年3月末日現在5,446,220ユーロ（約6億5,240万円）で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約2,396円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、2017年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝119.79円）による。

過去5年間における管理会社の資本金の増減は、以下の通りである。

2012年3月31日	446,220ユーロ
2013年3月31日	446,220ユーロ
2014年1月16日	5,446,220ユーロ
2015年3月31日	5,446,220ユーロ
2016年3月31日	5,446,220ユーロ
2017年3月31日	5,446,220ユーロ

(2) 管理会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は適式に招集された株主総会において株主によって選任され、その任期は、次回の年次株主総会終了時までであり、再選されるか後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長数名を選出することができる。さらに管理会社の業務運営および経営に必要なとみなされる場合にはジェネラル・マネジャー1名、経営役員、秘書役1名、ジェネラル・マネジャー補佐、秘書役補佐または他の役員数名を随時任命することができる。かかる任命は、取締役により、いつでも無効とすることができる。役員は、管理会社の取締役または株主であることを要しない。定款により別途規定されない限り、任命される役員は、取締役会により付与される権限および義務を有する。

議長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとするが、不在の場合、株主または取締役会が別の取締役を、株主総会の場合、かかる株主総会の出席者の過半数による投票により代理の議長として別の者を、任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされる。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、ケーブル、電報または電子メールにより各取締役の同意が得られた場合には、省略することができる。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はない。

取締役は、書面により、またはケーブル、電子メール、電報、テレファックスもしくはかかる委任状を証拠付けることのできるその他の電子的な手法により、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行なうことができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役の決議は、書面により行うこともでき、決議を含む一または複数の書面で構成され全取締役がそれぞれ署名する。かかる決議の日付は、最も新しい署名の日付となる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。一方、取締役は、取締役会の決議により特定して許可される場合を除いて、個々の行為により管理会社を拘束することができない。取締役会は、管理会社の日々の運営および業務を行う権限、ならびに会社の方針および目的の推進における行為をなすための権限を、管理会社に委任することができる。

投資運用会社は、管理会社に投資運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役の指図に従う。

(3) 役員および従業員の状況

(2017年3月末日現在)

氏名	管理会社 役職名	所属・役職名
高橋 寿幸	取締役	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、ディレクター
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	エルヴィンガー・ホス・プルッセン法律事務所、パートナー
田本 真也	取締役	S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社、ディレクター
大久保 尚樹	取締役	S M B C日興キャピタル・マーケット会社、シニア・アドバイザー

(注) 上記取締役とは別に、6名の従業員がいる。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理する投資信託の資産のポートフォリオ管理およびその他の機能を、2010年法および2013年法に従いその許容する範囲内で、委任することができる。管理会社は、1915年8月10日商事会社に関する法律(改正済)に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社は、AIFMDに従うAIFMとして認可されている。

管理会社は、2010年法第16章に基づき管理会社として、および2013年法第1条第46項に規定された範囲においてオルタナティブ投資ファンド運用者としての資格を有している。

管理会社はS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の100%子会社である。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず2010年法第125 - 2条に規定されたUCIを管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。この関係において、管理会社は、2013年法に従ってAIFMとして行為し、AIFMD別紙I第1項に挙げられる行為を実行する。

管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運營業務を行い、ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、トラストの投資管理機能すなわち(a)組入証券運用機能および(b)リスク管理機能に属する義務を委託されている。

管理会社は、トラストの中枢管理に責任を負う。管理会社は、一定の運用機能を専門的なサービス提供者に委任することを、トラストから許可されている。管理会社は、会社および管理機能ならびに登録・名義書換代行機能をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社に委任している。

管理会社が管理会社として行為しているその他のルクセンブルグの一般のファンドのリストは、管理会社の登記上の事務所において入手可能である。

2013年法第8.7条の規定により、管理会社は、業務上の過失から生じる潜在的な責任リスクをカバーするために適切な自身の追加資金を保有する。

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資に関して投資運用者として行為する投資運用会社を任命している(以下「投資運用会社」という。)。投資運用会社は、ファンドの日々の投資業務を管理している。管理会社と投資運用会社との間の契約は2014年7月17日に締結され、どちらか一方の当事者からの3か月以上前の通知により終了することができる。

管理会社は、2017年3月末日現在、以下のとおり分類される13本の投資信託を管理・運営している。

分類		内訳
A分類	通貨建て別運用金額	米ドル建： 2,866,341,420米ドル ユーロ建： 9,126,081ユーロ 日本円建： 907,677,560,892円 豪ドル建： 1,829,277,991豪ドル NZドル建： 501,304,855NZドル 加ドル建： 66,101,107カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	ルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型：2本 ケイマン籍・契約型・オープン・エンド型：11本

3 【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2017年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝119.79円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2016年3月31日現在

(単位：ユーロ)

	注	2016年3月31日		2015年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
- その他の付帯設備、用具および備品	3	25,741	3,084	25,097	3,006
流動資産					
- 債権					
売掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの	4	3,518,259	421,452	1,730,308	207,274
関係当事者への債権					
1年以内に支払期限の到来するもの		0	0	4,557	546
その他の売掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの	8	1,258,123	150,711	102,350	12,261
- 現金および預金		5,260,501	630,155	6,254,088	749,177
前払金		42,077	5,040	30,507	3,654
資産合計		10,104,701	1,210,442	8,146,907	975,918
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	5	5,446,220	652,403	5,446,220	652,403
- 準備金					
法定準備金	6	55,985	6,706	55,985	6,706
その他の積立金	7	928,572	111,234	1,154,757	138,328
		984,557	117,940	1,210,742	145,035
- 当期損益		331,076	39,660	(226,185)	(27,095)
		6,761,853	810,002	6,430,777	770,343
引当金					
- 納税引当金	8	0	0	0	0
- その他の引当金		252,863	30,290	232,504	27,852
		252,863	30,290	232,504	27,852
非劣後債務					
- 買掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの		47,818	5,728	105,197	12,602
- その他の債務					
1年以内に支払期限の到来するもの	9	3,042,167	364,421	1,378,429	165,122
		3,089,985	370,149	1,483,626	177,724
負債合計		10,104,701	1,210,442	8,146,907	975,918

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2)【損益計算書】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2016年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注	2016年3月31日		2015年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用					
その他の外部費用	10.2	10,121,552	1,212,461	3,929,755	470,745
人件費					
給与および賃金		932,242	111,673	929,765	111,377
給与および賃金に係る社会保障費		94,904	11,369	98,171	11,760
補足年金費用		22,038	2,640	29,070	3,482
その他の社会保障費		64,582	7,736	54,189	6,491
		<u>1,113,766</u>	<u>133,418</u>	<u>1,111,195</u>	<u>133,110</u>
その他の営業費用	11.1	250,861	30,051	225,054	26,959
利息およびその他の財務費用					
その他の利息および類似財務費用		36,582	4,382	0	0
		<u>11,522,761</u>	<u>1,380,312</u>	<u>5,266,004</u>	<u>630,815</u>
法人所得税	8	1,070	128	3,210	385
前勘定科目に表示されていないその他の税金		32,180	3,855	33,320	3,991
		<u>331,076</u>	<u>39,660</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
当期利益		<u>11,887,087</u>	<u>1,423,954</u>	<u>5,302,534</u>	<u>635,191</u>
費用合計		<u>11,887,087</u>	<u>1,423,954</u>	<u>5,302,534</u>	<u>635,191</u>
収益					
純売上高	10.1	11,707,262	1,402,413	5,045,273	604,373
その他の営業収益	11.2	179,671	21,523	16,326	1,956
その他の利息およびその他の財務収益					
その他の利息および類似財務収益		154	18	14,750	1,767
		<u>11,887,087</u>	<u>1,423,954</u>	<u>5,076,349</u>	<u>608,096</u>
当期損失		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>226,185</u>	<u>27,095</u>
収益合計		<u>11,887,087</u>	<u>1,423,954</u>	<u>5,302,534</u>	<u>635,191</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

オフ・バランスシート

2016年3月31日に終了した年度

(単位:ユーロ)

	注	2016年3月31日		2015年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
第三者のために保有される資産	13	-	-	-	-

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

年次財務書類に対する注記

2016年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「当社」という。)は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのUCI(以下「投資信託」という。)を管理することを条件に、(投資信託に関する2010年12月17日の法律(以下「2010年法」ということがある。)の第125 - 2条に規定された)投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律(以下「2013年法」という。)に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行い、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)の別紙(以下「別紙」という。)の第1項に規定された業務を行う。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2016年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメント・トラスト(ルクセンブルグ)、日興グローバル・ファンズ、日興リアル・アセット・ファンド、日興 拡大欧州株式ファンド、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム(「QMS」)、日興・プレミア・ファンド、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンド、日興オフショア・ファンズ、日興カントリー・ファンズ、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラスト、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンドの13の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ(以下「ユーロ」という。)で維持し、当期財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

現金および預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3 固定資産の変動

	取得原価					評価額調整	
	期初現在 価値総額	再分類	追加	処分	期末現在 価値総額	累積額 調整	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産							
内訳：							
- 家具、付帯設備	7,264	0	0	0	7,264	(3,114)	4,150
- オフィス設備	48,877	0	26,619	(48,877)	26,619	(5,027)	21,591
	56,141	0	26,619	(48,877)	33,883	(8,141)	25,741

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- 家具、付帯設備 20%
- オフィス設備 50%

注4 債権

2016年3月31日および2015年3月31日現在の債権（売掛金）は、未収管理報酬である。

流動性の低いファンド、すなわち、日興オフショア・ファンズ - 日興フロンティア・ファイナンス・ファンドおよび日興・プレミア・ファンドのシリーズ・トラスト（ABLファンド・シリーズ）の償還過程における未収管理手数料総額に充当するために、不良債権に関する評価調整が2012年3月31日、2013年3月31日および2014年3月31日に終了した年度に対して行われた。かかる評価調整額は35,679ユーロにのぼり、2016年3月31日に終了した会計年度において追加の評価調整はなかった。

注5．払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

注6．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

注7．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	任意 積立金 (1)	特別納税 引当金 (2)	その他の 積立金 (1) + (2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2015年3月31日現在残高	5,446,220	55,985	953,957	200,800	1,154,757	(226,185)
損益の繰入額	-	-	(226,185)	-	(226,185)	226,185
当期損益	-	-	-	-	-	331,076
2016年3月31日現在残高	5,446,220	55,985	727,772	200,800	928,572	331,076

2015年5月29日に開催された年次株主総会は、2015年3月31日に終了した年度の利益処分を承認した。

2002年1月1日以降、当社は、施行された新税法に準拠して、純資産税(NWT)負債を控除した。当該法律に従い、当社は、純資産税の控除額の5倍に相当する金額を配当不能引当金(「特別納税引当金」科目)のもとに繰入れることを決定した。当該引当金は、純資産税が控除された年に続く5年間は配当に利用することはできない。

注8．法人所得税

当社は、ルクセンブルグ所得税、都市事業税および純資産税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されており、前納税は貸借対照表上で「その他の売掛金 - 1年以内に支払期限の到来するもの」として計上されている。ルクセンブルグ税務当局は、所得税、都市事業税および純資産税について、2014年まで(同年を含む。)査定を行っている。

注9．その他の債務

2016年3月31日および2015年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2016年3月31日	2015年3月31日
	ユーロ	ユーロ
未払投資顧問報酬	2,665,432	1,292,277
未払販売報酬	376,735	86,152
	<u>3,042,167</u>	<u>1,378,429</u>

注10. 純売上高およびその他の営業費用

10.1 純売上高

	2016年3月31日	2015年3月31日
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	11,697,760	5,045,273
弁護士報酬	9,502	0
	<u>11,707,262</u>	<u>5,045,273</u>

2016年3月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、日興リアル・アセット・ファンド、日興カントリー・ファンズ - 日興ロシア・プロスパリティ・ファンド、ニッコウ・スキル・インベストメンツ・トラスト(ルクセンブルグ)、日興オフショア・ファンズ - アジア・インカム・プラス・エクイティ・ストラテジー、日興オフショア・ファンズ - アジア・パシフィック・インカム・プラス・リアル・エステートおよび日興オフショア・ファンズ - 日興ロックフェラー・グローバル・エナジー・ファンドSM、日興・プレミア・ファンド - 日興エナジー・インフラ・ファンド(四半期分配型)および日興 拡大欧州株式ファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 米ドル建て、プレミアム・ファンズ - ピムコ トータル・リターン ストラテジー 円建て(ヘッジあり)、プレミアム・ファンズ - キャピタル US グロース・アンド・インカム・ファンド、プレミアム・ファンズ - ヨーロピアン・ハイイールド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュロージャー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、日興ワールド・トラスト - 日興グリーン・ニューディール・ファンド、日興ワールド・トラスト - グラビティ・ヨーロピアン・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グロ - バル・C B・ファンド、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・ボンドおよび日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・ダイナミック・ファンズ - 日興ダイナミック・エクイティから、これらのファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ニューワールド・エクイティ・ファンド(円建て) / (円ヘッジあり) から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.01%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - グローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.025%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、ニッコウ・プロプラエタリー・インベストメント・ファンドから、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティタティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム から、当該月中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、当該四半期中のかかるファンドの平均純資産価額に対して0.035%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

さらに、当社は、日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドから、各四半期末において実現化され、支払われる実績報酬を受領する。2016年3月31日に終了した年度の実績報酬はなかった。支払があった場合には、かかる実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。

当社は、日興グローバル・ファンズの各シリーズ・トラストから、当該四半期中の当該シリーズ・トラストの平均純資産価額に対して0.35%の年次管理報酬を受領する。当社は、当該シリーズ・トラストの投資運用会社および販売会社に対して合計で0.32%の年次報酬を払い戻す。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。すなわち、日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム(その他の費用控除後)の1%である。日々計算されるグロス・イールド(その他の費用控除後)が年間1%以上の場合、当社に対する報酬は、当該四半期中のかかるファンドの資産の日々の平均純資産価額の0.03%を上限とする。「グロス・イールド(その他の費用控除後)」とは、ファンドの総利回り(グロス・イールド)より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム(その他の費用控除後)」とは、(a)ファンドの総利益(有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。)より、(b)ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

10.2 その他の外部費用

	2016年3月31日	2015年3月31日
	ユーロ	ユーロ
払戻し投資顧問および販売会社報酬	9,820,019	3,737,328
その他の費用	301,533	192,427
	<u>10,121,552</u>	<u>3,929,755</u>

当社に支払われる、日興グローバル・ファンズのシリーズ・トラストの平均純資産価額に対する0.35%の年次管理報酬のうち、0.32%が投資運用会社および販売会社に支払われる。当社が投資運用会社および販売会社に支払った合計金額は、2016年3月31日に終了した年度において9,820,019ユーロ、および2015年3月31日に終了した年度において3,737,328ユーロであった。

当社が受領した日興オフショア・ファンズ - CS GTAAファンドの実績報酬は、同ファンドの投資顧問会社および仲介機関に対して6対4の割合で全額払い戻される。2016年3月31日および2015年3月31日に終了した年度において、実現した実績報酬はなかった。

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注11. その他の営業費用およびその他の営業収益

11.1 その他の営業費用

	2016年3月31日	2015年3月31日
	ユーロ	ユーロ
取締役報酬	0	20,000
その他の管理事務費用	250,861	205,054
	<u>250,861</u>	<u>225,054</u>

11.2 その他の営業収益

	2016年3月31日	2015年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からの調整	8,312	4,776
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社への業務提供に対する引当金	11,700	11,550
税務当局からの還付金受領額	101,870	0
Q M S への余剰資金注入回収に伴う収益	57,789	0
	<u>179,671</u>	<u>16,326</u>

注12. 従業員および取締役

12.1 取締役

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2016年3月31日	2015年3月31日
取締役	<u>4</u>	<u>6</u>

12.2 就業者

2016年3月31日および2015年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2016年3月31日	2015年3月31日
上級管理職	1	2
中間管理職	3	4
従業員	3	2
	<u>7</u>	<u>8</u>

2016年3月31日に終了した会計年度中、取締役1名が当社の取締役員の役職を退いた。

注13．オフ・バランスシート項目

2012年7月31日付で、当社は管理していたひとつのシリーズ・トラスト（以下「シリーズ・トラスト」という。）を終了させることを決定した。

当該終了を受けて、変動資本を有する会社型投資信託（S I C A V）の投資有価証券を除いて、シリーズ・トラストのすべての投資有価証券が換金された。2009年5月29日以降、かかるS I C A Vの評価額は、ゼロと決定されていた。

かかる資産をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の保護管理下に置くことができるように、2013年3月26日付でS I C A Vの受益権が当社に対して譲渡されることが決議された。かかる譲渡以降、シリーズ・トラストは資産および負債を保有せず、ケイマン諸島の法律上、存在しないものとする。

かかるS I C A Vに関して将来現金が受領された場合、当社は、初めに、当該現金をかかる資産に関連し生じた債務の支払に充て、次に、シリーズ・トラストが存在していた場合に当該現金を受領する権利を得ていたであろう受益者への支払に充てる。

2013年11月29日付および2013年12月3日付で、当社の管理に基づくいくつかのシリーズ・トラストに付与された当座借越額の支払の対価として、当社は、二つの対象投資信託における受益証券を受領したが、当該受益証券の評価額はゼロであった。将来、当社が当該対象投資信託より受領する一切の現金は、（当座借越額の補填またはこれらのシリーズ・トラストの一部の債務の支払として）S M B C日興証券株式会社および当社が被った損失の補填として使用され、その後、償還時にシリーズ・トラストのかつての受益者に対して払い戻される。

注14．後発事象

2016年4月5日を効力発生日として、当社はルクセンブルグL-1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番にその登録住所を変更した。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2016
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2016 EUR	March 31, 2015 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	25 741	25 097
Current assets			
- Debtors			
Trade receivables			
- becoming due and payable within one year	4	3 518 259	1 730 308
Amounts owed by affiliated undertakings			
- becoming due and payable within one year		0	4 557
Other receivables			
- becoming due and payable within one year	8	1 258 123	102 350
- Cash at bank and in hand		5 260 501	6 254 088
Prepayments		<u>42 077</u>	<u>30 507</u>
Total assets		<u>10 104 701</u>	<u>8 146 907</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	5	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
legal reserve	6	55 985	55 985
other reserves	7	<u>928 572</u>	<u>1 154 757</u>
		984 557	1 210 742
- Profit or loss for the financial year		<u>331 076</u>	<u>(226 185)</u>
		6 761 853	6 430 777
Provisions			
- Provisions for taxation	8	0	0
- Other provisions		<u>252 863</u>	<u>232 504</u>
		252 863	232 504
Non-subordinated debts			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year		47 818	105 197
- Other creditors			
becoming due and payable within one year	9	<u>3 042 167</u>	<u>1 378 429</u>
		<u>3 089 985</u>	<u>1 483 626</u>
Total liabilities		<u>10 104 701</u>	<u>8 146 907</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Profit and loss account for the year ended March 31, 2016
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2016 EUR	March 31, 2015 EUR
CHARGES			
Other external charges	10.2	10 121 552	3 929 755
Staff costs			
- Salaries and wages		932 242	929 765
- Social security on salaries and wages		94 904	98 171
- Supplementary pension costs		22 038	29 070
- Other social costs		<u>64 582</u>	<u>54 189</u>
		1 113 766	1 111 195
Other operating charges	11.1	250 861	225 054
Interest and other financial charges			
- Other interest and similar financial charges		<u>36 582</u>	<u>0</u>
		11 522 761	5 266 004
Income tax	8	1 070	3 210
Other taxes not included in the previous caption		<u>32 180</u>	<u>33 320</u>
Profit for the financial year		<u>331 076</u>	<u>0</u>
Total charges		<u>11 887 087</u>	<u>5 302 534</u>
INCOME			
Net turnover	10.1	11 707 262	5 045 273
Other operating income	11.2	179 671	16 326
Other interest and other financial income			
- Other interest and similar financial income		154	14 750
		<u>11 887 087</u>	<u>5 076 349</u>
Loss for the financial year		<u>0</u>	<u>226 185</u>
Total income		<u>11 887 087</u>	<u>5 302 534</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Off-balance sheet as at March 31, 2016**
(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2016	March 31, 2015
		EUR	EUR
Assets held for third parties	13	-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the "Company") was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as "Société Anonyme" on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment) (the "**2010 Law**"), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the "**Funds**"). In that context, the Company will act as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 (the "**2013 Law**") and perform the activities listed in item 1. of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the "Annex") and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the "**AIFMD**"). The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2016, the Company manages 13 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Skill Investment Trust (Lux), Nikko Global Funds, Nikko Real Asset Fund, Nikko European Convergence Equity Fund, Quantitative Multi-Strategy Program II ("QMS II"), Nikko Premier Fund, Nikko Proprietary Investment Fund, Nikko Offshore Funds, Nikko Country Funds, Premium Funds, Nikko World Trust, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Fund.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro ("EUR") and these annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 - Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)****2.1 - Foreign currency translation (continued)**

The realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 - Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 - Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)

Note 3 - Movements in fixed assets

	Cost			Value adjustments			
	Gross value at the beginning of the financial year EUR	Reclassification EUR	Additions EUR	Disposals	Gross value at the end of the financial year EUR	Cumulative value adjustments EUR	Net value at the end of the financial year EUR
Fixed assets							
of which:							
-furniture, fixture and fittings	7 264	0	0	0	7 264	(3 114)	4 150
-office arrangements	48 877	0	26 619	(48 877)	26 619	(5 027)	21 591
	56 141	0	26 619	(48 877)	33 883	(8 141)	25 741

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

Furniture, fixture and fittings 20%
Office arrangements 50%

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)****Note 4 - Debtors**

Debtors (Trade receivables) as at March 31, 2016 and March 31, 2015 represent management fees receivable.

Value adjustments in respect of doubtful receivables were made in the fiscal year ended March 31, 2012, March 31, 2013 & March 31, 2014 in order to cover the total amount of management commission receivable from illiquid funds under liquidation process, namely Nikko Offshore Funds – Nikko Frontier Finance Fund and the series trusts of Nikko Premier Fund (ABL Fund series). This value adjustment amounted to EUR 35 679, no additional value adjustment having been made during the fiscal year ended March 31, 2016.

Note 5 - Subscribed capital

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

Note 6 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

Note 7 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Free reserve	Special tax reserve	Other reserves	Result for the year
	EUR	EUR	(1) EUR	(2) EUR	(1) + (2) EUR	EUR
Balance at March 31, 2015	5 446 220	55 985	953 957	200 800	1 154 757	(226 185)
Allocation of the result	-	-	(226 185)	-	(226 185)	226 185
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>331 076</u>
Balance at March 31, 2016	<u>5 446 220</u>	<u>55 985</u>	<u>727 772</u>	<u>200 800</u>	<u>928 572</u>	<u>331 076</u>

The Annual General Meeting of Shareholders held on May 29, 2015 approved the allocation of the result for the year ended March 31, 2015.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)****Note 7 - Capital and reserves (continued)**

As from January 1, 2002, the Company reduced the Net Worth Tax (NWT) liability in accordance with the new tax law in force. In order to comply with the law, the Company decided to allocate under non-distributable reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Worth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years from year following the one during which the Net Worth Tax was reduced.

Note 8 - Income tax

The Company is a corporation subject to Luxembourg income tax, to municipal business tax and to net worth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provisions for taxation" in the balance sheet and tax advances are recorded under "Other receivables becoming due and payable within one year" in the balance sheet. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2014 for income tax, municipal business tax and net worth tax.

Note 9 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2016 and March 31, 2015 are analysed as follows:

	March 31, 2016	March 31, 2015
	EUR	EUR
Advisory fees payable	2 665 432	1 292 277
Distribution fees payable	<u>376 735</u>	<u>86 152</u>
	<u>3 042 167</u>	<u>1 378 429</u>

Note 10 - Net turnover and other external charges**10.1 - Net turnover**

	March 31, 2016	March 31, 2015
	EUR	EUR
Management fees	11 697 760	5 045 273
Legal Commission	<u>9 502</u>	<u>0</u>
	<u>11 707 262</u>	<u>5 045 273</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)****10.1 - Net turnover (continued)**

The related applicable Management fee rates as at March 31, 2016 are as follows:

The Company receives from Nikko Real Asset Fund, Nikko Country Funds – Nikko Russia Prosperity Fund, Nikko Skill Investments Trust (Lux), Nikko Offshore Funds - Asia Income Plus Equity Strategy, Nikko Offshore Funds - Asia Pacific Income Plus Real Estate, and Nikko Offshore Funds - Nikko Rockefeller Global Energy FundSM, Nikko Premier Fund–Nikko Energy Infrastructure Fund (Quarterly Distribution) and Nikko European Convergence Equity Fund an annual management fee of 0.03% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Premium Funds - Pimco Total Return Strategy USD, Premium Funds - Pimco Total Return Strategy JPY (Hedged), Premium Funds – Capital US Growth and Income Fund, Premium Funds – European High Yield, Premium Funds–Global Corporate Bond; Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund; Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Nikko World Trust – Nikko Green New Deal Fund; Nikko World Trust – Gravity European Equity Fund; Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Global CB Fund, Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds - Nikko Dynamic Bond and Nikko Edmond de Rothschild Dynamic Funds – Nikko Dynamic Equity, an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these funds. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the average net assets of these funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – New World Equity Fund (JPY)/(JPY Hedged) an annual management fee at the rate of 0.01% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Global Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.025% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko Proprietary Investment Fund an annual management fee at the rate of 0.05% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantitative Multi-Strategy Program II an annual management fee at the rate of 0.03% of the average net assets of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)****10.1 - Net turnover (continued)**

The Company receives from Nikko Offshore Funds – Nikko Offshore Funds - CS GTAA Fund an annual management fee of 0.035% of the average net assets of these funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

Furthermore, the Company receives from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund a performance fee realised and paid at the end of each quarter. There has been no performance fee paid for the year ended March 31, 2016. If paid, such performance fee is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio.

The Company receives from each series trusts of Nikko Global Funds an annual management fee of 0.35% of the average net assets of these series trusts during the relevant quarter. The Company pays back to the investment manager and the distributor of these series trusts an annual fee rate of 0.32% in total.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows: if daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of such GILOE. If daily GYLOE is 1% per annum or above, the fee payable to the Company is up to an annual rate of 0.03% of the average daily net asset value of the assets of the fund during the relevant quarter. "GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds' related parties and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

10.2 - Other external charges

	March 31, 2016	March 31, 2015
	EUR	EUR
Advisory and distributor fees reimbursed	9 820 019	3 737 328
Other expenses	<u>301 533</u>	<u>192 427</u>
	<u>10 121 552</u>	<u>3 929 755</u>

Out of the annual management fees of 0.35% of the average net assets of the series trusts of Nikko Global Funds paid to the Company, 0.32% are paid to the Investment Manager and to the Distributor. The total amount paid by the Company to the investment manager and distributors of the series trusts of Nikko Global Funds was EUR 9 820 019 during the year ended March 31, 2016 and EUR 3 737 328 during the year ended March 31, 2015.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)****10.2 - Other external charges (continued)**

The performance fee received by the Company from Nikko Offshore Funds – CS GTAA Fund is wholly paid back to the investment advisor and the intermediary of this fund in a 60/40 % ratio. No performance fee has been realised during the years ended March 31, 2016 and March 31, 2015.

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

Note 11 - Other operating charges and other operating income**11.1 - Other operating charges**

	March 31, 2016	March 31, 2015
	EUR	EUR
Director's fees	0	20 000
Other administrative expenses	<u>250 861</u>	<u>205 054</u>
	<u>250 861</u>	<u>225 054</u>

11.2 - Other operating income

	March 31, 2016	March 31, 2015
	EUR	EUR
Adjustment provision from previous years	8 312	4 776
Provision for service provided to SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.	11 700	11 550
Reimbursement received from tax authorities	101 870	0
Reimbursement on cash buffer made in relation to QMSII	<u>57 789</u>	<u>0</u>
	<u>179 671</u>	<u>16 326</u>

Note 12 - Staff and directors**12.1 - Directors**

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2016	March 31, 2015
Directors	4	6

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2016 (continued)****Note 12 - Staff and directors (continued)****12.2 - Personnel**

The number of persons employed as at March 31, 2016 and March 31, 2015 was as follows:

	March 31, 2016	March 31, 2015
Senior Management	1	2
Middle Management	3	4
Employees	<u>3</u>	<u>2</u>
	<u>7</u>	<u>8</u>

During the financial year ended March 31, 2016, one director resigned from her position of member of the Board of Directors of the Company.

Note 13 – Off-balance sheet items

On July 31, 2012, the Company decided to terminate a series trust under its administration (the "Series Trust").

Following the termination, all investments of the Series Trust were realised aside from an investment in a SICAV. The value of this investment was determined at zero since May 29, 2009.

It has been resolved on March 26, 2013 that the beneficial interest in the SICAV be transferred so that this asset is held in custody by SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A. for the Company and following this transfer, the Series Trust will have no assets and no liabilities and will cease to exist as a matter of Cayman Islands Law.

If any cash is received in respect of the SICAV in the future, the Company will use such cash, firstly, to pay any liabilities incurred in respect of this asset and, secondly, to pay the unitholders who would have been entitled to such cash as if the Series Trust were still in existence.

On November 29, 2013 and December 3, 2013, in consideration of the payment of overdrafts granted to some series trusts under its management, the Company received units in two underlying funds, such units being valued at zero. It is agreed that if any cash is received by the Company from such underlying funds in the future, it will be used to compensate the loss suffered by SMBC Nikko Securities Inc and the Company (such as the compensation of the overdrafts or payment of some liabilities of these series trusts) and then to reimburse the former unitholders of the series trusts at the time of the liquidation.

Note 14 – Subsequent events

With effective date April 5, 2016, the Company changed its registered address to 2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg.

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、2017年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 119.79円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[前へ](#)[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2016年9月30日現在

(単位：ユーロ)

	2016年9月30日		2016年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
固定資産				
- その他の付帯設備、用具および備品	21,089	2,526	25,741	3,084
流動資産				
債権				
- 売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	4,736,514	567,387	3,518,259	421,452
- 関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の到来するもの	441	53	1,084,743	129,941
- その他の売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	2,500	299	173,380	20,769
現金および預金	6,811,154	815,908	5,259,996	630,095
手許現金	4	0	505	60
前払金	20,898	2,503	42,077	5,040
	<u>11,571,511</u>	<u>1,386,151</u>	<u>10,078,960</u>	<u>1,207,359</u>
資産合計	<u>11,592,600</u>	<u>1,388,678</u>	<u>10,104,701</u>	<u>1,210,442</u>
負債				
資本金および準備金				
- 払込資本金	5,446,220	652,403	5,446,220	652,403
- 繰越利益	0	0	0	0
- 準備金				
法定準備金	72,539	8,689	55,985	6,706
その他の積立金	1,243,094	148,910	928,572	111,234
	<u>1,315,633</u>	<u>157,600</u>	<u>984,557</u>	<u>117,940</u>
- 当期損益	531,225	63,635	331,076	39,660
	<u>7,293,078</u>	<u>873,638</u>	<u>6,761,853</u>	<u>810,002</u>
引当金				
- 納税引当金	9,958	1,193	0	0
- その他の引当金	110,086	13,187	252,863	30,290
	<u>120,043</u>	<u>14,380</u>	<u>252,863</u>	<u>30,290</u>
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	34,924	4,184	47,818	5,728
- その他の債務				
1年以内に支払期限の到来するもの	4,144,555	496,476	3,042,167	364,421
	<u>4,179,479</u>	<u>500,660</u>	<u>3,089,985</u>	<u>370,149</u>
負債合計	<u>11,592,600</u>	<u>1,388,678</u>	<u>10,104,701</u>	<u>1,210,442</u>

(2) 損益の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2016年4月1日から2016年9月30日までの期間

(単位：ユーロ)

	2016年9月30日		2016年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
その他の外部費用	8,301,459	994,432	10,121,552	1,212,461
人件費	421,083	50,442	1,113,766	133,418
流動資産要素に係る評価調整	0	0	0	0
その他の営業費用	90,617	10,855	250,861	30,051
その他の利息および類似財務費用	14,232	1,705	36,582	4,382
	<u>8,827,391</u>	<u>1,057,433</u>	<u>11,522,761</u>	<u>1,380,312</u>
法人所得税	241,203	28,894	33,250	3,983
	<u>9,068,593</u>	<u>1,086,327</u>	<u>11,556,011</u>	<u>1,384,295</u>
当期利益	<u>531,225</u>	<u>63,635</u>	<u>331,076</u>	<u>39,660</u>
費用合計	<u>9,599,818</u>	<u>1,149,962</u>	<u>11,887,087</u>	<u>1,423,954</u>
収益				
純売上高	9,504,908	1,138,593	11,707,262	1,402,413
その他の営業収益	72,251	8,655	179,671	21,523
その他の利息および類似財務収益	22,659	2,714	154	18
	<u>9,599,818</u>	<u>1,149,962</u>	<u>11,887,087</u>	<u>1,423,954</u>
当期損失	0	0	0	0
収益合計	<u>9,599,818</u>	<u>1,149,962</u>	<u>11,887,087</u>	<u>1,423,954</u>

[前へ](#)

4 【利害関係人との取引制限】

管理会社、投資運用会社、所在地事務・管理事務・支払事務、登録・名義書換事務代行会社および保管受託銀行は、トラストまたは各ファンドと類似の投資対象を持つ他のファンドまたは集団投資スキームに関して、随時、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、販売会社、管理事務代行会社または保管受託銀行として行為し、またその他の形で関与することがある。従って、それらの業務の過程において、それらのいずれかが、トラストまたはファンドと潜在的な利益相反関係に立つことがある。かかる場合、各主体は、トラストまたは各ファンドに関連して、その当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常に配慮する。特に、利益相反が生じる可能性のある取引または投資を行う際には、受益者の最善の利益のために行為する義務に限定されることなく、各主体は、かかる利益相反が公正に解決されるように努める。

5 【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は適式に招集された株主総会において株主により選任され、いつでも理由の有無にかかわらず株主の議決により解任または更迭される。死亡、辞職またはその他の理由により欠員ある場合には、次回の株主総会まで欠員を補充するため、残余の取締役は取締役会を開催し、その多数決により取締役を選任することができる。

(2) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律の規定する定足数および決議要件を満たした株主総会の決議が必要である。

(3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその事業を譲渡することができる。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実または与えることが予想される事実はない。

管理会社の存続期間は無制限である。ただし、その株主総会で定款の変更が必要とされる方法で採択された決議によりいつでも解散することもできる。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド(「投資運用会社」)

(Nikko Asset Management Europe Ltd)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在、230万スターリング・ポンド(約3億2,218万円)

(注) スターリング・ポンドの円貨換算は、2017年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行における対顧客電信売買相場の仲値(1スターリング・ポンド=140.08円)による。

(2) 事業の内容

日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドは、英国法人である日興AMグローバル・ホールディングス・リミテッドの完全子会社であり、日興AMグローバル・ホールディングス・リミテッドは日本法人である日興アセットマネジメント株式会社(「日興アセットマネジメント」)の完全子会社である。日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドの主な業務は、第三者および他のグループ企業に対して投資運用および投資顧問サービスを提供することである。同社の投資運用・顧問の資産は、2017年3月末日現在、約157億スターリング・ポンド(約2兆1,993億円)である。

2 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「保管受託銀行」および「所在地事務・管理事務・支払事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社」)

(SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在、90,154,448ユーロ(約108億円)

(2) 事業の内容

ルクセンブルグにおいて1974年2月14日に株式会社として設立された、S M B C日興証券株式会社の子会社である。S M B C日興ルクセンブルク銀行は、その設立以来、銀行業務に従事している。

3 S M B C日興証券株式会社(「販売会社」および「代行協会員」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 100億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

4 内藤証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 30億248万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

5 東海東京証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 60億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

6 東洋証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 約134億9,400万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

7 マネックス証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 12,200百万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

8 水戸証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 約122億7,200万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

9 静銀ティーエム証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

10 S M B Cフレンド証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 272億7,000万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

(注) 2018年1月1日付でS M B Cフレンド証券株式会社はS M B C日興証券株式会社と合併する。合併後の存続会社はS M B C日興証券株式会社であり、合併後の社名はS M B C日興証券株式会社となる。以下同じ。

11 株式会社あおぞら銀行(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 1,000億円

(2) 事業の内容

銀行法に基づき銀行業務を営んでいる。

12 みずほ証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 約1,251億6,700万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

13 岡三証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 50億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

14 ばんせい証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 15億5,825万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

15 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 80億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

16 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 405億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

17 安藤証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 22億8,000万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

18 宇都宮証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 約3億100万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

19 ちばぎん証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 約43億7,400万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

20 ソニー銀行株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 310億円

(2) 事業の内容

銀行法に基づき銀行業務を営んでいる。

21 ニューズ証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 10億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

22 キャピタル・パートナーズ証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 10億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

23 エイチ・エス証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

24 ワイエム証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 12億7,000万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

25 ふくおか証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

26 めぶき証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年4月3日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

(注) 2017年4月3日付で、常陽証券株式会社はその商号をめぶき証券株式会社に変更した。以下同じ。

27 立花証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 66億9,570万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

28 浜銀ＴＴ証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 330,798万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

29 楽天証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 7,495百万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

30 株式会社SBI証券(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 約483億2,313万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

31 中銀証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 20億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

32 西日本シティＴＴ証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

33 百五証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2016年6月22日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

34 むさし証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 50億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

35 第四証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 6億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

36 カブドットコム証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 約71億9,600万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

37 今村証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 約857百万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

38 あおぞら証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

39 池田泉州T T証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 12億5,000万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

40 ほくほくTT証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2017年3月末日現在 12億5,000万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

2 【関係業務の概要】

1 日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド(「投資運用会社」)

(Nikko Asset Management Europe Ltd)

管理会社との投資運用契約に基づき、トラストの資産の投資運用業務を行う。

2 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「保管受託銀行」および「所在地事務・管理事務・支払事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社」)

(SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)

S M B C日興ルクセンブルク銀行は、その設立以来、銀行業務に従事している。

S M B C日興ルクセンブルク銀行は、トラストの支払事務代行会社としても行為する。

所在地事務代行会社、管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社としてのS M B C日興ルクセンブルク銀行は、ルクセンブルグの法律によって要求される全般的な事務業務およびファンド証券の発行、買戻しおよび転換の手続、ファンド証券の純資産価額の計算ならびに会計記録の維持に管理責任を負う。

3 S M B C日興証券株式会社(「販売会社」および「代行協会員」)

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務および代行協会員業務を行う。

4 内藤証券株式会社(「販売会社」)

日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

- 5 東海東京証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 6 東洋証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 7 マネックス証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 8 水戸証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 9 静銀ティーエム証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 10 S M B Cフレンド証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 11 株式会社あおぞら銀行(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 12 みずほ証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 13 岡三証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 14 ばんせい証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 15 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 16 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

- 17 安藤証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 18 宇都宮証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 19 ちばぎん証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 20 ソニー銀行株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 21 ニュース証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 22 キャピタル・パートナーズ証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 23 エイチ・エス証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 24 ワイエム証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 25 ふくおか証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 26 めぶき証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 27 立花証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 28 浜銀 T T 証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

- 29 楽天証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 30 株式会社S B I証券(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 31 中銀証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 32 西日本シティ T T証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 33 百五証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 34 むさし証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 35 第四証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 36 カブドットコム証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 37 今村証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 38 あおぞら証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 39 池田泉州 T T証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 40 ほくほく T T証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

3 【資本関係】

管理会社の全株式を所有しているS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、S M B C日興証券の子会社である。

第3 【投資信託制度の概要】

投資信託制度の概要

(2016年10月付)

I. 定 義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法(改正済)(2010年法が継承)
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(改正済)
AIF	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	通達2003/41/ECおよび通達2009/65/ECならびに規則(EC)No.1060/2009および規則(EU)No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会通達2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則(EU)No. 231/2013
CESR	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会(ESMA)
CSSF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合(EECの継承機関であるECを吸収)
FCP	契約型投資信託
KIID	通達2009/65/EC第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家情報文書
加盟国	EU加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるEU加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でEU加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からRESAに切り替えられた

パートIファンド	(特にUCITS IV通達をルクセンブルグ法において導入する)2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
RAIF	リザーブ・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法第1条に定めるリザーブ・オルタナティブ投資ファンド
RESA	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	リスク・キャピタルに投資する投資法人
UCI	投資信託
UCI管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS IV通達または 通達2009/65/EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会通達2009/65/EC
UCITS V通達または 通達2014/91/EU	預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009/65/ECを改正する2014年7月23日付欧州議会および理事会通達2014/91/EU
UCITS V法	2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS V通達を法制化する2016年5月10日法
UCITS V規則または EU規則2016/438	預託機関の義務に関して欧州議会および理事会通達2009/65/ECを補足する2015年12月17日付委員会委任規則(EU)2016/438
UCITS所在加盟国	UCITS IV通達第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
UCITSホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

II. 投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、通達85/611/EEC(以下「UCITS I通達」という。)の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法に取って代えられた。

2002年法は、UCITS I通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/EC(以下「UCITS III通達」という。)をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法に取って代わった。

2010年法は、UCITS IV通達をルクセンブルグ法に導入し、2002年法に取って代わった。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。専門投資信託(以下「SIF」という。)は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日に、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法が公布され、同日発効した。

AIFMDは、主にEU(および一定の条件の下では外国)におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される通達ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ピークル(すなわちAIF)にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

その結果、2013年法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化しただけでなく、同時に、リスク・キャピタルに投資する投資法人に関する2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および改正2004年6月15日法等の現行のルクセンブルグ法を改正した。SICARについては、本概要において簡潔に記載することと定める。

2013年法によって導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、(i) 完全に適用対象となる投資ピークル(すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ピークル)と、(ii) AIF(いかなる場合もAIFとしての適格性を有しているすべてのパートIIファンド)ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産が2013年法およびAIFMDにより規定された最低限度額を下回る投資ピークルとを区別することを主に目的としている。

2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非UCITSの管理会社および非AIFMの管理会社に関する新しい制度が導入された。

AIFMDについては2013年法は、AIF(当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。)を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMが、ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF(その投資信託の所在地を問わない。)の販売を行う場合、2013年法は、かかるAIFMに適用される。

2016年5月12日に、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS V通達を法制化する2016年5月10日ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に発効した。

UCITS V通達において重視されているのは以下の3点である。

- 預託制度の見直し
- 報酬規則の導入
- 行政的制裁の調整

III. ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパートIのUCITSおよびパートIIのUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

- パートI UCITS(以下「パートI」という。)
- パートII その他のUCI(以下「パートII」という。)
- パートIII 外国のUCI
- パートIV 管理会社
- パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.1 2010年法

2007年法はSIFのみを取り扱い、2つのパートに分けられる。

- パートI 専門投資信託に適用される一般規定
- パートII オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法第2章またはAIFMD第2章に基づき認可されるAIFMにより運用される専門投資信託に適用される固有規定

1.3 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パートIおよびパートIIに従う投資信託および2007年法に従うSIFの主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託(fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)
- 2) 投資法人(investment companies)
 - 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)
 - 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法(パートIファンドおよびパートIIファンド)、2004年法(SIF)、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託(FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社(以下「管理会社」という。)およびその保管受託銀行(以下「保管受託銀行」という。)の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表象する、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびUCITSおよびパートIIファンドについては2010年法またはSIFについては2007年法のいずれかに従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を保有する権利を有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定されることが求められる。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パートIファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パートIIファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML通達91/75(改訂済)は、パートIIファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で(原則として月に一度以上)決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズ・エンド型ファンドを設立することができる。

SIFに関連して、受益証券の発行ならびに、適用ある場合は、受益証券の買戻しに適用される条件および手続は約款に規定され、より詳細な規定は課されない。従ってSIFは、買付けおよび買戻しの両方についてオープン・エンド型またはクローズ・エンド型ファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

パートIファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパートIIファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注) 2016年10月現在において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSまたはパートIIファンドとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから6か月以内およびSIFとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。

ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。

- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
 - 発行価格および買戻価格は、パートIファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパートIIファンドについては少なくとも1か月に1度(例外がある)は計算されなければならない。SIFは約款に従い発行価格および買戻価格を決定し、ファンドの純資産価額に基づかない場合がある。SIFの純資産価額は少なくとも1年に1度は決定されなければならない。
 - 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) FCPの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件
- (注) 緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくFCPの保管受託銀行

- A. 管理会社は、運用しているFCPそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、CSSFにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、FCPの資産の保管、キャッシュフローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。'取締役'とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたFCPのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

- B. パートIおよびパートII FCPについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。
- FCPの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
 - FCPの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
 - 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。

- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュフローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みにおいてFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、FCPのすべての現金がa)FCP名義、FCPを代理する管理会社名義またはFCPを代理する保管受託銀行名義で開設され、b)通達2006/73/EC¹第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、c)通達2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

FCPを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

¹「通達2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに通達の定義語に関する欧州議会および理事会通達2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会通達2006/73/ECをいう。

C. FCPの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 - i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 - ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、FCPを代理する管理会社名義で開設された通達2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってFCPに属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
 - i) FCPを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてFCPの所有権を確かめることによってかかる資産のFCPによる所有を確認し、
 - ii) FCPが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、FCPのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するFCPの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるFCPの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) FCPの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がFCPを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) FCPの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてFCPが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはFCPの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委任しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委任する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避するつもりで業務を委任するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委任について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委任する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委任されるのは、当該第三者が委任業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたFCPの資産の性質および内容に適切、かつ、見合った構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に言及された保管業務が以下に服している。
 - i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分離している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるFCPの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を一般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委任要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委任要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委任することができる。

- a) 関連FCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委任が必要であること、委任を正当化する状況および委任に関するリスクを適切に通知され、
- b) FCPを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委任するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委任する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F. 保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、FCPを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに言及された委任に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

FCPの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、FCPまたはFCPを代理する管理会社に関して、FCP、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合(2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。)
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

FCPIは2010年法または2007年法に従うか否かにかかわらず、管理会社によって運用される。

FCPIに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が通達2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、通達2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。(さらなる詳細については、以下IV項を参照のこと。)

3.1.5 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パートIファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パートIIファンドおよびSIFについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年法および2007年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資口は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人(SICAV)

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAV の形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、SICAV は、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAV は、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2 2007年法に基づくSICAV

公開有限責任会社の形態に加えて、2007年法はSICAV が株式有限責任事業組合、特別リミテッド・パートナーシップ、普通リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合の形態の採用を許可している。2007年法に基づくSICAV の唯一の目的は、投資リスク分散を目的としてファンドを資産に投資し、投資家(十分に情報を提供された投資家でなければならない)に資産運用の結果の恩恵を提供することである。規約は、資本金が常に会社の純資産の金額と同額である旨規定している。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.3 2010年法および2007年法に従うSICAV の要件

SICAV に適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パートIの対象となっているSICAV の最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAV を含め、2010年法パートIに従うすべてのSICAV の資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- パートII SICAV は、株式資本を処理しなければならない、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、SICAV の認可後6か月以内に達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロに引き上げることができる。
- SIFについては、株式プレミアムまたはパートナーシップ持ち分を構成する金額を加えたSICAV の払込済資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低資本金は、SICAV の認可後12か月以内に達しなければならない。大公国規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロまで引き上げることができる。
(注)現在にかかる規則は存在しない。
- 取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAV はいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、SICAV は、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- UCITSおよびパートIIファンドに関して、通常の期間内にSICAV の資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAV の投資口を発行しない。
- UCITSおよびパートII ファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAV の資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する(パートIファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パートIIファンドについては最低1か月に1回とし、SIFについては最低1年に1回とする。)。
- 規約は、SICAV が負担する費用の性質を規定する。
- SICAV の投資口は無額面とする。

3.2.2 2010年法に基づくSICAV の保管受託銀行

A. SICAV は、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。保管受託銀行は、保管受託契約に従い、SICAV の資産の保管、キャッシュフローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するSICAV に関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の関連法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたSICAV のための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. パートIおよびパートII SICAV については、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- SICAV の投資口の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAV の規約に従って執行されるようにすること。
- SICAV の投資口の価格が法律およびSICAV の規約に従い計算されるようにすること。
- 法律またはSICAV の規約に抵触しない限り、SICAV またはSICAV を代理する管理会社の指示を執行すること。
- SICAV の資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- SICAV の収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、SICAV のキャッシュフローを適切に監視し、特にSICAV の投資口の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、SICAV のすべての現金がa)SICAV 名義またはSICAV を代理する保管受託銀行名義で開設され、b)通達2006/73/EC²第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、c)通達2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

SICAV を代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

²「通達2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに通達の定義語に関する欧州議会および理事会通達2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会通達2006/73/ECをいう。

C. SICAV の資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 - i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 - ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、SICAV を代理する管理会社名義で開設された通達2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってSICAV に属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
 - i) SICAV から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてSICAV の所有権を確かめることによってかかる資産のSICAV による所有を確認し、
 - ii) SICAV が所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、SICAV のすべての資産をまとめた一覧をSICAV に提出する。

保管受託銀行が保管するSICAV の資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるSICAV の資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) SICAV の勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がSICAV またはSICAV を代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) SICAV の利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてSICAV が受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはSICAV の資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委任しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委任する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避するつもりで業務を委任するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委任について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委任する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委任されるのは、当該第三者が委任業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたSICAV の資産の性質および内容に適切、かつ、見合った構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に言及された保管業務が以下に服している。
 - i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分離している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるSICAV の資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委任要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委任要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委任することができる。

a) 関連SICAV に投資する投資主が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委任が必要であること、委任を正当化する状況および委任に関するリスクを適切に通知され、

b) SICAV が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委任するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委任する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F. 保管受託銀行は、SICAV および投資主に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、SICAV に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、SICAV および投資主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりSICAV および投資主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに言及された委任に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

投資主は、救済が重複したり投資主間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的にSICAV を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、SICAV と保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、SICAV、SICAV を代理する管理会社および保管受託銀行は、SICAV および投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、SICAV またはSICAV を代理する管理会社に関して、SICAV、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびSICAV の投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、SICAV に関して保管受託銀行の義務は終了する。

a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはSICAV に解任される場合(2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。)

- b) SICAV、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりSICAV、保管受託銀または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章(UCITS)または第16章(パートII ファンドおよびSIF)に従い管理会社によって運営される。

SICAV が管理会社を指定した場合のSICAV に関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意的に認可を撤回されるか、またはSICAV により解任された場合。ただし、当該管理会社が通達2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 指定管理会社がSICAV により認可を撤回され、SICAV が自己運用SICAV たる適格性の採用を決定した場合。
- c) SICAV、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- d) SICAV、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

3.2.4 関係法人

上記III.3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、SICAV の投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 会社型パートIファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAV に関し定められているが、パートIファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAV が、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともSICAV の組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- SICAV の業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAV が遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAV の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAV を代理するか、またはSICAV の方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAV と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAV が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAV は、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAV は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAV の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAV が以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAV に付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
 - (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合
 - (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合
- (2) 以下のIV.3.2の(4)から(8)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAV に適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と解釈される。

SICAV は、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAV は、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAV の性格にも配慮し、当該SICAV が健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該SICAV に係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAV の資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010法および2007年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI(いわゆる「アンブレラ・ファンド」)を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。CSSFは、2010年法および2007年法に従う投資信託(以下「UCI」という。)の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連するCSSF通達12/540を発行した。当該通達に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント(即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント)に対する認可は、最長18か月間有効である。

4.1.2 2010法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資口を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資口は全額払い込まなければならない、無額面でなければならない。投資口は、SICAVの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3 2007法に基づく受益証券の発行および買戻し

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口/受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、SIFは、(例えば、SIFが発行したワラントの行使時に)所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため)純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済み投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、約定した申込みにより当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済み投資口(当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。)によって行うこともできる。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)は、(2010年法または2007年法により明示的に適用除外されていない限り)FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件(1915年法第26条)

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.69ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項(1915年法第27条)

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立者の身元
- (ii) 会社の形態および名称
- (iii) 登録事務所
- (iv) 会社の目的
- (v) 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額
- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する株式のクラスの記載
- (viii) 株式の形式(記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式)
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
(注) 1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
- (x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記載
- (xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (xiii) 会社の存続期間
- (xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第29条)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 発起人および取締役の責任(1915年法第31条および第32条の1)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

IV. 2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パートIに基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる(簡単な通知手続に服する。)

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。）。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パートファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、通達2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同等であること。
 - かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - （合計で）取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。

- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品

- CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社(各運用UCITSに関するもの)は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる場合も、これらの運用によりUCITSはその設立証書に記載された投資目的から逸脱しないものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。
当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。
譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
- UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。
- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。
- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
 - 当該機関への預金、または
 - 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー
- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。
- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。
- UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。
- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。
- (a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。
- 通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされるものとする。
- UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみだす場合に限る。
- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
 - 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
 - 指数が適切な方法で公表されていること
- この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体のみ許される。
- (12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。
- CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。
- これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。
- (b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。
- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。
- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。
- この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。
- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。
- UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。
- 他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートIまたは通達2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - (ii) 同一発行体の債務証券の10%
 - (iii) (2010年法第2条第2項の意味の範囲の)同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書IV.2.の制限に適合する必要はない。
リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSのコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%まで、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。

(b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。

2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08/339(以下「通達08/339」という。)を出した。

通達08/339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により取って代えられる。)の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された通達08/380により改正された。

2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356を出した。

通達08/356は、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を取り扱っている。当該通達08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

通達14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融派生商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

通達2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター/フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS(またはそのコンパートメント)の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。

- B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS(以下「マスター」という。)に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。
- 補助的な流動資産(2010年法第41条第2項に定義される。)
 - 金融デリバティブ商品(ヘッジ目的でのみ利用できる。)
 - 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社 / 第15章の管理会社

パートIファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または株式有限責任事業組合として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定は第15章の管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。
- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものも含む。)
 - (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務
- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。
- (5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授権され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授権も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表Iに記載される行為および2010年法第101条による授権を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

(注) 表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集管的管理において追加的に遂行する「その他の業務」(管理、マーケティングおよびAIFの資産に関連する行為等)から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

- (7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用してクロス・ボーダー・ベースで活動を遂行する。

- (8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - (i) 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
 - (ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - (iii) 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

- (f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
管理会社が、(2010年法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。
CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(8)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
 - (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
 - (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
 - 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。(注) 上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償スキームの構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
 - a) 管理会社は、CSSFに適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。

- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。
- 報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。
- 報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィールに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク負担者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスク負担者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各スタッフに適用される。
- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。

- (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
- (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
- (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
- (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けけるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
- (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSのユニット数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。

本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック(回収)を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、辞職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

- (q) スタッフは、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスク負担者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスク負担者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各スタッフの利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSのユニットもしくは株の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に合うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

通達2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会(該当する場合は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステークホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (2) 通達2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付CSSF通達03/108に記載され(かかる通達の目的はUCITS管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。)、その後、CSSF通達05/185により補足された。

CSSF規則No.10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

さらに、2010年法の効力発生後、CSSFは、2010年法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味における管理会社を指定していない投資法人(いわゆる「自己管理型投資法人」)に適用される新たな規定に関するCSSF通達11/508を発行した。CSSF通達11/508の目的は、2010年法の効力発生後にUCITS管理会社および自己管理型投資法人が遵守すべき新たな要件につき詳細に説明することであった。

2012年10月24日、CSSFは、CSSF通達03/108、CSSF通達05/185およびCSSF通達11/508に取って代わるCSSF通達12/546を発行した。CSSF通達12/546は、第15章に従う管理会社および自己管理型投資法人に関する認可の取得および維持のための関連ある条件を一つの通達内に含み、CSSF規則No.10-4の一定の原則を詳述する。

CSSF通達12/546は詳細にわたり、以下は主要な点をまとめたものにすぎない。

- 業務プログラムを記載した申請ファイルは、CSSFに提出されなければならない。
- 管理会社および/または自己管理型投資法人は、その事務所をルクセンブルグに置かなければならない。
- 人的資源について、管理会社および/または自己管理型投資法人は、原則として、その決定事項を実行し、職務を遂行し、受任者の業務を有効に監督するために必要な技能、知識および専門的技術を有する十分な数の常勤職員を雇用しなければならない。ただし、CSSFにより認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の業務執行役員が遂行しなければならない。
- 一般的規則として、管理会社および/または自己管理型投資法人の業務を遂行する少なくとも2名の者はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者は、いかなる場合も、ルクセンブルグを本拠としなければならない。また、業務執行役員のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管銀行の従業員であってはならない。業務執行役員は、業務契約により管理会社/自己管理型投資法人の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。
- 通達では、職員数は管理会社/自己管理型投資法人の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。
- 管理会社のコンプライアンス担当役員、内部監査人およびリスク管理者は、管理会社の取締役会の構成員であってはならない。
- 通達では、管理会社/自己管理型投資法人が最初のおよび継続的な審査および監督に従いその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件、管理会社/自己管理型投資法人の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社/自己管理型投資法人から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジならびにかかる2名が権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類が詳細に記載されている。管理会社/自己管理型投資法人の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
- 中央管理事務権限は、他のルクセンブルグの認可された規制対象企業に対してのみ委任することができる。
- 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されている。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- (i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。
 - ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
 - EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- (ii) 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- (iii) ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パートIファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券/投資口の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するよう要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマナー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049(改定済)
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/43/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則No.10-4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/44/EUを置き換える2010年12月22日付CSSF規則No.10-5
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF通達11/509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF通達12/540

4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 2010年法パートIに従うUCITSは、上記(ii)に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

- a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが通達2009/65/ECに従う管理会社により運用され、通達2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合)は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iv) 販売資料

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(v) 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかににかかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。保管受託銀行に関しては、UCITS Vの規則により、パートIファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパートIの範囲内に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。))を含むが、これらに限られない。)
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。))を含むが、これらに限られない。)をウェブサイトで公開する旨(当該ウェブサイトへの言及を含む。)および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙IのスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(vi) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(vii) 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAV は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用(その中央管理事務および保管者を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、UCIまたはUCIの管理会社の取締役会およびCSSFによる使用のためだけに発行される。

(viii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML通達97/136(CSSF通達08/348により改正)に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(ix) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。

UCITS V通達を実施し、2010年法を改正する2016年5月10日付ルクセンブルグ法は、CSSFが、制裁およびその他の行政措置に関して以下の権限を有する旨を規定した。

(1) 下記(a)ないし(g)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パートIおよびパートIIに従うUCI、その管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業
- 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を行う者
- (UCIが任意清算される場合)清算人

- a) 2010年法を適用する目的においてCSSFが必要とする財務書類またはその他要求された情報の提供を拒絶した場合
- b) 不完全、不正確もしくは虚偽であることが判明した書類またはその他の情報を提供した場合
- c) CSSFの検査権ならびに監査権および調査権の行使が妨げられた場合
- d) 貸借対照表および財務状況の公表について規定する規則を遵守しなかった場合
- e) 下記(4) b)を理由としてCSSFにより宣言されたCSSFの差止命令を遵守しなかった場合
- f) 関係機関の健全かつ思慮分別のある運営をリスクにさらす可能性が高い行動を取った場合
- g) 2010年法第132条の規定を遵守しなかった場合

(2) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記(a)ないし(p)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パートIに従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
- 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を効率的に行う者

- a) 議決権割合もしくは保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%以上となるよう、または取得者の子会社となるよう、UCITS管理会社における適格保有持分が直接もしくは間接的に取得された場合または管理会社におけるそのような適格保有持分が増加された場合(以下「提案された取得」という。)であって、取得者が適格保有持分を取得または増加しようとしている当該管理会社につきCSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- b) 議決権割合または保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%未満となるよう、または取得者の子会社でなくなるよう、UCITS管理会社の適格保有持分が直接もしくは間接的に処分され、または減少した場合であって、CSSFに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- c) UCITS管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第102条第(5)項第b)号に違反した場合
- d) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAV が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第27条第(1)項に違反した場合
- e) 通達2014/65/EUの第11条第(1)項に記載される割合のうちいずれか一つを上回るまたは下回ることとなる、その資本の保有持分の取得または処分を認識した直後に、UCITS管理会社が、当該取得または処分をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- f) UCITS管理会社が、少なくとも年1回の割合で、適格保有持分を所有する投資主および構成員の氏名ならびに当該保有高をCSSFに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- g) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第a)項の規定に従って課せられる手続および取決めに遵守しなかった場合
- h) UCITS管理会社が、2010年法第109条第(1)条第b)項の規定に従って課せられる組織・設立要件を遵守しなかった場合
- i) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAV が、2010年法第27条第(3)項に従って課せられる手続および取決めに遵守しなかった場合
- j) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAV が、2010年法第110条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- k) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の投資会社が、2010年法第111条の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
- l) 保管受託銀行が、2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項に従い、その職務を遂行しなかった場合
- m) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAV または(自己が運用している各FCPについて) UCITS管理会社が、2010年法第5章の規定に定める投資方針に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合、

- n) UCITS管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のSICAV が、2010年法第42条第(1)項の規定に定めるリスク管理プロセスまたはOTCデリバティブの価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを利用しなかった場合
- o) 2010年法第27条に規定する範囲のSICAV または(自己が運用している各FCPについて) UCITS管理会社が、2010年法第47条および第150条ないし第163条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を遵守しなかった場合
- p) 別の加盟国において自己が運用しているUCITSの受益証券を販売するUCITS管理会社、または別の加盟国において自己の受益証券を販売する2010年法第27条に規定する範囲のSICAV が、2010年法第54条第(1)項に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (3) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記(a)ないし(n)のいずれかに該当する場合、CSSFは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- 2010年法パートIIに従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
 - 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を効率的に行う者
- a) 2010年法第16章に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第125-1条第(5)項第b)号に違反した場合
- b) 2010年法第16章に従う管理会社が、2010年法第125-1条の規定に従い、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- c) 2010年法第12章に従うSICAV が、2010年法第95条第(2)項および第(3)項の規定に従い、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- d) FCPの法的形態を有さないUCITSまたは2010年法第13章に従うSICAV が、2010年法第99条第(6b)項および第(6c)項の規定に従い、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- e) UCIまたはその管理会社がそれぞれ、2010年法第150条ないし第158条に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
- f) 保管受託銀行が2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項の規定に従い、自己の職務を遂行しなかった場合
- g) 2010年法第125-2条に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段によりAIFのAIFMとしての認可を得て、2013年法第10条第(1)項第b)項に違反した場合
- h) 2010年法第125-2条に従う管理会社が、2013年法第16条および第17条に従って課せられる設立要件を遵守しなかった場合
- i) 2010年法第125-2条に従う管理会社が、2013年法第13条の規定に従って課せられる、利益相反の防止に関する手続および措置を遵守しなかった場合
- j) 2010年法第125-2条に従う管理会社が、2010年法第11条(1)および2013年法の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合

- k) 2010年法第125-2条に従う管理会社が、2013年法第14条の規定に従って課せられるリスク管理の手續および体制を遵守しなかった場合
 - l) 2010年法第125-2条に従う管理会社が、2013年法第18条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - m) 2010年法第125-2条に従う管理会社が、自己が運用している各AIFにつき、2013年法第20条および第21条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
 - n) 別の加盟国において自己が運用しているAIFの受益証券を販売する、2010年法第125-2条に従う管理会社が、2013年法第30条に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (4) 上記(1)ないし(3)に記載される場合において、CSSFは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
 - b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
 - c) (UCIまたは管理会社の場合)UCIまたは管理会社の認可の停止または取消し
 - d) 管理会社もしくはUCIの経営陣の構成員、または管理会社もしくはUCIにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの事業体もしくはその他類似の事業体の経営機能の行使の一時禁止令または(度重なる重大な法令違反の場合)永久禁止令
 - e) (法人の場合)5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額(法人が親会社である場合または通達2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。)
 - f) (自然人の場合)5,000,000ユーロ以下の罰金
 - g) 上記e)およびf)の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、(上記e)およびf)の上限金額を上回る場合であっても)当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金
- (5) 本法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定(不服申立てが存在しないものに限られる。)について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、CSSFは、不当な遅滞なく、CSSFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとCSSFが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、CSSFは、以下のいずれかを行うものとする。

- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること(当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。)。
- c) (上記a)およびb)に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合)制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
 - i) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
 - ii) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

CSSFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

- (6) また、CSSFは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、CSSFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (7) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、CSSFのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (8) 通達2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、CSSFがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CSSFは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。

さらに、CSSFは、上記(1) c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰(当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。)をESMAに報告するものとする。
- (9) CSSFが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、CSSFは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下(該当する方)を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
 - a) 違反の重大性および期間
 - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
 - c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力

- d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および(該当する場合)市場または広範な経済の機能性に対する損害(それらが決定される範囲に限られる。)
 - e) 違反につき責任を負うべき者によるCSSFに対する協力の程度
 - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
 - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (10) CSSFは、本法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム(かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。)を確立する。
- (11) 上記(10)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
- a) 違反報告およびそのフォローアップの受領に関する具体的な手続
 - b) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
 - c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること
 - d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (12) 第1項に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (13) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合

- c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合
(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的に清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 SICAV については以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

- a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

- b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

V. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、AIFMをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

- (i) 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、(当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き)2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託(そのコンパートメントを含む。)をいうと定義される。
 - a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
 - b) UCITS IV通達に基づき認可を必要としない投資信託。
 - (ii) 2013年法は、以下のAIFMには適用されない。
 - a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM(ただし、かかる投資家のいずれも、それ自身がAIFではないことを条件とする。)
 - b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM
 - (i) その運用資産(レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。)の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは
 - (ii) レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF
- (それぞれを「最低限度額」という。)

AIFMは、上記b)(ii)に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない。2013年法は、かかる登録に関して適用除外規則を定めていない。2013年法の適用が除外されるAIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。2013年法の適用が除外されるAIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に(少なくとも年に一度)提供しなければならない。2013年法の適用が除外されるAIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート(下記V.1.6を参照のこと。)の恩恵を受けることはなく、このためパートIIファンドまたはSIFの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

EU加盟国以外の国で設立されたAIFM(すなわち、EU圏外のAIFM)の認可は、2015年7月から取得可能となる。それまで、2013年法は、EU加盟国以外の国で設立された一または複数のAIF(すなわち、EU圏外のAIF)を運用し、ルクセンブルグにおいてかかるAIFを販売しないEU圏外のAIFMには適用されない。しかしながら、ルクセンブルグにおけるEU AIFの管理またはEU圏外のAIFの販売を意図するEU圏外のAIFMは、2013年法第58条第5項に記載される要件に従わなければならない。

1. 2013年法に従うAIFM および保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、下記のいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

AIFMが、

- a) AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合、もしくは
- b) AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体(かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。)である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表Iに記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

上記とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 通達2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
 - i) 投資顧問業務
 - ii) 投資信託の投資口または受益証券に関する保管および管理事務業務
 - iii) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび/またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するAIFMの投資主またはメンバー(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) AIFMが2013年法第2章(AIFMの認可)、第3章(AIFMの運営条件)および第4章(透明性要件)および、適用ある場合、第5章(特定タイプのAIFを運用するAIFM)、第6章(EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限)、第7章(第三国に関する具体的規則)および第8章(個人投資家に対する販売)を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報

e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はAIFMが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

1.2 AIFMとしても認可された管理会社

以下の事業体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

- (a) 2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法(第125-1条および第125-2条)第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パートIIに従い内部運用されるUCI
- (d) 2007年法に従い内部運用されるSIF
- (e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR
- (f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの事業体
 - 1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの事業体
 - 2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの事業体

1.2.1 第15章記載の管理会社

2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS IV通達に従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。

AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、IV3.1を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または株式有限責任事業組合として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125-2条の適用を害することなく、2010年法第125-1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- (i) AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- (ii) AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88-2条第2項a)に従い外部AIFMを選任しなければならない。
- (iii) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
 - CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88-2条第2項a)に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。

AIFMDに規定する範囲のAIF以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125-1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の運用は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125-1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125-1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。

- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行い、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、CSSFの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(ii)の活動を行う2010年法第125-1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部AIFMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行うこと、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。
- B) 2010年法第88-2条第2項a)に規定される範囲内の外部AIFMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてAIFMDに規定する範囲の一または複数のAIFを運用する2010年法第125-2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、AIFのAIFMとしての認可をCSSFから事前に取得しなければならない。

2010年法第125-2条に記載される管理会社は、2013年法別表Iに記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125-2条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

- (2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。
 - a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
(注)現在かかる規則は存在しない。
 - b) 上記a)に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
 - d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。

- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.3 委託

2013年法に従い、AIFMは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にCSSFに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) AIFMは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、CSSFの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、CSSFの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、CSSFおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はAIFMの監督の有効性を阻害してはならず、特にAIFMが投資家の最善の利益のために行為し、または運用されることを妨げてはならない。

- f) AIFMは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上で選択され、AIFMは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

AIFMは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

- (注) AIFMは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有することとする。また、この適切な配慮は、AIFMによって、継続的に遂行されるものとする。

AIFMは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはAIFMもしくはAIFの投資家と利益が相反するその他の事業体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

AIFに対するAIFMの責務は、AIFMが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

AIFMは、AIFMの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの事業体として見なされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がAIFMから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するAIFMの事前合意
- AIFMは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にCSSFに通知すること。
- AIFMからの委託先(第三者)に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

- (注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのAIFMによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのAIFMからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのAIFは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

AIFMは、AIFMが運用する各EU AIFおよびAIFMがEU内で販売する各AIFについて、AIFの規約(またはFCPの場合は約款)に基づき投資家がAIFに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- AIFの投資戦略および投資目的の記載ならびにAIFが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- AIFM、AIFの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- AIFMの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- AIFの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載

- AIFの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- AIFMが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、AIFまたはAIFMとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資口の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるAIFの直近純資産価額またはAIFの受益証券もしくは投資口の直近市場価格
- 入手可能な場合、AIFの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、AIFおよびAIFのプライム・ブローカー間の重要な取り決めに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、AIF資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性およびAIFのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

AIFがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが用いるレバレッジの総額について定期的に、開示するものとする。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、通達2004/109/ECに基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更(上記1.4.1参照のこと)ならびにAIFMがスタッフに支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条a項およびb項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年ベース
- 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期ベース
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期ベース
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、年次ベース

上記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融派生商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、V.1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、完全にAIFMDの範囲内でAIFの新保管受託制度を導入した。わずかな調整を条件として、2013年法は、2013年法の範囲内に完全には該当しないSIFについては従前の保管受託制度を維持する。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融証書以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、(i)当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ(ii)主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社(例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド)に対する支配権取得を目指す、2007年法に規定するSIF、2004年法に規定するSICARおよびAIFMDに規定するAIFに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および/または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前節に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、(従前の保管受託制度と同じく)通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表IIの第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理上の構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法に規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- AIFの資産の保護預かり義務
- AIFのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監督業務

保管受託銀行自体が実施しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは反対に、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類金融商品またはその対当額を、AIFまたはAIFを代理して行為するAIFMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、AIFMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は第三者に対するその業務の委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、AIFまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、AIFまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 AIFのクロス・ボーダー・マーケティングおよび運用

2013年法第6章(EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限)および第7章(第3国に関する具体的規則)に規定される通り、AIFはAIFMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みAIFMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済みAIFMが、これらのAIFをクロス・ボーダーベースで運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、AIFの販売または運用を行うためAIFMがホスト加盟国からの認可を取得するか、AIFMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

2. 2010年法および2007年法に従うルクセンブルグUCIの概要

2.1 2010年法に従うパートIIファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパートIIファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUCITS規定に該当するが、2010年法パートIに該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パートIIに準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パートIIファンドの投資制限

パートIファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPIについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

(注) かかる規則は未だ出されていない。

IML通達91/75は、パートIIファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートIIファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートIIファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、

- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパートIIファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでCSSFとともに協議することができる。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パートIIファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、通達2011/61/EUの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パートIIファンドは、2013年法に従い、(i)パートIIファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または(ii)ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パートIIファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、(i)AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および(ii)2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパートIIファンドを運用する条件は、上記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

上記の記載事項は、原則として、パートIIファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パートIIファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パートIIファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パートIIファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パートIIファンドは、2010年法第88-2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパートIIファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パートIIファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパートIIファンドは、CSSFによってリストに記載されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその修正ならびに年次および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- パートIIファンドは、2010年法に規定する範囲内において、主要投資家情報を含む文書を作成する権限を有する。かかる場合において、当該文書は、主要投資家情報を作成するUCIは、通達2009/65/ECに従うUCITSではない旨の明確な記述を含まなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM(下記参照のこと。)としての資格を有するパートIIファンドに対し、2010年法および2013年法によって要求されている。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパートIIファンドに適用される追加的な規制

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCITが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立書類の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 販売資料

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書(全体版)の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(v) 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAV は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用(その中央管理事務および保管者を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。

(vi) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML通達97/136(CSSF通達08/348により改正)に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(vii) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。(さらなる詳細については、上記IV.4.2(ix)項を参照のこと。)

2.1.5 保管受託銀行

パートIIファンドに関しては、III.3.「契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要」の項に詳述される保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記IV.4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパートIIファンドの清算にも適用される。

2.2 2007年法に従うSIF

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたピークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」(以下「SIF」という。)と称している。

上記II.に記載するとおり、2007年法は、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのSIF制度、すなわち、(i) 2007年法パートIに従い、AIFMDの対象となるAIFとしての資格を有しないSIF、および、(ii) 2007年法パートIIに従い、認可されたAIFMによる運用が必要なSIFを区別する。

2.2.1 一般規定およびその範囲

SIF制度は、(i) その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCI、および、(ii) その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達(いわゆる「目論見書通達」)の適用可能性の有無について重要性を有する。同通達は、2012年7月3日法によって置き換わった通達2010/73/EUによって改正されている。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家が、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006/48/ECに定める金融機関、通達2004/39/ECに定める投資会社もしくは通達2009/65/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書(規約または約款)または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2 ルクセンブルグのSIFの投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パートIIと同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。そのためCSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認めることができる。従って、個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。

CSSFは、SIFに関するリスク分散について通達07/309(以下に詳述する)によって規制ガイドラインを発行した。SIFがアンブレラ・ファンドとして設立されている場合、SIFへの言及は、そのコンパートメントの一部に関する言及として理解されなければならない。

- (1) SIFは、その資産または約定した申込みの30%を超えて同一発行体が発行する同種の有価証券に投資しない。
 - (1)の制限は、以下の証券に適用されない。
 - (i) OECD加盟国または超国家的組織に対して発行された有価証券
 - (ii) 少なくともSIFに適用されるものと同等のリスク分散規制に服するターゲットUCI
- (2) 同一の発行体が発行する同質の有価証券の空売りは、SIFの資産の30%を超えない。
- (3) 金融派生商品を使用する場合、SIFは当該金融派生商品の裏付け資産の適切な分散により、上記に匹敵する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

CSSFは、ケース・バイ・ケースで例外を認める。

CSSFは、SIFが上記分散規則を逸脱できる「猶予期間」を認める。この猶予期間は、SIFの目論見書に開示されるものとし、運用資産の種類に応じて変更する。

2.2.3 管理会社およびAIFM

ルクセンブルグの管理会社は、2010年法第15章および第16章に従い、SIFを運用する。SIFが2013年法の条項に従うAIFとしての資格を有する場合、後者は、2013年法第2章の条項に従う認可済みAIFM(AIFMの運用資産が最低限度額を超えない場合)または登録済みAIFM(当該AIFMが最低限度額免除の恩恵を受けることができる場合)によって運用されるものとする。

第15章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。これらの管理会社がAIFMとして資格を有するための条件は、上記の通りである。

第16章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に従い存続する管理会社が満たさなければならない要件を規定している。これらの要件は上記の通りである。

2.2.4 SIFの認可、登録および監督

2.2.4.1 認可および登録

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役/運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2.2.4.2 投資家に提供すべき情報

募集文書および直近に公表された年次報告書は、購入者からの請求に応じて、無料で購入者に提供されるものとする。しかしながら、2007年法は、かかる文書の最小記載内容について具体的な内容を課していない。

募集文書は、投資家が投資家に提案された投資および特に、投資に付随するリスクについて、情報に基づく判断を下すことができるよう必要な情報を記載しなければならない。

募集文書の継続的更新は要求されないが、新規証券またはパートナーシップ持ち分が新たな投資家に対して発行される際には重要部分の更新をしなければならない。募集文書の修正は、CSSFの承認を条件とする。

2.2.5 ルクセンブルグのSIFの追加的な規制

(i) 規制上の側面

2007年法上、SIFは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付CSSF規則12-01は、これらの要件に関する措置を講じている。

(ii) 財務報告書の監査

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人 (réviseur d'entreprises agréé) による監査を受けなければならない。

UCITS およびパートIIファンドについては、1915年法第73条(2)項とは別に、SICAV は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を、年次総会の招集通知と同時に、登録受益者に送付することを要しない。招集通知は、これらの文書を受益者に提供する場所および実務上の取り決めを記載するものとし、各受益者は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を送付するよう請求することができる旨明記するものとする。

SIFは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

(iii) 財務報告書の提出

2007年法第56条は、SIFが募集文書およびその修正ならびに年次報告書をCSSFに送付しなければならない旨規定している。

2.2.6 保管受託銀行

SIFは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法のパートIIに服し、認可済みAIFMによる運用を要するSIFおよび2007年法のパートIIに服し、AIFMDの範囲内のAIFとしての資格を有しないSIFは、異なる保管受託制度に服す。AIFMDによる制度は、V.1.5 に記載され、AIFMDに服さないSIFについては、資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

以下の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件(例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み)を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a)に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないSIFに関しては、1993年法第26-1条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7 清算

IV.4.3「清算」の記載事項は、2007年法に従うSIFの清算にも適用される。

2.3 SICAR

2004年6月15日に、ルクセンブルグ議会は、リスク・キャピタルへ投資する投資法人(以下「SICAR」という。)に関する2004年6月15日法(以下「2004年法」という。)を採択した。リスク・キャピタルへの投資は、証券取引所への参入、進展または上場を目指す事業体に資産を直接または間接に投資することを意味する。このタイプのピークルは、情報を十分に提供された投資家(SIFに関する2007年法と同様に2004年法によって定義される。)にのみ利用可能である。

2.4 RAIF

2016年7月28日、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法が公表された。

これにより、「リザーブド・オルタナティブ投資ファンド」(以下「RAIF」という。)という新たな種類のルクセンブルグの投資ピークルが導入された。

RAIFは実質上、AIFとして**区分される**SIF(またはSICAR)と同一の特徴(および柔軟性)を有しており、主な違いは、RAIFは、CSSFの認可および監督に**服さず**、それゆえ、RAIFを設定し、**運用を開始することができる**時間枠が**市場に出るまでの時間の観点から考えると**より魅力的であるということである。SIFおよびSICAR同様、RAIFは、**情報を十分に提供された投資家にのみ**利用可能である。RAIFは、**認可された**AIFMによって管理されなければならないが、AIFMDに基づいて規制される。その他のAIFについて、RAIFの**認可された**AIFMは、2013年法、AIFMDおよび第三国の規則の規定に従うことを条件として、**クロスボーダーベースでEUの特定投資家に対して自らが管理するRAIFを最終的に市場に出すことができる。**

第4 【参考情報】

ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されている。

- | | |
|------------|------------------------------|
| 2016年5月29日 | 有価証券届出書 / 有価証券報告書（第24期） |
| 2016年9月30日 | 半期報告書（第25期中） / 有価証券届出書の訂正届出書 |

第5 【その他】

- (1) 交付目論見書および請求目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社、投資運用会社、販売会社および/またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。また、ロゴ・マークの意味に関する説明を記載する場合がある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・購入にあたっては交付目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書に、投資リスクとして次の事項を記載することがある。
 - ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）は適用されない旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 交付目論見書の表紙および投資リスクの項ならびに請求目論見書の表紙に以下の趣旨の文章を記載することがある。

「ファンドは、主に外貨建の公社債や短期金融商品など値動きのある証券に投資する。組入債券などは、金利の変動や債券発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等で値動きするため、ファンドの純資産価格も変動する。また、ファンドの受益証券は、純資産価格が外貨建で算出されるため、円貨で受取る際には為替相場の影響も受ける。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがある。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者に帰属する。投資信託は預貯金と異なる。

ファンドの純資産価格の変動要因としては、主に「金利変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「為替リスク」、「証券貸付、買戻権付売買取引ならびに買戻し条件付契約（現先契約）および逆買戻し条件付契約（逆現先契約）の取引に関連する特定のリスク」などがある。」

- (6) ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。

1 表面

- a ファンドの名称
- b 表象される口数
- c 管理会社および保管受託銀行の署名
- d 管理会社の登記上の事務所の所在地、登録番号、公開有限責任会社(Société Anonyme)である旨の表示
- e 約款のRESAへの掲載に関する情報

2 裏面

特記事項なし。

公認の監査人報告書

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

（複数のサブ・ファンドで構成される投資信託）の受益者各位

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の取締役会による任命を受けて、我々は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「トラスト」という。）およびその各サブ・ファンドの、2015年12月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の損益・純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の財務書類に対する注記で構成される添付の財務書類を監査した。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任範囲

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令および規則に準拠してこれらの財務書類を作成し適正に表示すること、ならびに、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると管理会社の取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

公認の監査人の責任範囲

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」が採用している国際監査基準に従って監査を実施した。当該基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類に重大な虚偽記載がないか否かについて合理的な確証を得るための監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項についての監査証拠を得るための手続の実行が含まれる。選択される手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクについての評価を含む公認の監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価を行うにあたり、公認の監査人は、状況に適合する監査手続を立案するために、事業体の財務書類の作成および適正表示に関する内部統制を考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性についての意見を表明する目的で行うものではない。

監査はまた、財務書類の全体的な表示に関する評価と共に、管理会社の取締役会により採用された会計方針の妥当性および行われた会計見積りの合理性についての評価を含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であるものと確信する。

意見

我々は、財務書類は、2015年12月31日現在のニッコウ・マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動を、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令および規則に準拠して真実かつ適正に表示しているものと認める。

その他の事項

年次報告書に含まれている補足情報は、上記基準に従った特定の監査手続の対象ではなく、我々の監査との関連においてのみ目を通した。従って、我々にかかる情報についての意見を表明するものではない。しかし、我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に申し述べる意見はない。

デロイト・オーディット

公認の監査法人

エリザベス・レイヤー、公認の監査人

パートナー

ルクセンブルグ、2016年4月25日

ノイドルフ通り 560

L-2220 ルクセンブルグ

ルクセンブルグ大公国

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Report of the *réviseur d'entreprises agréé*

To the Unitholders of
Nikko Money Market Fund
(Mutual investment fund with multiple sub-funds)

Following our appointment by the Board of Directors of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the "Management Company"), we have audited the accompanying financial statements of Nikko Money Market Fund (the "Fund") and each of its sub-funds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at December 31, 2015 and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

*Responsibility of the *réviseur d'entreprises agréé**

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier*. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the *réviseur d'entreprises agréé*'s judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the *réviseur d'entreprises agréé* considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nikko Money Market Fund and each of its sub-funds as at December 31, 2015, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matter

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

For Deloitte Audit, *Cabinet de révision agréé*

Elisabeth Layer, *Réviseur d ' entreprises agréé*
Partner

Luxembourg, April 25, 2016
560, rue de Neudorf
L-2220 Luxembourg
Grand-Duchy of Luxembourg

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

公認の監査人報告書

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

（複数のサブ・ファンドで構成される投資信託）の受益者各位

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」という。）の取締役会による任命を受けて、我々は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「トラスト」という。）およびその各サブ・ファンドの、2016年12月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の損益・純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の概要およびその他の財務書類に対する注記で構成される添付の財務書類を監査した。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任範囲

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令および規則に準拠してこれらの財務書類を作成し適正に表示すること、ならびに、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると管理会社の取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

公認の監査人の責任範囲

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」が採用している国際監査基準に従って監査を実施した。当該基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類に重大な虚偽記載がないか否かについて合理的な確証を得るための監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項についての監査証拠を得るための手続の実行が含まれる。選択される手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクについての評価を含む公認の監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価を行うにあたり、公認の監査人は、状況に適合する監査手続を立案するために、事業体の財務書類の作成および適正表示に関する内部統制を考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性についての意見を表明する目的で行うものではない。

監査はまた、財務書類の全体的な表示に関する評価と共に、管理会社の取締役会により採用された会計方針の妥当性および行われた会計見積りの合理性についての評価を含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であるものと確信する。

意見

我々は、財務書類は、2016年12月31日現在のニッコウ・マネー・マーケット・ファンドおよびその各サブ・ファンドの財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動を、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令および規則に準拠して真実かつ適正に表示しているものと認める。

その他の情報

管理会社の取締役会は、その他の情報について責任を負う。年次報告書に含まれているその他の情報は、財務書類および財務書類に対する公認の監査人の報告書を含んでいない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報には適用されず、また、我々はその他の情報に対する確証に基づく見解の形式を申し述べることはない。

財務書類の監査に関連して、我々の責任は、その他の情報を読み、その中で、その他の情報に財務書類または監査により入手した知識との重大な矛盾もしくはその他に重大な虚偽記載がないか否かについて考慮することである。我々の実施した監査に基づき、その他の情報について重大な虚偽記載があると確証を得た場合、我々は当該事実を報告することを要求されている。かかる点において、我々が報告すべきことはない。

デロイト・オーディット

公認の監査法人

エリザベス・レイヤー、公認の監査人

パートナー

ルクセンブルグ、2017年4月28日

ノイドルフ通り 560

L-2220 ルクセンブルグ

ルクセンブルグ大公国

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Report of the *réviseur d'entreprises agréé*

To the Unitholders of
Nikko Money Market Fund
(Mutual investment fund with multiple sub-funds)

Following our appointment by the Board of Directors of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the "Management Company"), we have audited the accompanying financial statements of Nikko Money Market Fund (the "Fund") and each of its sub-funds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at December 31, 2016, the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

*Responsibility of the *réviseur d'entreprises agréé**

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier*. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the *réviseur d'entreprises agréé*'s judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the *réviseur d'entreprises agréé* considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nikko Money Market Fund and each of its sub-funds as at December 31, 2016, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of *réviseur d ' entreprises agréé* thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothings to report in this regards.

For Deloitte Audit, *Cabinet de révision agréé*

Elisabeth Layer, *Réviseur d ' entreprises agréé*
Partner

Luxembourg, April 28, 2017
560, rue de Neudorf
L-2220 Luxembourg
Grand-Duchy of Luxembourg

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番

公認の監査人報告書

我々は、2016年3月31日現在の貸借対照表、ならびに同日に終了した年度に関する損益計算書および重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成されるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠した本年次財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬による重大な虚偽記載がない年次財務書類の作成を可能にするために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

公認の監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本年次財務書類に対し意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの「金融監督委員会」によって採用された国際監査基準に従って監査を行った。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに年次財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかの合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査は、年次財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による年次財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む公認の監査人の判断によって選定される。公認の監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、年次財務書類の作成および公正な表示に関連する事業体の内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、事業体の内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本年次財務書類は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイの2016年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の期間に関する営業成績を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ルクセンブルグ、2016年5月24日 ケーピーエムジー・ルクセンブルグ・ソシエテ・コーペラティブ
公認の監査法人
ビクター・チャン・イン

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の取締役会の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間には相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[前へ](#)[次へ](#)

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
2, rue Hildegard von Bingen
L-1282 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

We have audited the accompanying annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2016 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the Réviseur d'Entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgement of the Réviseur d'Entreprises agréé, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the Réviseur d'Entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. as of March 31, 2016, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Luxembourg, May 24, 2016

KPMG Luxembourg,
Société coopérative
Cabinet de révision agréé

Victor Chan Yin

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出
代理人が別途保管している。

[前へ](#)